333.6
Ko548d
T

0024152000

0024152-000

３３３．６－Ｋｏ５４８ｄ－Ｔ

第二次大戦と世界経済

東京銀行調査部・訳

時事通信社

1947

ADD

5,000
333.6
Ko548d
T

國際決濟銀行第十五回年次報告
(1944～45)

第二次大戰と世界經濟

東京銀行調査部訳

納本

時事通信社

B926

第二次大戰と世界經濟

—國際決濟銀行第十五回年次報告—

(1944—45)

東京銀行調査部譯

時事通信社刊

C I & E
REFERENCE LIBRARY

Dainiji Taisen to Sekai-keizai

The Second World War and World Economy

(Bank for International Settlements; Fifteenth Annual Report)

Translated by

The section of investigation of the Bank of Tokyo

333.6
Ko548d
T

国立国会図書館
36.3.28

547915

序

國際決濟銀行年次報告書は國際聯盟の World Economic Survey と並んで世界經濟特に世界財政金融の鳥瞰圖として重視されて來たものであるが、我々は第十三回年次報告（一九四三年度）の原文及び翻刻版に接して以來これを入手する機會がなく、世界史的な變動の時期に際して後續の報を渇望して居た所であつた。

この時幸にも横濱正金銀行の駐在員として瑞西にあつた武井良介、三木邦男兩君が一九四六年春その歸國にあたり、極度に制限された荷物の中に本第十五回報告書を船載持參せられた。われわれは兩君に感謝の意を表すると共に、戰時鎖國の久しきに亙つた我が知識界に何等かの寄與をなし得ればと願ひつつこの譯出に著手した。

しかるに譯者達の職場たりし横濱正金銀行は解体の運命に際會し、營業一般と共にひとたびはこの仕事も將來の見透困難となつたが、横濱正金銀行は聯合軍の好意的措置により普通銀行としての新生を許可され、この譯業も亦東京銀行の名の下に繼續の保證を與へられたのであつた。このやうに本譯書の運命はいはば激浪中の日本の姿の縮圖であつて譯者としても多少の感慨なきを得ないところである。ただ忙中の譯業とて多くの過誤なきやを惧れる。讀者諸賢の忌憚なき御叱正を心から希ふ次第である。

一九四七年一月十日

東京銀行調査部

凡例

一、本書は「國際決濟銀行第十五回年次報告」(Bank for International Settlements: Fifteenth Annual Report)の全譯であるが、譯名は「第二次大戰と世界經濟——國際決濟銀行第十五回年次報告(一九四四—四五年)」とした。

一、本書の取扱期間は表題には例年の通り一九四四年四月から四五年三月までとなつてゐるが、實際の統計資料等は一九四五年末に及んでをり、第二次大戰中の世界經濟に關する最新の資料である。

一、原書は題目別に記され章番號を附してゐないが、本譯書においては便宜上、順次章番號を附した。

一、イギリスの國名については次のやうに譯語を統一した。

United Kingdom	イギリス
Great Britain	英本國
British Commonwealth of Nations	英聯邦
British Empire	英帝國
British Isles	イギリス諸島

一、明らかに誤植又は誤記と考へられる個所は訂正飜譯の上必要ある場合は譯註を附しておいた。

目次

序　　頁

凡例

第一章　緒論……一

第二章　各國における戰爭の遺産……四

第三章　若干の國際的比較……三七

第四章　戰爭から生じた一般的諸問題……四九

第五章　流通紙幣の引替へと通貨の供給……九〇

第六章　國家財政……一一一

第七章　物資供給と賃銀……一二三

第八章　外國爲替相場……一三一

第九章　支拂協定……一五三

第十章　ブレトン・ウツヅ協定……一七一

第十一章　國際貿易……一九三

第十二章　金の供給並に移動……二〇五

一、本譯書の分擔飜譯者は次の通りである。

第一章、第二章……村野孝

第三章、第十四章、第十五章……重松輝彥

第四章……松田銑

第五章、第六章……磐瀨太郎

第七章、第八章、第十六章……原吾郎

第九章、第十章……長谷川俊三

第十一章、第十二章、第十三章……黑柳陽太郎

譯文の統一には長谷川、黑柳が當つた。

第十三章　物價並に雇傭の趨勢……二一八
第十四章　利子率と株式相場……二二九
第十五章　國際決濟銀行現下の活動狀況……二三九
第十六章　結論……二五一
附錄（1、貸借對照表　2、損益計算書）

統計表目次

第一表　イタリーの職業別人口構成……一〇頁
第二表　ドイツの一九三六年における諸產業の雇傭數生產額輸出額……一三
第三表　フランスの戰爭及び占領に因る損失推計……一五
第四表　イギリスの一九三八年—一九四四年における國民總生產額とその處分……一七
第五表　ベルギーの戰爭及び占領に因る損失推計……二一
第六表　オランダの戰爭及び占領に因る損失推計……二二
第七表　一九三九—四四年間の合衆國の國民總生產額とその處分……二五
第八表　ラテン・アメリカ各國の貨幣準備貨幣供給及び生計費の增加……三二
第九表　日本本土の職業別人口構成……三六
第十表　國民所得中に占める賃金の百分率……三八
第十一表　個人當り食物消費量……三九
第十二表　戰爭のための勞働力の動員（一九四四年六月の狀態）……四〇
第十三表　各國の出生率……四二
第十四表　純生殖率……四五
第十五表　世界の人口と面積……四七
第十六表　第一次世界大戰の直接間接戰費……五〇
第十七表　一九二八—一九三五年歐洲の國際收支尻……五七
第十八表　一九二九年の石炭事情……六六
第十九表　ヨーロッパ各國の戰前食糧自給度……六九
第二十表　一九三九年以前におけるヨーロッパの人畜消費用食糧輸入量……七一
第二十一表　合衆國、カナダ、アルゼンチン、オーストラリヤの小麥持越高表……七二
第二十二表　あらゆる原因による商船の喪失……七七
第二十三表　世界羊毛產額……八三
第二十四表　合衆國市場における一九一三—二〇年及一九三九—四五年原料品價格の變動……八五
第二十五表　ベルギーに於ける貨幣整理……九三
第二十六表　フランス銀行の一覽拂債務……九七
第二十七表　紙幣流通高……一〇三
第二十八表　商業銀行及貯蓄預金……一〇六
第二十九表　合衆國の政府歲入及歲出……一一四
第三十表　イギリスの歲入及歲出……一一七

第三十一表　ソ聯邦の中央政府歳入歳出豫算……一一七
第三十二表　各國の國家債務額……一二二
第三十三表　イギリス及び合衆國における一九三八―一九四四年輸出平均價格……一三一
第三十四表　イギリスの海外投資の減少と對外債務……一三五
第三十五表　イギリスの金及米ドル保有額、並に一九三九年九月より一九四五年六月までの在外資本の削減……一三六
第三十六表　各國通貨爲替相場……一四一
第三十七表　東ヨーロッパ諸國通貨に對するルーブル相場……一四五
第三十八表　デンマーク、フインランド、ノルウエー、スエーデンのスターリング及びドル相場……一四八
第三十九表　フランスフラン、ベルギーフラン、オランダフローリンの相場……一五〇
第四十表　支拂運貨協定……一六一
第四十一表　國際通貨基金加盟國醵出割當額……一七九
第四十二表　合衆國の外國貿易（武器貸與並に商業勘定）……一九四
第四十三表　合衆國の武器貸與援助……一九五
第四十四表　合衆國の國別武器貸與並に逆貸與狀況……一九六
第四十五表　イギリスの合衆國に對する相互援助狀況……一九七
第四十六表　カナダの外國貿易……一九九
第四十七表　イギリスの外國貿易……二〇一
第四十八表　外國貿易の趨勢……二〇三
第四十九表　合衆國と其の他諸國の金準備……二〇六

第五十表　世界の金生産高……二〇八
第五十一表　最近における金生産狀況……二一〇
第五十二表　各國中央銀行並に政府の金準備……二一一
第五十三表　イギリスの貿易上の支拂超過額……二一五
第五十四表　卸賣物價並に生計費の變動……二一九
第五十五表　中部イタリーにおける特定物資の小賣價格……二二三
第五十六表　中央銀行の公定割引率……二三一
第五十七表　株式相場指數……二三四
第五十八表　本銀行の金保有高及び債務……二四四
第五十九表　貸借對照表中の各項目……四五
第六十表　各資産の割合……二四六

卷末圖表目次

第一圖表　工業生産額・第二圖表　ロンドン及び合衆國における金價格・第三圖表　ラテン・アメリカ諸國における輸出入合計・第四圖表　ベルギー闇市場食料小賣物價・第五圖表　合衆國國民總生産とその使途・第六圖表　合衆國の卸賣物價指數・第七圖表　パレスタイン・エヂプト及びインドの卸賣物價・第八圖表　外國貿易量・第九圖表　合衆國の外國貿易・第十圖表　合衆國の武器貸與援助・第十一圖表　合衆國の貨幣用金保有高・第十二圖表　第一次及び第二次世界大戰における卸賣物價の變動狀況・第十三圖表　第一次及び第二次世界大戰における生計費の變動狀況・第十四圖表　ロンドン市場二分五厘利附公債相場・第十五圖表　株式指數・第十六圖表　國際決濟銀行の負債・第十七圖表　國際決濟銀行の資産

第二次大戰と世界經濟

國際決濟銀行年次總會第十五次報告

——一九四五年六月十一日バーゼル市において——

第一章　緒　論

紳士諸君

余はここに一九四四年四月一日を始期とし、一九四五年三月三十一日を終期とする國際決濟銀行第十五會計年度の年次報告を提出する榮譽をになふものである。當會計年度の營業業績は本報告書末尾にその詳細を掲載してあるが、利益金は臨時支出豫備金を差引き四百四十二萬九千五百六十二・四一スイス金フランである。當行理事會は現在の如き異常な環境を考慮して、將來の臨時支出に應ずべき可及的に高額の豫備金を準備する必要ありと裁決した。このため理事會は今回は、當行定款第四十八條(b)規定の「準備金並びに諸特別基金に資金を充當すること、及び配當並びにその額の決定を審査」することを年次總會に請求することが不可能であつた。したがつて四百四十二萬九千五百六十二・四一スイス金フランの利益金は、一九四四年乃至一九四五年度の特別假勘定科目に振替へられた。當會計年度末日の貸借對照表の總額は、一九四四年三月三十一日の四億六千七百三十萬スイス金フランに對して、四億五千八百七十萬スイス金フランであつた。

當年度に於て國際決濟銀行は引續き從來の報告書中に公告した營業方針に從つた。これによつて當行は緊密な關係を

有する諸機關の信用を持續し得たのである。

× × ×

國際決濟銀行の第十四次年次報告書は、當行の業務範圍に關する限り、一九四三年四月一日から一九四四年三月三十一日までの期間を對象として、一九四五年の春公表されたが、相當な遲延であつた。この遲延に關しては說明を要するところであるが、それは一に貨幣的經濟的概觀の作成に平常よりは長い時を要したことにあつたのである。これには左の如き二つの特殊な理由があつた。

第一に、他の一般的性質を有する報告書の多くが既に發表されなくなつた時に當つて、情報に對する世人の要望に出來る限り應ぜんとして、貨幣的經濟的概觀を從來よりは著しく廣汎なものにしたことである。

第二に、所要の情報を蒐集することは從來よりはるかに困難となり、就中最も重要なデータを選別し、その正確性を照合することとは特に然りであつた。しかのみならず表並びにグラフについて註解をなし、可能な範圍において一般的原則を定式化する課題は、平常の場合とは比較すべくもない勞働と注意とを要したことである。

しかしながら、この遲延に伴つた不利は、或る程度次の事實によつて補はれた。即ち一九四四年三月までの當行の營業活動に關する第十四次年次報告は、それが取扱ふ貨幣的經濟的概觀中に、一九四三年度及び一九四四年度の二ケ年にわたる資料を包含してゐるのであつて、その資料たる統計及びその他のデータの多くは一九四四年末現在にいたるまで採錄してある。

可及的速に平和時代の出版形式に復歸する目的をもつて、當行は今や第十五次年次報告を發行せんとするものであるが、本報告書は比較的少ない紙幅ながら、貨幣的經濟的情勢の一般的樣相を示さんとする概觀を包攝し、さらにこれに加へて當行の一九三九年三月三十一日と一九四五年三月三十一日における貸借對照表の主要科目の比較と共に、當行自體の業務に關するステートメントとを包含する。

× × ×

ヨーロッパにおける戰爭は、一九四五年五月、ドイツの無條件降服の結果終幕したが、市民生活への復歸は一擧にして實現されはしなかつた。太平洋地域における戰局は、一九四五年春から夏にかけて頓に進展しその結果ごのために益々增大する補給を必要とし、使用し得る船腹が激しく要求されてゐた事實とは一應別に、ヨーロッパは多くの爲し遂げらるべき課題に當面した。就中捕虜の集結及び輸送、難民の移動、軍隊形の配置換へ並び仁地方その他行政機構の人事再編のため極めて多忙であつた。かくて復員速度は戰爭努力をヨーロッパから極東に轉換する目的のために制約され、事態は複雜になつた。ところで一九四五年八月、日本政府が日本の武裝兵力全部の無條件降服を含むポツダム宣言の各條項を受諾した時をもつて、第二次世界大戰は終局を告げたのであるが、船舶運航の變更に關する處理をとつたにも拘らず當面の逼迫は緩和されず、船腹の不足は遠距離にある數百萬の將兵の歸還のために激化し、主要な困難の一つとして尙解決をみなかつた。

元來復員には動員とは比較すべくもない大きな困難が伴ふものであることが想起されなければならない。何故ならば復員條件は動員條件に比し遙に豫想が困難であるからである。動員の場合の如く、周到に準備された計畫を實行すれば事足りるのとは異り、歩一歩その時々の環境に適應しなければならないからである。かくて戰鬪行爲の熄んだ直後の三

四ケ月間は、ヨーロッパの一國から他國への物資の移轉は、一九四四年に現はれた低水準よりさらに相當な低位を示すといふ事態が生じたのである。

しかしながら生命の息吹は絶えることなく、橋梁は再び架けられ、道路は修理され、鐵道は運轉を再開した。第一着手の、しかして眞先に克服さるべき隘路は破壞された運輸組織であることは明らかであつた。個々の國及び地域によつて必要なことは、現在並びに將來の必要に備へて、國民不可缺の要求に應ずるため、補給物資のストックを入手することであつた。殆ど凡ての國に影響を及ぼした一般的な困難も若干あつたが、また各地域はそれぞれの特殊な問題に直面してゐた。けだし戰爭の遺した主な遺產は各地域を通じて同じものではなかつたからである。

第二章　各國における戰爭の遺產

現實に戰鬪が行はれた諸地域の物的破壞は、前大戰とは比較にならない程大きい。先づソ聯をみるに、同國の廣大な部分は、戰爭前半のドイツ軍の進擊、後半の退却を通じて荒廢に歸した。その人的損耗が極めて高度であつたことは確かであるが、ソ聯の人口は老大であるから、恐らく人口といふ點からすると、この國の國力は戰爭の災害によつて長期間減退することはないであらう。最も甚しい損害は、ヴォルガ河以西の工業地帶の破壞である。ソ聯政府は勞働强化並びに强制貯蓄の武器により、二十年代後期と三十年代に於て高度の工業化の達成に成功し、同時に廣汎な農業の機械化を遂行したのであつた。今次大戰後の再建に當つては、四分の一世紀以前即ち一九二〇年代と比較して、より高度な技術的熟練を利用し得る。しかしながら、新規產業の建設と舊產業の再建には大量の貯蓄を必要とする。ソ聯の採つてゐる

集產主義においても、經濟的進步の前提たる「節欲」乃至は「貯蓄」を必要とすることはいふまでもないことである。他國と同樣にソ聯の必要とする貯蓄量は、恐らく借款工作と賠償受取の進捗につれて、大部分は國內より、一部分は外國から獲得されるのであらう。一九一七年の革命以來ロシア人はその國を可及的速に技術的に近代的經濟國家に轉移せしめんとして力を傾けてゐる。人民の生活水準に過重負擔をかけることなしに、新たなる工業化の合理的な諸條件を如何にして回復するか、これが恐らく今次大戰直後のソ聯が直面してゐる主要な經濟問題であらう。ところで過去の工業化の程度は、都市人口の增加に反映してゐる。即ち、一九〇〇年における都市人口は、全人口の一三%に達しなかつたが、一九一四年には一八%に上昇し、一九二〇年の一五%への下降をみせた後、一九三九年には三三%と上昇した。

フインランドよりギリシヤにいたる線にまたがる諸國の情勢は區々である。これら諸國中の三國即ちフインランド、ハンガリー及びルーマニヤは、それぞれソ聯への賠償として六ケ年以內に三億ドル即ち、一ケ年毎に五千萬ドルの支拂を受諾した。右賠償債務は特定列擧物資をもつて支拂ふことになつてゐる(註)。

(註) 對ソ賠償の引渡し物件は一九三八年物價をもつて評價されるが、これに若干の加算がある。例へばフインランドの場合には、林產物は一〇%、その他の產物には一五%を一九三八年價格に加算する。滯納の場合は一ケ月五%の罰金を賦課されるが、現物支拂を認められる。一九四五年八月二日附のポツダム宣言にしたがつて、ドイツへの賠償要求額の一部は、「適當なるドイツの在外資產」を充當し得ることとなつてゐる。この點に關聯して、ソ聯は在フインランドのドイツ資產に對し要求權を有する。(ブルガリヤ、ハンガリー、ルーマニヤ及オーストリヤ東部に對しても同樣である。(十二頁參照)

以上の三國中フインランドは物的破壞を蒙ること最も輕微な國であつたが、なほその領土の約七%と、一二%の天然

資源とを喪失すると共に、割譲領土内にあつた四十八萬餘の國民を、縮少した領土内で就業せしめねばならなくなつた。

平時フインランドの輸出品の八〇乃至九〇%は、世界市場において需要の極めて大きい商品たる林産物が占めてゐた。林産物で總額一億弗の賠償引渡が、今なほ異常な低位にある産額の中から充當された後、殘餘の輸出餘力は既に貿易協定の締結を見た諸國、即ちソ聯、イギリス、スエーデン、デンマーク及びアイスランド等との商業關係において最も貴重なる資産となるであらう。休戰後この國は、スエーデン政府から二億三千萬スエーデン・クローネに達する借款を供與されてゐるが、更に外國からの借款獲得に努力してゐる。一九四五年十月の發表によれば、フインランドの對ソ賠償支拂期間六ケ年は八ケ年に延長され、また年々の支拂額五千萬ドルは三千七百五十萬ドルに輕減された。フインランドの一九四五年の國民所得は一九三八年のそれに比して約四分の一を減少してゐると推計されるが、これに對して輸出産業の生産高の減少は六〇%にのぼつた。（卷末第一圖表參照）

ハンガリーは再びトリアノン條約によつて決定した國境線にまでその領土を縮少されたが、その社會的經濟的構造、就中農業部面には顯著な變化が起つてゐる。賠償債務の支拂遂行と、增加する人口を相當な生活水準に保ちながら就業せしめるためには、工業の活潑化に特別な配慮がなされなければなるまい。興味深いことは、一九三九年に始めて工業總生産額が農業總生産額を凌駕したことである。インフレーションが惹起した混亂狀態の防遏には困難を極めてゐる。一九四五年十一月初旬頃には既にペンゴの對米自由爲替相場は、一米ドルに對して三萬ペンゴ（因に戰前は一ドル對五ペンゴ）といふ狀態であつた。

ルーマニヤは一九三九年當時の國土面積の五分の一を喪ひ、また略ゝ同樣の資源を喪失した。實際に戰鬪の行はれた若干の地域の損害は相當大ではあつたが、大部分は極めて輕微な損害を蒙つただけである。鐵道の狀態は非常に惡いといふわけではなく、ルーマニヤはダニューブ沿岸諸國中運輸の一般的混亂を免れてゐる唯一の國である（註）。過去のルーマニヤの輸出品の大宗は、例へば小麥、油及び木材の如き少數の容積大なる産物であつた。かかる産物の一部に對し、恐らく再びソ聯との貿易以外に、西ヨーロッパに市場が見出されねばならぬであらう。故にルーマニヤの外國貿易の一般的回復が、同國經濟にとり重要なわけである。たゞ不幸なことには、一九四五年の收穫は同年夏ヨーロッパの南部及び東部の廣汎な地域、北アフリカの一部を襲つた激しい旱魃のため特に打擊を蒙つたので、平年作をはるかに下廻つてゐる。ソ聯政府はこの災害を考慮して一九四五年九月ルーマニヤと次の如き協定を結んだ。即ち、ソ聯は十五萬トンの小麥と、同量の玉蜀黍を引渡す。尤もこれは一九四六及び四七年の兩年にわたつて利子計算の上返濟すべきこと、また同じ協定の中でさらにソ聯はルーマニヤの賠償債務を若干輕減し、ルーマニヤの鐵道資材その他のストックを增すための種々なる措置を講ずることとした。

（註）これと比較すれば、ブダペストの商務相の言明によると、ハンガリーの一九四五年における鐵道の輸送能力は戰前の一六%乃至一八%に減少したといふ。

他の三國即ちポーランド、ユーゴースラヴィヤ及びギリシヤは、實際の戰鬪によつて激甚な損害を蒙つたが、チエツコスロヴアキヤ及びブルガリヤは、その損害が比較的輕少であつた。

ポーランドにおいては若干の工業地帶は、ほんの暫時の中絶だけで、方法如何によつてはその活動を開始し得る狀態にあつた。國土内に生じた變化、尠くとも全人口中三百萬の不慮の死、財産所有權の移讓は公私のサーヴイスの大部分の

徹底的な無秩序化と相俟つて再建を困難ならしめてゐる。けれども、ワルソーその他の都市の大部分はたしかに破壊されたが、農業國たるこの國の基幹的な富は依然として無傷である。再建の第一着手は公的サーヴイスの整備と法及び秩序の復活に集中されてゐる。農業の改革は徹底的に遂行されてゐる。ソ聯、スエーデン及びその他の諸國と必需商品の交易の協定が締結されてゐるが、この際のポーランド側の義務は特に一定量の石炭、コークスの引渡を行ふことである。

ユーゴースラヴイヤの人的損耗は物的破壊と共に激甚であつた。一九三九年の人口は一千六百萬人であつたが、その一〇%以上は殺戮され、總數二百六十萬戸の家屋の約五分の一は、或は完全に、或は部分的に破壊された。ユーゴースラヴイヤは巨額の鑛物資源を所有してゐるが、今やそれを國有或は國家管理の下に置かんとする企圖が行はれてゐる。喫緊を要する國家の事業の一つは、明らかにこの國の言語上及び社會的諸條件の複雜性を充分に考慮した上で政治的、經濟的再組織を遂行することである。かかる再組織こそ健全な信用の基盤を確立する前提である。

ギリシヤは古代より相對的に天然資源に惠れてゐない故に、その生存の基盤は商業と海運活動に依存しなければならなかつた。不幸にも惡性インフレーション後の貨幣的信用の回復は決して易々たる課題ではない。中繼貿易をふくめての對外關係を秩序正しく回復することは、國民の所得能力從つてギリシヤ國民の生活水準の向上にとつて死活の重要性を持つ。戰爭中の損害は廣汎であるが、現實に破壊された財産中最も重要なものは船舶と家屋である。

ブルガリヤはギリシヤとは對蹠的に、その主要所得を土地から獲得する國であるが、その土地は戰爭による影響が比較的輕微な狀態で農民により耕作されてゐる。農業改革の結果は比較的少數の地主が影響を受けたにとどまり、大なる變化は全くみられない。

チエツコスロヴアキアの戰爭による損失は、一部は占領の結果生じたものであるが、更に深刻な損失はドイツがスロヴアク人の叛亂を鎭めんとしたためと、戰爭後半にいたつてこの國が現實に戰場化したことに因る。鐵道路線　橋梁、トンネルはスロヴアキヤの全體及びモラヴイヤの一部にわたつてほとんど破壞し盡され、またたとへばその家畜は國の大部分にわたつて四〇%或はそれ以上減少した。この國は人口の移轉に伴ふ政治的社會的並びに國家的機構の變化から生じた諸問題に當面してゐるが、外國貿易を積極的に行はない限り、眞の繁榮をとり戻すことは不可能である。

オーストリヤは再び獨立國となり、その領土はサン・ヂエルマン條約による廣袤にほぼ等しくなるが、首府ウヰーンを含む東部の戰災は極めて激しい。他の地域からの分離と産業活動の廣汎な中絶は、インフレ傾向と相まつてその經濟生活を低調ならしめてゐる。けれども、各占領地帶間の境界線は漸次緩和され、また統一的な經濟及び秩序ある貨幣制度回復の諸手段が採られてゐる。

イタリーにおいてはその領有島嶼をふくめて、戰爭が二ケ年間にわたつて行はれ、更に特にこの國が戰線によつて二つの地域に分斷された結果、大きな物的破壞と重要不可缺の用役に混亂を惹起した。種々な調査によれば、戰爭中國內私有財産の一六%乃至二〇%が烏有に歸したといはれる。更に豐沃な北部平野及び南部にわたつて旱魃が長く續いた結果、一九四五年度の小麥收穫高は三分の一を減じ、實收四百萬トン乃至四百五十萬トンとなつた。しかるにイタリーの小麥需要量は總額七百五十萬トンに達するのである。人口稠密なイタリーの實狀は鐵及びその他の金屬を初めとして、年輸入量一千二百萬トン乃至一千五百萬トンの石炭、纖維工業用棉花、羊毛、製紙並びに人絹工業用パルプの如き原料の海外からの供給に加へて多量の食糧輸入を必要とするであらう。イタリーにとつては、交通機關と外國貿易との急速

な再組織化が、從來もさほど高度ではなかつた國民厚生水準への復歸にとつて強く要請されること他の國より大なるものがある。

イタリーの人口のほぼ半分は農業に從事してゐるが、この農業人口はヨーロッパの大部分の國及び合衆國より高率である。

（第　表）

イタリーの職業別人口構成　（單位千人）

職業別	1911年 實數	1911年 %	1936年(1) 實數	1936年(1) %
農業	3,085	56	8,756	48
鑛業	4,368	27	5,375	29
工業	1,366	8	2,207	12
商業	1,551	9	2,007	11
運輸業				
其の他				
就業人口	16,371	100	18,345	100
總人口	34,691	(2)	42,994	(2)

（1）第一次大戰後合併され、1936年の人口數1,646千人の新領土をふくむ。
（2）1911年の就業人口は總人口の47%、1936年は43%。

ドイツの物的破壊は、フランスにおける敗北以來約一ケ年間にわたつて繼續したが、その首都の大部分とその他の商工業の中心地は抹殺され、西部の高度工業地域は特に甚だしい打撃を蒙つた。しかしながらドイツの全工業能力が戰爭そのものによつて受けた損害は三〇%を超へてゐないやうである（註）。しかしながら、このことは重要な意味をもつ。何故ならば本來の工業（普通の手工業、修理工場等を除く）は過去において直接ドイツの全職業の四分の一以上を提供し、國民所得の二分の一及び輸出品（年輸出額四千萬トンの石炭をふくむ）を生産してゐたからである。

（註）これに加ふるに、事實上すべてのドイツの大都市と工業中心地の住居及びその他の建物は廣汎な破壊を受けてゐる。更にまた商船の大半をすでに戰爭中喪失し、國内交通組織は完膚なきまでに混亂に陷つてをり、その再組織は極めて長期間後でなければ望まれない。ポツダム會議において到達した「初期の管理期間におけるドイツ處理の經濟原則」の議定書（一九四五年八月二日發表）は左の如き諸條項を採擇した。

第十一條　ドイツの潜在戰力根絶の目的をもつて武器、彈藥及び戰爭手段並びにあらゆる種類の航空機、遠洋航海用船舶の生産を禁止し且つ阻止する。金屬、化學製品、機械類、その他直接戰爭經濟に必要な諸項目の生産は、これを嚴重に管理し、第十五條所掲の目的のため承認された戰後のドイツの平時必要量に限定する。

許可された生産に不必要な生産能力は、聯合國賠償委員會が勧告し、且つ關係各國政府の承認を受けた賠償計畫に準據して撤去され、撤去されない場合には破壊される。

第十二條　特にカルテル、シンジケート、トラストその他の獨占的協定に實例がみられる如き現在の過度な經濟力の集中を除去する目的のために、實行可能の可及的速なる時期にドイツ經濟を分散する。

第十三條　ドイツ經濟の組織にあたつては、主要な重點を農業及び平和的國内工業の發展に置く。

第十五條は特に左の如く規定してゐる。即ち「聯合國はドイツ經濟に管理を加へるが、ただ次の目的に必要な範圍に止まる。」

第一項　工業の武裝解除と非軍事化、賠償並びに許可された輸出入計畫の遂行のため

第二項　占領軍並びにドイツにおいて排斥された人々が必要とし、且つヨーロッパ各國の生活水準の平均を超えない水準（但し

ヨーロッパ各國とはイギリス及びソ聯を除外したすべての各國を意味する）を維持するに不可缺の物資並びにサーヴィスの生産および維持を保障するため

第三項　管理理事會が決定する方法に從ひ、各占領地區間に公正な必需物資の配分を保障し、ドイツ全体を通じて均衡ある經濟を形成し、輸入の必要を減ずるため

第四項　ドイツの潜在戦力を發展せしめ且つ本條に掲げた以外の諸目的の達成を阻止する目的をもつて、ドイツの工業並びに輸出入を含む一切の國際經濟金融取引を管理するため

第五項　經濟活動と關係を有するドイツの一切の公私の科學團體、調査機關及び實驗所、研究室を管理するため

しかもソ聯へはその管理地區からの賠償に加へて、更に西部地帯から平和經濟に不必要な工業資本設備を引渡さなければならないし、また西部地帯からは一〇%の工業資本設備を無償で、一五%を同價値の食糧、石炭、加里、亞鉛、木材、陶土製品、石油製品並びに協定により取きめられた他の物資と交換に引渡すとともになつてゐる。しかして賠償として西部地帯から撤去さるべき設備額は、ポツダム會議當日から六ヶ月以内に決定され、撤去はその後二ヶ年以内に完了することとなつてゐる。

かくてドイツが食糧と原料の輸入を賄ひ、賠償を提供し得るためにはただ工業生産物の輸出あるのみである、とのほか賠償のために利用し得るものとしては、ドイツの平和産業に不要な工業資本設備の撤去並びに、海外資産の移轉があるが、この二項目は資本資産を代表する寄與の形態を示すが、その合計は當然限られてゐる。財政秩序の回復に當つての第一着手は國内財政收支のバランスをとることであらう。これには國家の公的サーヴィスへの經常支出のみならず、占領軍の費用並びに貨幣、現物の形態如何を問はざる賠償の支拂が包含されることはいふまでもない。經濟と財政の兩側面は緊密に聯關してゐるのであつて、國家の經濟活動が開始されない限り、十分な國庫收入は得られない。

（第　二　表）

ドイツの1936年における諸産業の雇傭數生産額輸出額

産業別	就業者		純生産額		輸出額	
	實數	%	百萬ライヒスマルク	%	百萬ライヒスマルク	%
I　鉱業—合成動力燃料、潤滑油、タール油出—製鐵—半鐵合金—鑄造、鍛造—鋼鐵製造（重工業）—木材加工—粘土用鑄造業—自動車自轉車製造工業…	2,354,000	30	10,701	31	2,203	48
II　電氣器具工業—光學及精密器具工業—貴金屬製品工業…	614,000	8	2,642	8	635	14
III　化學工業—應用化學工業（塗料、染料、リノリューム其の他）…	271,000	3	2,276	7	624	13
IV　纖維及衣料工業…	1,142,000	14	3,594	11	515	11
V　建築工業其の他…	1,220,000	15	4,267	12	40	1
VI　其の他…	2,349,000	30	10,707	31	602	13
工業合計	7,950,000	100	34,186	100	4,619	100
就業人口總數	31,500,000(1)	—	—	—	—	—
總國民所得額	—	—	65,000	—	—	—
輸出總額	—	—	—	—	4,703	—

(1)　約 150 萬人の就内從業者數をふくむが 150 萬人の失業者は除外、1936 年には約 900 萬人は農業從業者、約 500 萬人は手工業、550 萬人位は商業、運輸、約 275 萬人は公共サーヴィス業である。商業への交換手段の提供は殆ど現實に工業により行はれたところであるから、工業は他の産業特に商業及び運輸業從業者の所得の大きな部分の基礎を形成した。

フランスが激烈な爆撃と長期にわたる戰鬪行動の結果蒙つた打撃は大して大きくはなかつたが、公式の調査の示すところでは、戰爭と占領に基く人命及び物的富の損害は一般の豫想以上に大きいことが判明した。その一つの理由は、前大戰に比較して今次大戰の破壞は地方的に局限されなかつたことである。

一九三九年及び一九四〇年の初期の數ケ月中に上昇をみせてゐたフランスの國民生産額は、ドイツ軍の占領期間中著しく下降し、一九四四年までには一九三八年の數字の二分の一に減少した。民需消費量も亦一九三八年の約二分の一に減少した。しかるにかくの如き顯著な經濟の收縮にも拘らず、占領負擔を賄ふためには設備の維持と修理への支出を延期しなければならなかつたのみならず、産業設備の損失とストックの涸渴とを餘儀なくされたのである。即ち國内資本の喰潰しを强制されたのであつて、この價値總額は一九三八年のフランの購買力に換算すると五千億フラン餘と推定される。これに在外資産五百億フランの喰込みと現實に破壞された四千六百億フランを加算すれば、損失資本總額は一九三八年のフランの購買力に換算して實に一兆フラン前後に達し、一米ドル三四・九五フランとすれば、二百七十億米ドルに該當する。

（註）二十五頁に示す如く、合衆國は生産量の增加をもつて全戰費をカバーし、イギリスは一部分は生産增加、消費壓縮並びに海外投資の動員と對外債務の累積をもつてした（十七頁參照）しかるにフランスは、消費の極度の切詰を强行したにも拘らず國内資本資産を著しく蠶食しなければならなかつた。この國はその産業設備の再建、家屋の再建築、ストックの回復及び補充のためには内外からの負債を余儀なくされるであらうが、その一部たる對外債務は謂はば一種の繰延ばされた海外資産の喰潰しに該當することになる。

（第三表）

フランスの戰爭及び占領に因る損失推計

	1億フランス・フラン
物質的損失すなはち財産の損壞及び喪失 … … … …	7,560
戰費總計 … … … … … … … … … …	2,050
ドイツの占領費 … … … … … … … …	3,190
合計	12,800

（註）この合計は 870 億米ドルに相當する。これに加へて貨幣をもつて評價し得ない損失をとゝはフランス自体の戰爭努力占領後の占領軍の命令に基づく強奪等に因る勞働時間の喪失はそれである。この損失總額は 1500 億勞働年に相當するものと推計される。

更に將兵 238,000 人市民 415,000 人合計 653,000 人に達する人命の損耗がある。

この表には人命の損耗は含まれてゐない。死亡、傷害、榮養失調に起因する損害を經濟的に評價することは、勿論決して出來ないからである。暫定的な計算によれば、市民並びに將兵の戰死は六十五萬人であつて、一九一四年乃至一九一八年の前大戰の百四十萬人に比較すれば遙に少ないわけであるが、兩大戰中の出生率を考慮すれば右の數字の開きは縮まるであらう。二回にわたる大戰と、兩大戰間の移民との重り合つた影響をうけて、フランスの人口は一九三九年秋現在の四千一百五十萬人から、一九四五年夏現在の四千十萬人に減少してゐたのである。

フランスがその生活水準を漸次改善すると共に、再建の事業を滿足に確立するに十分な程度の生産力を確保しやうとすれば、他の諸國と同樣に、海外からの原料並びに設備を必要とするであらうし、これに加ふるに國家の生産諸力の與へる合理的な雇傭を實現するためには、國際分業に對して特別な注意を拂ひつつ、農業、工業のあらゆる非近代的な生産方法の排絶に向つて斷固たる努力を傾けなければならない。フランス政府當局の要人連は、フランスが國際貿易に從前に增して積極的に參加すべきことの重要性と、多樣な形態にわたる經濟的マルサス主義を放棄すべきことの重要性、即ち國内並びに諸外國との間の十分なる經濟的、貨幣的均衡の先決條件たる發展の重要性を繰り返し强調してゐる。

イギリスの今次大戰に因る人的損耗は前大戰に比較して少ない。即ち前大戰の一九一四年乃至一九一八年の商船の乘客及び爆擊の犧牲者をふくむ死者及傷死者の合計は、八十一萬二千人に對して、今次大戰の一九四五年六月までのそれは四十二萬九千人である。その上出生率は現に一九四二年に上昇線を辿つてゐたのである。ヨーロッパ樞軸諸國との戰爭の結果陸上財産の蒙つた損害は約八億六千萬ポンド、積載貨物を含めて船舶の損害は四億三千萬ポンド前後であつて、共に一九三八年の價格に換算したものである。家屋の損害は四百萬戸以上にのぼるが、内二十萬戸以上は全く破壞され、乃至は修理不能である。戰爭の繼續につれて國民の一般財富は無制限にその遂行に投入されたが、次表はその證左である。

表中に示されてゐる如く、海外資産は年七億ポンドを上下してかなり安定的な率をもつて用ひられた。この海外資産の勘員項目には海外投資の償却、海外からの純借入（インド、諸自領並びに聯合國、中立國からのを含むが、カナダからの相互援助條約並びに合衆國からの武器貸與法に基く援助額は除外されてゐる。合衆國大統領の一九四一年三月か

（第　四　號）

イギリスの 1938 年 ― 1944 年における國民總生産額とその處分

年	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1944「1938年ポンド價値表示」
	百萬ポンド							
市場價格による總國民所得 … … …	5,082	6,107	7,224	8,449	9,237	9,840	10,060	6,990
海外からの純借入、海外資産と負債上の請求權の變動（海外資産の減少）	70	250	796	795	695	684	655	＼454
財源總額 … … … … … …	5,152	6,357	8,020	9,244	9,903	10,524	10,724	7,444
支出內訳：								
1. 物資及び用役への政府支出[1]								
(1) 軍需 … … … … …	358	795	2,573	3,700	4,062	4,647	4,678	3,400
(2) 民需 … … … … …	691	676	614	611	691	608	606	440
政府支出總額 … … … …	1,049	1,471	3,189	4,311	4,753	5,256	5,284	3,840
2. 物資及び用役への民間支出								
(1) 個人消費 … … … …	4,153	4,264	4,423	4,533	4,909	4,987	5,216	3,450
(2) 資本形成 … … … …	550	622	408	300	311	231	224	154
個人支出總額 … … … …	4,703	4,886	4,831	4,933	5,220	5,218	5,440	3,604
支出總額 … … … … …	5,752	6,357	8,020	9,244	9,903	10,524	10,724	7,444

（註）　國民總生産額は「純資産及び維持費を控除した額」を含む（その額は 1938 年 440 百萬ポンド 1941 年から 1944 年までの

(1)「物資及び用役」への支出は國債利子戰恤年金の如き總べての移轉項目を含まず。

各年は475百萬と推計されるつ。即ちこの額は國民資本が全部維持されたとすれば除外されねばならないものである。しかるに戰時においては事情は反對であつて右の額は經常支出として使用可能となる。他方支出は總資本形成額をふくんである。

最後の額は、エコノミスト誌（1945年5月5日號）の計算による「1938年ポンド價表示」に換算して1944年の額を示したものである。1938年乃至1914年の物價騰貴を考慮して1938年を100とする指數を作成すれば以下の如くなる

政府の經常支出	187.5
消費支出	151
資本項目	143

結局國民總生產額は1938年と1944年の間に23%増加したが民間消費は15%減少したことになる。政府の軍費は平時に比較して10倍近くに上昇したが、他方非軍費は30%の節約である。民間總資本形成額は1938年當時の3分の1以下となり在外資產の動員額は6倍以上に達した（すべて固定價格に換算したもの）

ら一九四五年三月に、わたるイギリス援助に關する議會への報告によれば、一九四四年六月三十日をもつて終る年度までの積出額は、ほぼイギリスの勞働者百八十二萬人の年勞働量に相當すると言ひ、なほ以下の如く附言してゐる。「武器貸與法に基く物資の供給がなければ、イギリスは武裝兵力を殆ど動員數の五分の一、實數九十一萬人だけ切り詰めることを余儀なくされたであらう。けだしその場合にはイギリスはその戰鬪力を維持するために軍需品生產の諸部面及びその他の戰爭經濟に不可缺なる原料その他の補給品を賄ふ輸出商品の生產に必要なる勞働力を補給しなければならなかつたからである。」

一九四五年十二月六日、合衆國の對英借款三十七億五千萬ドルの供與、更に武器貸與法、相互援助條約並びに戰爭を原因とする英米兩國政府間の、その他すべての債權債務の最終決濟として六億五千萬ドルの供與の、一聯の借款に關する英米協商の妥結に關する白書がロンドンで發表された。一九三九年九月始乃至一九四五年六月末にいたる間のイギリスの在外資產の喰潰しは、四十一億九千八百萬ポンドと計算されたが、內二十八億七千九百萬ポンドは對外債務の純增加額、十一億一千八百萬ポンドは在外資本資產の賣却によつて得た資金、一億五千二百萬ポンドは金準備と保有米ドルの減少、殘余の四千九百萬ポンドの內譯は不詳である。（しかしながら、公式にはこの資本喰潰高の計算は恐らく過少評價であらうといはれてゐる。）この數字が全戰爭期間の最終的なものではないこと勿論であつて、現に同年六月末以降も引續き對外債務の累積が行はれてゐるのである（註）。このやうに考察して來ると結局、國內財產の損害を修復するよりは、海外投資を回復する方が困難であることが知られる。輸入を、したがつて結局生活水準を高度に維持し得るためには、イギリスは輸出貿易の一般的回復に資する諸條件を確立せねばならぬ。戰前の輸出高より五〇%增といふ數字は、他の海外收益源の衰退を考慮に入れて、戰前の輸入高を賄ふに必要な數字であるといふのが常識となつてゐる。けれども、該白書は均衡を維持するに必要な實際の數字は七五%に近くなることを指摘した。

（註）一九四五年八月二十一日における大藏大臣の聲明によれば、「イギリスの對外債務」は三十五億ポンドを超過したといふ。この對外債務合計は殆ど全部スターリング殘高の形をとるものであるが、戰時中の純增加額を算定する爲には一九三九年現在の分だけは控除しなければならないのである。一九四五年十二月發表の白書は、一九三九年八月三十一日現在の正味金、並びに米ドル準備高を六億五百萬ポンドと推計するが、この推計中にはそれ以後發表された個人所有の金及び米ドルを含んでゐる。一九四四年十一月公表された「イギリスの戰爭努力に關する諸統計」は一九三九年現在の分千五百萬ポンド、對外債務增加額を二十三億ポンドと計算してゐる。また一九四五年四月二十四日における大藏大臣の豫算演說中には左の如く言及されてゐる。「未拂殘金、復員隊員の支出を含める」と、イギリスの諸外國に負つた債務は「戰爭終了前にまさに四十億ポンドになんなんとしてゐる」（第八章參照）。

ヨーロッパの樞軸諸國との戰爭の結果イギリスの財產の蒙つた損害總額及び海外資產の喰潰高は、一九四五年夏までに六十億ポンドにのぼつた。更にまた兵役及び軍需品製造への服務の結果蒙つた勞働時間の損失は、本國のみで四千萬勞働年、植民地は一百五

十萬勞働年と推計されてゐる。しかもこれはヨーロッパの樞軸國との戰爭の結果のみである。

エールは中立を保持したが、その國民の多數が或はイギリス軍に身を投じ、或は軍需產業に勤務した。恐らくその總數はおしなべて二十五萬人に達したであらう。この國は輸出超過と他の國際收支中の貸方科目とによつてポンド保有高を增加した。スイスを除外すれば、人口數に比し恐らく世界最高の債權國となつたと考へられる。

ベルギー、ノルウエー、デンマークは、一時憂慮されたところであるが、戰爭終末期における損害は比較的少なかつた。しかしながら損害の總額は依然として高い數字を示してゐる。またオランダは他の諸國に比して戰爭終末期に非常な不幸にさらされた。

ベルギーの戰爭による損害に關しては、一九四五年九月同國大藏省筋發表の、以下の如き暫定的な推計が利用し得られることになつた。

それによれば、一九三九年のフラン購買力に換算した損害總額は一千二百五十億乃至一千五百億フラン、一九四五年のフランにすれば二千二百五十億乃至二千五百億フランと推計された。右損害高は大体經常消費の壓縮にほぼ照應するが、他方資本の損失高は同じく一九三九年のフラン購買力に換算して五百二十五億フラン、內三百億フランは戰爭に因る財產の損害、二百二十五億フランはストックの涸渴等をもつて示されてゐる。國富と國民所得とに及ぼした戰爭の打擊に關してみれば、その大規模であつたこと今次大戰も前大戰と同水準であると思はれる。アントワープ港は比較的輕微な打擊を受けたにとどまつた。こおんまりとまとまつてゐるため、この國は、交通網の復活、並びに行政組織の再建を可成急速に遂行し得ることが判明した。

（第五表）

ベルギーの戰爭及び占領に因る損失推計

1億ベルギーフラン

損害種類	1940—1945年	1939年	合計	
人的損耗	—	—		（評價不能）
軍事資材設備損失費	—	—		同上
ドイツのライヒス信用金庫勞並びにドイツ通貨の保有高	42	—	42	
占領費並びに復興の費用	731	—	731	
清算協定の貸方殘高	627	—	627	
以上の項目以外の數額	—	50	50	
戰爭に因る損害				
個人財產(1)	—	237	237	
公共財產	—	70	70	
其の他の損害(2)	—	200	200	
合計	1400	550	1950	

(1) 別の推計は個人財產の損害を150億ベルギー・フランと減價してゐる。

(2) 建築物設備運輸等の維持及び更新費、土地生產力の消耗、緊急ストックの涸渴及び他のストックの損傷等をふくます。

オランダの戰爭による全損害は結論的な數字ではないが、一九三八年の價格水準に換算して二百五十七億フローリンと

なつてゐる。この數字は、財産のうけた實際の損害、老朽化した設備並びに減少ストックの代償金並に代替のほか、占領中ドイツ軍に引渡したオランダの生産物量、更に生産の實績と「正常生産水準」との較差をも含むものである。一九三九年九月一日現在の國富は三百五十億フロリンと推計されてゐたが、その約三分の一は戰爭中烏有に歸したと考へられる。家畜數は一九四五年までに、一九四〇年の約二分の一に減少したが、この激減の結果、畜産品の輸出はさしあたり不可能になつた。一九四五年八月の最後の週に合衆國向の輸出品たる球根積載の第一船がオランダを出航した。

（第六表）

オランダの戰爭及び占領に因る損失推計

類	1億フローリンを單位として(1)	1億米ドルを單位として(1)
國富の喪つた物的損失… … … … … …	114	63
生産の喪失に基く損害… … … … … …	49	22
ドイツへの生産物の一部引渡に基く損失… … …	60	33
生産上の損失と1945年5月7日以降も引續き蒙るべき損失に基く損害 … … … … …	48	23
合計	257	141

(1) フローリン及びドルは共に1938年購買力

（註）総面積の8%以上は海水浸を蒙つた結果土壌の鹽度は高頻にわたる。更に總地域面積の2%以上は占領軍の要塞構築、地雷敷、飛行場の建設により永遠に喪失し他方作戰行動の結果6%はすぐには使用出來ない狀態にある。

デンマークは牛の頭數の約六%を喪失し、その他の家畜はこれ以上の損害を蒙つたが、解放後いくばくもなくして農産物の輸出を開始することが出來た。占領によつて負はされた負擔は九十億デンマーク・クローネ以上と推計されてゐるが、その大部分は占領期間中の國民消費の壓縮をもつて賄つた。殘る問題は損害を蒙つた財産の修復、破壞家屋の再建築、ストックの補充等の費用並に占領による犧牲者への補償費の拠出である。

ノルウエーは推計總額二百十億ノルウエー・クローネといふより深刻な損害を蒙つたが、これには占領軍の費用並に三百八十萬噸の遠洋並びに沿岸航路船舶の損害を含んでゐる。兩種船舶は戰前のほとんど二分の一に激減したのであつて、その再建こそノルウエーの第一に着手すべき平和事業の一つであらう。

スエーデン並びに**スイス**の二中立國はその財産に比較的輕微な損害を蒙つただけである。もつともスエーデンはたとへば一百萬噸の船舶を喪失した。この兩國の生活水準は戰爭中一五%以上の下降率を示すことは全くなかつた。原料並びに消費財の供給は戰後も同樣であるが主として國内資源から補給し續けたことは、その外國貿易がいづれも半分以下に著減してゐることを考慮すれば、まことに一つの奇蹟であるとしか思はれない。けれども一つの重要な教訓がみられた。すなはち家畜飼料の輸入減少は農業生産の性格を變化せしめ、かくて脂肪の補給不足をもたらし、時がたつにつれて國民のあらゆる階層の勞働能力に影響を及ぼし始めたことこれである。スエーデン、スイス兩國とも戰爭中貨幣準備を增加したが、同時に比較的多數の避難者を收容した。今や兩國は諸外國が再建に資するために自由に處分し得る多額の贈與と借款を行つてゐるのであつて、スエーデンの場合をみるに、すでに許容したもの及び考慮中の贈與と借款の總額は二十億スエーデン・クローネにのぼつてゐる。

イベリア半島においては、ポルトガルは、本國並びにその植民地の輸出品に需要が殺到し、しかも高價格でさばかれた結果、その貨幣準備金は相當額を增加した。もつともその國家財政は順調とはいへ、輸出超過はいきほひ貨幣の膨脹と生活費の顯著な上昇を伴ひ、勞賃の騰貴を不可避ならしめ、結局諸外國との間の經濟的均衡に影響を與へてゐる。

スペインは二ケ年間にわたつて平年以下の降雨量に災され、收穫の蒙つた打擊を除外しても、その發電量は顯著な減退を示した。過去の內亂とそれに伴ふ政府の巨額の出費の結果惹起されたインフレーションの反響のために、たとひ他國における物價騰貴が、この國と他國の經濟との間の不均衡のマージンをせばめたとしても、なほ依然として對外收支は受取勘定を示すことを困難にしてゐる。一九四四年におけるこの國の外國貿易の比重は內亂前の一九三三年乃至一九三五年時代の半に達してゐない。一九四四年の貿易の最大顧客は、以前のドイツに代つてイギリス及び合衆國となつた。

ヨーロツパ以外の諸國の戰爭による打擊は、極東を別とすればさして深刻ではなかつた。注目を要することは、合衆國の戰爭努力は聯邦支出に換算すると、一九四一年十二月の開戰以來一九四五年八月の停戰までに二千八百億弗以上といふ巨額に達するが、第七表の示す如く戰前水準以上の生產增加によつて完全にカバーされたといふことである(註)。

(註) 一九四五年八月末の停戰までの戰費總額のうち、約一千七百億弗は對獨戰爭に要した額として區別される。更に、兵役並びに軍需品製造への服務の結果喪失した勞働時間は、對獨戰に關するかぎり、四千七百五十萬勞働年と推計される。

いふまでもないことであるが、國民總生產額の增加は物價騰貴の結果であるが、靜的價格水準に換算してもなほ尤に七五%增加してゐるものと推定される。この結果耐久消費財たとへば自動車等の供給の節減は、他の消費財たとへば食糧、衣料等の供給增加により相殺されてなほ余りあり、結局民間消費の余裕は十分であつた。敍上の戰費は合衆國の戰

1939—44年間の合衆國の國民總生產額とその處分

	1939	1940	1941	1942	1943	1944
	單位1億弗					
國民總生產額	886	970	1196	1521	1865	1987
その內訳						
1 特殊用役への政府支出						
聯邦戰費	14	27	128	503	813	864
聯邦非軍需支出	65	61	51	50	49	56
州及び地方支出	81	79	78	73	71	74
政府支出總額	160	167	260	626	933	994
2 特殊用役への民間支出						
消費	617	657	746	820	910	975
資本形成(註)	109	-145	130	75	22	18
民間支出總額	726	808	936	895	932	993
支出總額	886	970	1196	1521	1865	1987

(註) 原文には「資本形成」と「消費」が含まれたのを訂正した。

費總額の約一五%に相當する賃額四百二十億弗にのぼる武器貸與法による貸與を含んでゐるが、一方逆貸與額は七十億弗と評價される。一九四二年乃至一九四四年の間の合衆國の輸出總額の約四分の三は、武器貸與勘定に基づくものであ

つて、全體としての貿易收支は、商業輸入超過を記錄する結果を示した。しかしてかくの如くして必要となつた現金支拂と海外における種々な戰爭費用を支拂ふために、蓄積した金の流出は一九四五年六月末現在までに二十六億弗にのぼつた。この金流出高は一九三八年末から一九四一年末の間に獲得した金の三分の一に當るが、この期間諸國は合衆國市場に巨額の支拂をなしてゐたのである。

國內についてみるに、通貨流通高は一九三九年夏現在の七十億弗より、一九四五年夏現在の二百七十億弗に膨脹し、同時に、銀行預金は五百五十億弗より一千三百七十億弗に增加した。聯邦準備月報は、個人並びに企業所有の流動資產は、一九三九年十二月現在の六百六十億弗より、一九四四年十二月現在の一千九百四十億弗に增加したと計算してゐる。かくして大衆の手中に置かれた巨額の顯在、潛在兩種の購買力のうち、少くともその一部は、今や戰爭は終結した故に、主として衣料また若干の耐久消費財たとへば、自動車、冷藏庫等の如きものへの性急な需要となつて現はれて來ると想像される。かかる需要は民需生產が回復した場合にその生產物のはけ口を提供し、生產費と價格構成との間のバランス調整を容易ならしめ、從つて、一九四五年春現在で公務從事者をふくむ全勤勞者數の約一二%、實數約六百五十萬人の雇傭と失業に深く關聯する產業再轉換の進捗を助成することとなるであらう。なほ上述の六百五十萬人の勤勞者には、一九四五年八月八日のVJデーと、一九四六年七月との間に復員すべき九百萬人が追加されねばならない。（譯註）

（譯註）VJデーは公式には一九四五年九月二日であるが、本書には八月八日とあるため原文通り譯しておく。

カナダにも合衆國と同樣な諸問題が生じてゐる。もつともこの國の國民所得の二十%は農業から獲得されるのであつて、合衆國の九%とは事情を異にする。全戰爭期間を通じてカナダの工業化は急速に展開し、今やこの國は世界第五位

の工業國となつた。しかも前大戰直前の一九一三年には工業といふべきものは殆どなかつたのである。この事實は特定の有利な諸條件が具備すれば、現代においては新企業が如何に急速に勃興するものであるかの明証である。その諸條件とは技術的、金融的能力のあること、適當な數の勞働者が進んで訓練を受ける熱意を有すること、妥當な價格をもつて原料が供給されること、及び生產物を購買すべき富有な顧客が存在することとこれである。少くとも生活必要品の適當な供給の結果カナダの物價統制は成功ををさめた。即ち戰爭中の生活費は二〇%の增加に制限されたからである。この國の一九三九年から一九四五年の間の全戰費は百八十二億カナダ・ドルにのぼつたが、內約四十五億弗は相互援助條約に基くもの及びその他の聯合國への援助に基くものである。戰費の約二分の一は借入によつて賄つたが、國家債務の增加はすべて內債である。實際カナダの外債は戰爭中十五億カナダ・ドルに減少したのであつた。

その他のイギリス帝國の自治領中、オーストラリヤ、並びにニユージーランドは、今次大戰に際しては戰場に最も近接してゐたために、四分の一世紀前の前大戰よりは今回の世界の危機から大なる直接の影響を受けた。兩國の輸出は主として陸海軍の戰陣への直接の輸送であつたが、これに反して輸入の獲得は困難であつた。嚴重な經濟統制遂行の結果、物價並びに勞賃の動きは十全に規制された。今次大戰が最も强く國內にもたらした教訓は、たとひ一國が如何に大なる潛在經濟力を擁する廣大な領土を有してゐても人口が稀薄な國家は政治的な危地に陷るものであることを國民が實感したことではないかと思はれる。

ニユージーランドは僅々總勞働力の八・六%を雇傭するだけでその國民に戰前の如き豊かな食事を供することが出來ると推計されてゐる。他方食糧輸出には一四・二%、羊毛、皮革等の如き工業原料の生產には四・九%の勞働力を要す

るが、この合計は勞働者數のほぼ二八％を占めることになる（註）。オーストラリヤもまた、食糧輸出國であるが、その土地では人口五人中僅かその一人を雇傭するにすぎない。ところでオーストラリヤは世界中で人口の都市集中度が最も高度な國である。總人口七百四十萬人中、シドニーには百三十萬人、メルボルンには百萬人が集中してゐる。因に人口の都市集中度の觀點からすれば、オーストラリヤについで第二位は英本國、第三位はニュージーランド、第四位はウヰーンをもつオーストリヤ、第五位は合衆國である。

（註）コーリン・クラーク著「經濟的進歩の諸條件」（ロンドン、一九四〇年刊）、二百五十二頁の推計による。

南阿聯邦は金のポンド價格が戰爭勃發にあたつて百四十八シリング五ペンス前後から百六十八シリングに騰貴したと、特に產金高が一九四一年に最高記錄を示して以來、その後の減產率が僅々一五％方にとどまることから惠まれた國となつた。この國は戰賞の大部分を經常歲入をもつてカバーしたが、その割合は他の主要交戰國の如何なる國よりも高率であつた。しかも國際收支の相當額の受取超過をもつて民間のポンド債務の大部分と、政府の全ポンド債務を償還し、更に進んでポンド貨證券の買戻しすら敢行した。今や國家をして產金業への一方的依存から脫脚せしめる企圖の下に、工業を多角的に發展せしめる手段が採られてゐる。（卷末第二圖表參照）

對外貸借勘定を著しく改善した點において、インドは世界の如何なる國の比肩も許さない。この國の凡そ三億ポンドの債務は返濟乃至償還され、加ふるにポンド資金は十億ポンド以上に增加してゐる。インドはために純然たる債權國に轉換した。この急激な對外的地位の變化は、イギリス本國政府が、ドイツ軍の侵略の脅威に對抗する國防費調達のための支拂に主因がある。

戰爭中インドの工業化は從來より更に進展したが、特に軍需工業部門の發展が著しい。新らしく興り、また新らしく膨脹した諸企業は、急速に平和生產に轉換を行ふであらうと期待されてゐる。一九四一年の人口調査の示すところによれば、インドの人口は一九三一年の人口調査以來約五千萬人の增加となるが、これは兩人口調査の間に行政機構の改善が行はれたことを考慮すれば、若干の誇張があるとみて差支へない。大體五千萬人といふ大量の新來者に適當な仕事を探すことは決して容易なことではない。まして近代工業は、非常に多くの勞働力節約の方法を採用するから一層である。人口稠密であつてしかもなほ急速に增加を續けてゐる他の二三の國も同樣であるが、インドを惱ます多くの緊迫した經濟問題は、まことにその理論的な解決策を示すことすら困難なやうである。

英帝國の他の部分、フランス、オランダ、ベルギー諸帝國の多くの豐饒な領土の運命は、主として戰爭の經過如何にかかつてゐた。これら諸地域のうち多くは戰場となつて蹂躙され、物的破壞と、公的サーヴイス並びに私的事業の混亂とを蒙ること一通りではなかつた。けれども戰爭圈外におかれた地域は、しばしばその生產力を發展せしめることが出來また相當な進歩を示したが、その企業の規模乃至重要性に關する多くの報告は、大きな誇張を伴つてゐたことが附言されるべきであらう。ロンドンのベルギー亡命政府の財政に大きな貢獻をしたベルギー領コンゴーすら、例へば白人の人口は總數僅かに三萬九千人にすぎない。まことにアフリカは、地中海の東北部の人類が歷史の曙の時代から知つてゐる大陸であつて、その人口總數は約一億五千八百萬人であるが、白人は僅かに四百萬人、うち二百萬人は南阿聯邦に集中してゐる事實を銘記しなければならない。本國各國はその植民地の發達促進の目的をもつて、益々それぞれの主權下にある種々な地域に存在する天然資源の可及的完璧な明細目錄の作成に努力してきた。

エヂプト、イラン、イラク並びにパレスチナの諸國は總べて從來の債務を償還し、戰時中輸入が制限されてゐたために聯合國がこれ等諸國において戰爭目的のための物資買付代金の支拂に因る高額の貨幣準備金を蓄積することが出來た。かくてこれら諸國はヨーロッパ並びにアメリカ製商品の輸入を渇望してゐるが、自國の發展計畫のために、出來るだけ在外資金を保存しておくといふ措置をとるであらうと想像される。例へばイラク政府は、鐵道改良に資すべく、三年以上にわたつて四百五十萬ポンドの投資を計畫してゐる。

戰爭中ラテン・アメリカ諸國は、その輸出品價値を米ドルに換算して、一九四〇年の約十七億ドルから一九四四年の三十億ドル前後に增加せしめることが出來た。これに對して輸入は僅々十四億ドルから十八億五千萬ドルに增加したに過ぎなかつた。輸入品の主要供給國は、戰爭遂行に力を傾けたイギリス及び合衆國である。聯邦準備月報一九四五年六月號所掲の「ラテン・アメリカの金融的發展」といふ論文によればこれら諸國の一九四〇年乃至一九四四年にわたる全期間の輸出超過額はほぼ三十五億ドルに達したといふ。（卷末第三圖表參照）

この高額の輸出超過はラテン・アメリカ諸國の金及び爲替準備に巨額な蓄積をもたらした。これに比較すれば、これら諸國の國際收支に及ぼしたその他の影響は重要性が低かつた。即ちアルゼンチン市場に流入した巨額の短資總額、合衆國のこれら諸國就中メキシコに對する投資及び合衆國輸出入銀行から受けた融資は實際外債の償還、諸外國の借款及びサーヴィスへの支拂額をもつてしてもなほ相殺し得なかつたのである。いづれにしても金及び外國爲替準備高は米ドルに換算して一九三九年末現在の八億二千八百萬ドルから、一九四四年末現在までの三十三億三千五百萬ドルに上昇した。

かくの如き巨額の金及び外國爲替準備は、當然貨幣準備の增加を招來したが、これは上述諸國の中央銀行が自國の通貨をもつて購入するところとなり、從つて各國內の貨幣供給を膨脹せしめる結果となつた。

二三の國を例外とすれば、貨幣供給の膨脹は準備高の增加より多かつたが、この現象は國內の諸要因例へば政府への貸上などが然らしめたのである。しかしヴェネズエラ及びウルグワイにおいては通貨の膨脹は抑制された。ヴェネズエラの國家豫算は均衡を保ち、一九四三年乃至一九四四年度の歲入は支出を超えること六千八百萬ドルであつたが、その主因は石油の高率課稅に求められる。同樣にウルグワイにおいても國家財政は順調であつて、また同國の最も有力な商業銀行をも兼ねてゐる中央銀行は、中央銀行自らの巨額の融資と共に商業銀行の貸付を大部分その直接の統制に服させたのである。

第八表の最後の二欄は通貨膨脹と生計費の昂騰を示すものである。當該數字の示す膨脹と昂騰とは想像するほどには大きくないかも知れないが、生計費指數は家賃の統制、補助金の如き各國により制度を異にする人爲的諸要因によつて、或る程度左右されることを考慮しなければならないし、更にまた右指數は必ずしも一家族平均の生計費の昂騰全部を反映するものではない。

貨幣準備の增加により、ラテン・アメリカの數ケ國は爲替統制を緩和し、闇爲替市場の取引高を減少させることに成功した。けれどもこれら諸國中の多くの物價騰貴は、その有する海外勘定の均衡をより以上長期にわたつて維持し得る諸條件の確保を難問題たらしめてゐる。

戰爭の繼續中、ラテン・アメリカ內の貿易は發達し、地方工業が創設されるに至つた。しかしながら、機械の入手と熟練技術者の獲得が困難のために、ラテン・アメリカ諸國の工業發展は總じて遲々としてゐる。

（第八表）

ラテン・アメリカ各國の貨幣準備貨幣供給及び生計費の增加

國名	各國別本位貨幣名	貨幣供給(1) 1944年末總額	1939—1944年間の增加 貨幣準備の增加(2)	國內の諸原因(3)	合計	1939—1944年間の增加百分率 貨幣供給	生計費
		各國別本位貨幣百萬を單位とす					
アルゼンチン	ペソ	5,937	3,024	314	3,338	128	10
ウルグワイ	ペソ	322	252	(−84)	168	109	22
パラグワイ	グワラニ	47	27	7	34	262	89
ブラジル	クルゼイロ	42,897	11,046	17,910	28,956	208	70
ヴェネズエラ	ボリヴアール	603	308	(−16)	292	94	31
コロンビア	ペソ	407	235	26	261	179	50
エクアドル	メクレ	615	426	27	453	290	123
ペルー	ソル	1,004	95	597	692	222	73
チリー	ペソ	6,387	1,671	2,192	3,863	153	128
ボリヴイア	ボリヴイアノ	1,889	839	487	1,326	236	217
コスタリカ	コロン	156	64	47	109	232	76
ニカラグワ	コルドバ	90	27	31	58	181	170
サルヴアドル	コロン	73	42	5	47	181	—
ホンヂュラス	レンピラ	13	11	(−4)	7	127	—
グアテマラ	ケツザル	22	14	0	14	175	—
メキシコ	ペソ	3,392	922	1,551	2,473	259	100
キューバ	ペソ	553	425	(−11)	414	298	83
ハイチ	グールド	24	26	(−10)	16	200	—

(1) 銀行以外にある紙幣硬貨及び請求拂預金。
(2) 金及び外國爲替合計、すなはち國際收支の受取超過の決濟として外國から受取りたるものからなる。
(3) 中央銀行の政府貸上、民間銀行乃至は直接個人企業への融資。
(註) 本表の詳細に關しては聯邦準備月報 1945年7月號 531頁參照。

貨幣準備を倍增した以外にアルゼンチンはその外債特にポンド貨債の相當部分を償還したが、その額は一九四五年の半ばまでに約六億ペソに達した。アルゼンチンはその複雜な二重爲替相場制の或る程度の統一化に成功したが、諸外國との商業、貨幣取引の多くは依然として公的統制下におかれ、外國通貨の賣買兩相場の間には相當な開きが殘されてゐる。

ブラジルのコーヒーの、一九四五年七月をもつて始まる當季收穫高は、六〇キログラム入一千二百萬袋と推計され、前季に比較して百四十萬袋增であつたが、これはなほ今次大戰前十ヶ年間の平均收穫高の半分に過ぎない。尤もこの國のコーヒー輸出への依存度は漸次低下してゐる。現にその海外收入の中かなりの部分は棉花並びに綿織物の輸出と漸次增加する鑛產物の輸出から得られてゐる。外債に關する一聯の協定の結果、外債に對する元利拂額はポンドに換算して一九三〇年の二千三百十萬ポンドから一九四五年の八百三十萬ポンドに減少した。

メキシコも天然資源の豐富な國であるが、その地理的位置が合衆國と接觸してゐるため、同國との經濟關係は深く、輸出の凡八〇%、輸入の凡七〇%の相手國は合衆國である。一九四五年九月、合衆國の對外銀價格がトロイオンス當り四五セントから七一・一一セントへ引上げられたのに追隨して、メキシコは銀課稅をスライディング・スケール制に復歸

せしめ、銀價格を七一・一一セントとし、銀山經營者の手取は從來施行されてゐた戰時緊急課稅の規定による一オンス當り、三六セントを五〇セントとした。銀稅を從來の一オンス當り九セントより二一・一一セントへの高率引上げの結果、政府は一九四二年十一月の協定に基いて外債の元利拂を維持し得るであらうと想像される。同國政府は一九四五年春、然るべき機械類及びその他の重要な商品購入の可能性を研究するため經濟使節をヨーロッパ諸國に派遣したが、この國は主要な貿易相手國を依然として西半球内に求めることは疑問の餘地がない。一九四五年九月同國は一千萬ドルの設備をもつて、メキシコ市近郊に冷藏器、無電器並びにその他の電氣器具製造工場を興す、右一千萬ドルの内四九%は合衆國からの借款、五一%はメキシコの資本を充當すると發表した。

極東においては、ヨーロッパの戰爭が終結して以來戰鬪が熾烈の極に達したが、一九四五年八月半ばに至り突如終局した。

中華民國は互に分離した地域に分斷され、その結果、政治經濟上の多くの困難な課題を解決しなければならなくなつてゐる。しかのみならず同國は特に輸送上の困難のために國内生産が舊態依然たる低位であり、輸入が杜絶してゐるといふ惡條件下の時期に、インフレーション傾向に挑戰しなければならない。けれども政治的局面の轉換のため、通貨上の成行は或る點において自動的に改善された。八月初頭の市場に於ける金の建値は一テール十八萬乃至十九萬中國ドルであつた。このため重慶當局は公定相場を十七萬五千ドルに引上げの餘儀なきに至つた。けれども八月の第三週に入つて市場價格は七萬八千ドルと下落し、秋を通じて八萬八千乃至十一萬五千ドルと底堅くなつた。重慶の生計費は一九四五年八月初頭には一九三六年の三百倍と報道されたが、同年七月末までに卸賣物價は一千九百倍に激騰した。健全財政への復歸と國内生産回復の前提をなす國内の安定を缺く限り、爲替相場の安定の維持も、國際收支の均衡も達成し得ないことが明瞭に認識される。

上海、フイリツピン、ビルマ並びにマレーにおいては、日本の財政當局の發行した流通紙幣は一襲のもとに通貨資格を剝奪されてしまひ、イギリス並びに合衆國の銀行の支店再開の取決めが行はれた。海峽植民地の海峽ドルは再發行され、一海峽ドル對一ポンド八シリングの戰前平價で換算されてゐる。今や經濟生活再建のために異常な努力が傾倒されてゐる。マレーのゴム樹は全般的には損害を蒙つてゐないことが判明し、その栽培農園は一九四六年中には再びゴムを産出するものと期待されてゐる。

東南アジア並びに中華民國南部の鐵鑛及び他の重要鑛物の埋藏量は、その量が極限されてゐるといふ特殊性をもつてゐる。ただ主たる例外としては、マレーの錫、カレドニア諸島のニツケルがある。けれども中華民國は相當量の石炭を産出し、石油はボルネオに、ゴム及び砂糖の栽培は多くの地域にみられ、また世界市場で高名な香料はオランダ領東インドから産出される。

一九四五年七月二十六日のポツダム宣言によれば、日本は本州、北海道、九州、四國の諸島及びその歸屬如何が、今後決定さるべき小さな諸島嶼のみをその主權下におくこととなつた。日本は恐らく一九四四年現在の人口總數七千八百萬人前後を有する領土の領有に甘んずることにならう。この人口總數は世界人口總數の三%であり、またその領土三十八萬二千平方キロは、世界五大陸の總面積の〇・三%に當る。

一八五四年日本が始めて外部世界と接觸するに至つた時の人口は約三千萬人であつたが、その增加率は高度且つ着實

（第九表）

日本本土(1)の職業別人口構成

職業別	1920年 實數	1920年 %	1936年 實數	1936年 %
農業	14,300,000	52	14,100,000	43
工業	5,100,000	19	7,800,000	24
商業運輸	4,600,000	17	6,100,000	19
其の他	3,300,000	12	4,400,000	14
人口總數	27,300,000	100	32,400,000	100
有業人口總數	56,000,000	—	70,300,000	—

(1) 以下の領土を除く

	面積（平方キロ）	人口（百萬）
朝鮮	221,000	24.1
臺灣	36,000	5.8
關東州	3,400	1.3
樺太	36,000	0.4
合計	296,400	31.6

附言—滿洲國として知られてゐた領土の面積約 1,303,000 平方キロ（503,000 平方哩）、1942 年の人口 45,000,000 人であつた。

であり、一年毎に一・二%乃至一・五%の增加率、一九二〇年乃至一九四四年の年平均增加實數は殆ど百萬人に達した。

ポツダム宣言の第十一條は左の如く規定する。「日本はその經濟を支持し、實物賠償の取立を可能ならしめる如き產業を維持することを許可される。但し日本をして戰爭のため再軍備を可能ならしめる產業はこの限りではない。右目的のため原料の（支配とは區別される）入手は許可されるものとする。日本は將來世界貿易關係への參加を許可される。」

× × ×

以上の簡單な各國の概觀は世界の各地域に生じてゐる問題が極めて多樣であることを立證する。即ち或る國々は自らの領土内が戰場と化したために惹起した損害の補修の必要に

當面し、他の國々は未曾有の人口の減少に影響を蒙り、また他の國々は海外資產の減少の結果、主に感じてゐるといふ狀態である。いづれにしても、世界の各國は擧げてその正常な貨幣經濟組織に、戰後踵を接して惹起した攪亂を體驗してゐるのである。以下は大部一九四五年秋に利用出來るやうになつた資料を基調として行つた、國際的な比較をもつてこの情勢を更に明らかにせんとするものである。

第三章　若干の國際的比較

一九四五年六月三十日に終る期間の武器貸與法の運用に關し合衆國大統領は議會へ次の如く第二十次報告を行つた。

「戰爭のありとあらゆる經費を金錢のみで計る譯にはいかない。その費用には流血や苦痛、失はれた人命や不具になつた人々、人間の生活と幸福の數多の破滅及び家庭や都市の破壞をも加へねばならぬし、又加へられてゐるが、これらのものは金錢を以つては評價できない戰費である。

戰爭に對して各國が貢獻した費用にして財政上の數字で計量されうる範圍内において、最良の算定規準は聯合各國がその國民所得のうちで何割を戰爭に支出したかといふことであらう。

例證の方法を用ひてその報告は各國の國民所得中に占める百分率を以て年毎に計算した六ケ國の戰費を示す圖表を作成してゐる。其のグラフは最良最新の報告に基いて米國の戰時機關の一つである外國經濟院が用意した第十表に依つてゐる。然しながらかかる測定の正確性と信頼性は年毎に國家ごとに變化すること、及び根本資料の大なる不完全のため、この比率が確實な統計的測定と云ふよりも寧ろ一般的近似的傾向及大いさと見做されねばならぬことを指摘してゐるの

（第十表）

國民所得中に占める戰費の百分率

國名	1939	1940	1941	1942	1943	1944
	單位 %					
イギリス	15	39	49	53	54	54
ソ聯邦	22	27	35	45	48	44
カナダ	2	10	19	40	54	52
ニユージーランド ...	2	9	23	50	54	49
オーストラリヤ...	2	12	25	43	48	44
合衆國	2	3	11	35	46	46

に注意すべきである。

これらの數字によれば、一九三九年の最高比率はソ聯邦がその防衛のために支出したものである。然しながら爾後二・三年はイギリスの戰費が其の國民所得中に占める割合は他のどの國よりも大きい。但し一九四三年にはカナダ、ニユージーランドがこれと匹敵してゐる。

一九四五年十月米・加・英・三國代表の合同委員會は米加英における戰爭目的と民間消費との摩擦について報告を提出した。其の目的は各國間の公正なる比較を確立する基礎について、客觀的な測定法を供給するにあつた。

一九四三年及び一九四四年にイギリス及びカナダの總國家生產高の約半分、合衆國の總生產高の約四〇％が戰爭のために用ひられた。三國共戰爭に關係の無い建造物や資本設備の蓄積は全然增加しなかつた。多くの場合代替は行はれず、民需財の蓄積は使ひ盡された。而してイギリスのみは國富の完全な縮少即ち物質的大いさの縮少を蒙つた。

戰前のイギリスの一個人當りの消費量は合衆國におけるよりも一〇乃至二〇％低い樣に思はれるが、カナダにおけるそれとは殆ど相等しい。

（第十一表）

個人當り食物消費量（合衆國戰前價格にて評價）

國名	食肉用家畜生產高 (1)	その他家畜生產高及その他脂肪 (2)	その他食物 (3)	總計
	單位ドル			
イギリス				
1934—38 平均...	47	11	33	91
1943	36	14	34	84
米合衆國				
1935—39 平均...	48	15	41	104
1943	54	16	42	112
カナダ				
1935—39 平均...	53	9	31	93
1943	60	12	31	103

(1) バタ、全液体ミルク、鮮肉、家禽、野禽、魚肉、卵。
(2) その他牛酪製品、その他脂肪、油、乾燥及び生卵、罐詰肉及び罐詰魚肉。
(3) 砂糖、糖密、馬鈴薯、豆類、堅果、果物、野菜、穀物生產物、茶、コーヒー、ココアを含む。

戰時狀態が消費者の購買力に與へる影響は極めて多岐にわたる。アルコール飲料、煙草、讀書、娛樂、公共運輸通信事業においてはイギリスでは少量の增加を示し、合衆國及カナダでは一般に幾分多量の增加を示してゐる。一方自動車の購買及び使用回數に關して顯著な削減が行はれた。イギリスにおいては個人の自動車使用は殆ど停止され、他の二國に於ては更に嚴重に封ぜられた。食糧消費はイギリスでは減少してゐるが、合衆國及びカナダでは共に增加した。

一九三八年から一九四四年迄のイギリスの個人當り一般市民の消費量は一五乃至二〇％の減少と計算されたが、他方一九四四年の合衆國及びカナダの個人當り消費者購買量は、一九三九年に比較して一〇乃至一五％增加し、一九四一年の數字とほぼ同樣である。實際雇傭の水準より判斷すれば、

（表　第　十　二）

戰爭のための勞働力の動員（1944 年 6 月の狀態）

項　　目	イギリス	合衆國	カナダ
	單位百萬人		
戰爭關係職業者			
軍　隊 ……	5.2	11.5	0.8
その他一般 ……	7.8	13.4	1.3
合　計	13.0	24.9	2.1
その他職業者	10.4	36.3	2.9
失業者	0.1	1.0	0.1
總　計	23.5	62.2	5.1

合衆國及びカナダにおける一九四一年は、イギリスの一九三八年と比較するのが最良と思はれる。更に消費に對する戰爭の相剋は合衆國及びカナダにおいてはイギリスよりもおくれて招來され、その結果もイギリスより徐々に進行し且つ烈しくなかつたことを記憶せねばならぬ。

イギリスに於ては全勞働力の五五％が戰爭關係の仕事即ち軍隊、軍需品の生産等に從事し、他方合衆國及びカナダでは四〇％が之に從事してゐた。三國共、殊にイギリスでは勞働力の軍需への動員市民生活において醫師や齒科醫や家僕の數を縮少せしめ、他方經驗ある學校教師の徵集は訓練された代用教員の供給を上廻つた。更に特殊なる缺乏が人口過剩區域に起り、家庭のみならず學校や醫師や小賣店や娯樂施設や其他地方事務に影響を與へた。一九四二年後イギリスにおける勞働力の不足は生産に全面的な制限を附課し、又民需生産に對する勞働の使用に關し他の二ヶ國では試みられなかつた程度に己むを得ざる制限を課した。

× × ×

戰時には勞働力の供給は實際特に注意すべき重要事項である。そして戰爭が濟み、各國がその國情を精査せねばならなくなると、各國は自國の人口の傾向や見込に非常な注意を自然に拂ふことになる。

世界史上未だ曾つて人口問題がこれ程多く公式調査の對象となり、又一般大衆によりこれ程身近の問題とされたことはなかつた。この問題に關聯して、フランス新内閣が一九四五年十一月に造られた時、世界史上最初の人口省が設置されて、從來の保健省の機能は新省に引繼がれたといふことを示すのは興味深いことである。

當銀行の第十四回年次報告に於て一九三八年乃至一九四三年の出生率に生じた廣般な增加に注意が惹かれた。この增加は第一次大戰中の顯著な傾向と全くいい對照を爲してゐる。第十三表に見られる如く、上昇傾向は原則として長期戰により惹起される必然的な困難にも拘らず一九四四年に持越された。

第十四回年次報告には、亦ドイツが上昇傾向に對する顯著なる例外を爲すことが指摘されてゐる。一九四四年にはドイツの出生率は著しく減少した。それは疑ひもなく差迫る敗戰の懸念と物質的生活條件の惡化を反映するものである。

出生率に極めて一般的に顯れた增加は當初においては結婚率の增加による當然の結果であつたと思はれるが、しかし後には、大体一九四三年と一九四四年には家族の平均人員が次第に大きくなり、子供に對する欲望も亦增加した事を示してゐる。新教舊教の兩社會に殆ど同樣の影響を與へてゐるこの上昇傾向の廣般な性格は、現代の一般世俗社會及び精神界のありかたに關聯する何か根深い力の働を示してゐる。過去何世紀かにおいては高い出生率は物質條件の改善、例へば豊作の結果であることがしばしばであつた。そして一九四〇年以前に出生率が既に增加し始めてゐた國々、例へば瑞西や瑞典等に於ては、その增加は或程度迄一九二九年から三二年に至る大恐慌からの回復の證左の一つである生活水

十三表）
各國の出生率

國名	第一次世界大戰 1913	1918	第二次世界大戰 1938	1943	1944
	1000人に對する比率				
イギリス	24.3	18.1	15.5	16.2	17.5
ニュール	22.0	19.9	19.4	21.8	22.0
オーストラリヤ	28.2	25.0	17.5	20.7	21.2
フランス	18.8	12.1	14.6	15.9	16.3(1)
ベルギー	22.4	11.3	15.8	14.8	15.2
オランダ	28.3	25.3	20.5	23.0	24.2(2)
デンマーク	25.6	24.1	18.1	21.4	22.5
ノルウェー	25.1	24.6	15.6	18.9	—
チェコスロバキア(3)	28.9	12.9	14.5	21.6	21.8
ハンガリー	33.8	15.3	20.1	19.2	—
ドイツ	27.5	14.3	19.6	16.2	—
スエーデン	23.2	20.3	14.9	19.3	20.3
スイス	23.2	18.7	15.2	19.2	19.6
合衆國	25.5	24.6	17.6	21.5	20.2(1)

(1) 暫定數字　(2) 初の6ヶ月に對する數字　(3) 1943と1944はボヘミヤとモラビヤの數字

準の改善の反映であらう。しかしながら出生率は戰爭中實質所得における決定的な減少のあつた國々でも增加してゐる。遂に戰爭を勃發せしめるに至つた政治的緊張も、出生數の增加に對して何らの障害ではなかつた事を示すのは特に興味ある問題であらう。これらは捉へどころのない問題であるが、次の諸事情が重大であることを指摘出來よう。

（1） 生存の最低必要條件に關する限り各國に社會安全立法が導入された結果或る程度の安全感が與へられてゐることは疑ひない。それは或る人間とその係累が失業や不健康や產業上の事故の樣な災害に對して何らの援助もなく、唯一人で戰ふ必要が無いと感ずることである。この戰爭中戰爭の仕事に加入して軍隊其他に働いてゐた人々の家庭に與へられた何らかのより一般的な援助によつて同樣の效果が生じた樣に思はれる。

（2） 社會の一般的態度に或る變化が生じてゐる。人々は此等の事實が廣く論議され、そして家庭を作り子供を生むことは單に登記する人や治める人の贊同を得るのみならず、進步的な見解を有すると明白に認められる多くの著述家を含む一般大衆の贊同を得るのだと云ふ事實によつて影響されてゐる。

（3） この社會的贊同は個人的經驗の證據により更に强められる。前の時代に屬する人々が子供を生むのを遲くし、時には全然子供を持たぬか、或は唯一人といふ結果を招來し、かゞしてその生活の完全さを犧牲にし淋しい老年期といふ危險を冒すに至つたのは、馬鹿なことであつたと言つてゐるのを聞くのは普通である。不安定狀態、殊に戰爭期間中のそれは人々の心にとつて疑もなく重荷であるが、現代の不安定の故に家庭生活から奪ひ取られる諸々の利益を屢々より高く評價することになる。これは例へば長いと支那に續いた樣な狀態と同樣である。

これらの狀態は事實一八七〇年乃至一九三〇年の時代を特徵づける傾向の逆を示してゐる。その期間中には出生率

の顯著な減少が行はれたのである。その時代には個人の家庭は大した社會の援助無しに殆ど自己のみで守らねばならなかつた。當時の進歩的な見解はマルサシアニズム一色であつた(註1)。そして多くの人々は家庭の重荷に餘り煩はされないことを條件とする近代生活の娯樂を樂しむやうになつて行つた。これらの考慮は當初は西歐社會に適用された。其處じは長い間迅速な技術上の發展により、年平均二%近い比率で人口一人當りの實質所得が增加するのを保證されてゐた。それは年に一%近い人口增加を伴つて一八七〇年頃より世界の物質的進歩三%といふかの有名なる事態を造つたのである。(註2)

(註1) イギリスの牧師T・R・マルサスは「人口の原理に關する一論、ゴウドウキン氏コンドルセー氏其他諸家の研究に觸れて社會將來の改善に對する影響を論ず」といふ彼の有名な著作を一七九八年に發表した。六回の改訂版が發行され、最後のもの(爾後のリプリントは殆んど之によるが)は一八一六年版である。マルサスのしばしば繰返す根本の議論は人口はその生存手段の增加以上に增加する傾向を示し、この傾向は道德的抑制によつて制約されなければ言語を絶する悲慘な狀態となり、幸福な社會の實現は不可能となるといふにある。マルサスの後繼者達及び所謂新マルサシアニズムの歸依者達は尙更子供の數の制限を唱導してその確固たる見解を大いに宣傳した。第一次大戰前は人口に關する議論はすべてマルサスの見解に何等かの例證を入れざるを得なくなつてゐた。食糧生產の急激なる增加、殊に現世紀のそれは少くとも西半球にとつては事情を早急に變革して、今や人口の問題は他の見地より考察されてゐる。

より一般的な意味に於てマルサシアニズムは反增加主義者、制限主義者の傾向を裏付けるやうになつてゐる。(十六頁參照)

(註2) 出生率は下つたが死亡率も亦下つた。そして何十年かの間兩者の差引高は殆ど一定であつた。

以上の表で與へられた比率は所謂粗出生率で全人口のうち千人に對する每年の出生者數を表してゐる。しかし人口の趨勢をより正確に指示するために年齡別性別構成を考慮するより精密な測定方法が要請され、それは「純生殖率」の中に見出された。「純生殖率」とは生れる赤坊の總べてが生殖年齡に達する譯ではないといふ事實を顧慮して、或る時代の

(第十四表)

純生殖率

國名	期間	比率
スエーデン… … … …	1937	0.76
英本國… … … … …	1935—37	0.79
ベルギー … … … …	1936	0.83
ノルウエー… … … …	1938	0.83
フランス … … … …	1937	0.87
デンマーク… … … …	1939	0.92
ドイツ… … … … …	1938	0.94
ハンガリー… … … …	1938	1.00
イタリー … … … …	1935—37	1.13
合衆國(白人種)… … …	1937	0.96
カナダ… … … … …	1937	1.09
オーストラリヤ… … …	1939	0.98
ニユージーランド … …	1939	1.07

婦人が次の時代の母となるべき者を生むことによつて自分の後繼とする度合を表す樣に作られてゐる。かくて純生殖率が丁度一である時は、一定の可姙性と道德性が不變であるとすれば、新しく生れたる乙女は皆唯同數の後繼者を殘すだけである。一方その率が一より小であれば人口は窮局に於て壞滅するであらう。例へば〇・七五の比率は一時代即ち大体三十年以內に於て二五%の減少を示す(註)。

(註) マーク・アブラム著「英本國の人口」ロンドン一九四五年刊より。

一九三五乃至三七年に於て英本國の純生殖率は〇・七九で最近の死亡率を以つてしては、人口の代替を確保するために必要な出產力よりも二一%低い。女子一千人が生れねばならぬ所へ七百九十人しか生れなかつたと言ふ場合には、その女子の數に對して比較的多數の男子が出生してゐるであらう。その結果一九三五乃至三七年に一千人に對して一五・一人である粗出生率

する七百九十人の割に增加するならば、それよりの出生率千對一九・一は實際の代替率の近似値と見做されるであらう。例へばより多くの子供が生れる場合死亡率に於けるあり得べき變化のために小さな修正が行はれる以上、それは單に近似値を出でない。粗出生率と比較し得べき比率を持つてきたことの利點は、其の樣な比率が計算方法として素人にも最も容易に理解出來るからである。西歐諸國の大部分にとつて完全な代替に必要な出生率は千人對一九乃至二〇位であらう。ドイツではその樣な比率の範圍に到達したが三〇年代にはそれを多く越えることはなかつた。そして戰爭により減少し始めたのである。英本國に於ては此の比率の範圍は一九四四年中に凡そ達成された。(一九四五年には或程度減少した)。しかし乍ら行はれた增加だけでは過去に於ける低位の可姙性による損失を埋めるに充分ではなかつた。或る程度近い將來により多くの人口を持たうとする國々が、自らの出生率の增加によつて目的を達せんとするのは、全然實現不可能な事である。これはヨーロッパ各國及びヨーロッパ外のオーストラリヤとかニュージーランドの樣な國々の場合である。組織された移民の可能性がまだある。殊に中歐東歐における人口の轉移の結果、多くの人々が新しい祖國を求めてゐる。人道的見地は、その樣な多數の人々をその人口を增加せんと懸命になつてゐる國々に入れる樣に用意するのが、望ましいと考へることだけにあるのではない。オーストラリヤでは一九四五年夏に五萬の家のない子供が歐洲から入り込んでくるのを許容する處置が措られつゝあり、其の他にも移民を惹付ける方法が考へられてゐると聲明してゐる。

世界の人口は、各大陸の大いさのみならずその有する天然資源に比べて、尙全然不均齊に配分されてゐる。四世紀にわたる移民にも拘らず新世界(即ち兩アメリカ、オーストラリヤ、ニュージーランド、其他太平洋の島々)は、全世界の人口の僅か八分の一しか有しないが、其の土地は全地球面の三分の一以上であり、生產される物資並に勞務の四〇

(第十五表)

世界の人口と面積

地域別	1939年末の人口		面積	
	單位 百萬人	%	單位 百萬キロ	%
舊世界				
ヨーロッパ(1)	402	19	5.4	4
ソ聯邦(歐亞を含む) ...	172	8	21.1	16
アジア(1)				
中華民國	450	21	15.7	12
その他	704	32	11.1	8
アジア小計(1)	1,154	53	26.8	20
アフリカ	158	7	30.3	23
舊世界小計	1,886	87	83.6	63
新世界				
北米	143	7	19.7	15
中米	42	2	3.0	2
南米	88	4	17.9	14
大洋洲	11	(0.5)	8.6	6
新世界小計	284	13	49.2	37
全世界總計	2,170	100	132.8	100

(1) ソ聯邦を除く。

%即ち世界中の國々の國民所得總額の五分の二を占めてゐる。新世界の全人口の半數近くを占めてゐる合衆國の人口が、徐々にしか增加してゐないことは何時もよくいはれることである。しかし移民を制限する法規があるにも拘らず尙相當顯著に增加してゐるのである。主として高次の出生率により人口は一九四〇年から一九四五年迄に約八百萬增加してゐる。一方一九三〇年から一九四〇年

に至る十年間に増加は九百萬許りであつた。一九四五年夏合衆國の全人口はほぼ一億四千萬の數字に到達した。戰爭中に起つた相當程度の國内的上昇は興味ある問題である。百八十五萬人が農園から軍隊に入り、之に加ふるに農業部門から五百萬の喪失があつた。その半分は勞働者であり、半分はその家族である。家族を含めて農業全人口は一九四〇年には三千二百二十萬と報告されてゐる。農業からのこの移動にも拘らず、合衆國の農業生産高は戰爭中毎年新記錄を作つた。このことは過去の農業人口の過剰を證明するものである。主として一九三〇年代の不況期においては都市の職業は殆んどなく、農村に生れた人々は土地に留まるほか何らの變化もなし得なかつたのである。

ソ聯邦を除くヨーロツパは世界全面積の僅か四%しか占めてゐないのに全人口の殆ど五分の一を有し、一九二九年には各國の國民所得總計の約三分の一を占めてゐた。他の問題におけると同じく人口においてもヨーロツパは何らの模範にはならない。西ヨーロツパにおいては、人口は一八四〇年から一九一四年の間に殆んど二倍に増加してゐる。實質賃銀は約三倍になつてゐる。移民の大部分は新大陸に渡つて行つた。然し烈しい膨脹は、大体第一次世界大戰の時に終了した。そして現在の特徴は人口の高年層の増加である。

他方東ヨーロツパでは出生率は下つてはゐるが比較的高い所にあり、増加した人口は土地を絶えず壓迫してゐる。制限移住の時代に適當な職業を供給するために、當該國の政府は家内工業の發展に努めた。都市人口の漸増は出生率の低下を促進する程度となつた。しかし此等の變化は必然的に緩慢となり、差當り狀態の本質的性格を變へ得るものとは思はれない。

より東方即ちソ聯邦の人口はその偉大な生活力により第一次大戰中及び戰後に受けた損耗を極めて速に回復した。今

次大戰後も同樣であらう。この中の西部に於ける荒廢に倍するウラル地方やシベリヤの産業發展により、この社會主義共和國聯邦に住む多くの人口の重點は、東の方天然資源の豊富な新しく發達した地域を指して移動した。

東南アジアに於ては現在でも殆んど正確に算へられない多くの人口が尙農業に從事してゐる。そして高い出生率と死亡率が一人當り比較的低い所得の稠密な人口を有する國々の鋭い急迫せる性格を持つ諸事情を示してゐる。

人口の變化は一般に國際狀勢の上に永續的な影響を與へる。戰爭から惹起するそれ以外の一聯の狀況はそれ程永續的なものではない。但し單に一時的重要性を持つものが何であるかを識別することは常に困難であるけれども。

第四章　戰爭から生じた一般的諸問題

交戰諸國は戰爭の最中には、消費を削減し勞働を强化すると云ふ方法によつてその負擔の大部分を擔つた。國庫の現實の戰費支出に現はれるいはゆる直接戰費について特にさらであつた。しかしそれとは別に戰爭終了後ずつと後になつてから漸く事態を惡化させるやうな、主に將來の負擔として殘るある種の損害がある。それは次のやうなものである。

(1) 人的要因・早死、兵士の永久的不具を含む不健康、平時に比しての教育低下、出生率の低下等。

(2) 物的要因　建物および産業設備の破壞、在庫品や美術品(屢々文化的價値の高い美術品)を含むその他の財産の喪失、農地の肥沃度の低下、固定資産の償却更新の延期、また時として外資導入。

(3) 組織の解体　それ〴〵の國の生産及び商業の維持は勞働市場や商業上の顧客關係等と云ふデリケートな機構

（第十六表）

第一次世界大戰の直接間接戰費

戰費項目	金額（單位億ドル）
純直接戰費總額	1863
間接戰費	
人命の資本還元額	
兵士	336
非戰鬪員	336
財產損失額	
陸上財產	330
船舶及び積荷	68
生產の損失	450
戰時救恤	10
中立國損害	17
間接戰費合計	1517
總計	3380

の働きにかゝつてゐる。この機構こそ大戰爭の間に甚しく傷められ易いのである。尨大な國債から生ずる効果も主としてこの項目に入る。

直接戰費の數字は各國の豫算から算出出來るが、前記(2)の物的損害額を算定し、また同じく前記(1)の人的損害中のあるものを經濟的價値に換算する試みも行はれてゐる。

カーネギー財團寄附金による研究(註)の中に示された第一次世界大戰の直接間接兩戰費合計額は第十六表の通りである。

（註）エルネスト・エル・ボガート著「世界大戰の直接、間接兩戰費」一九一九年ニューヨーク出版

この表によると、直接戰費總額は千八百六十三億ドルであるが、これより後の研究(註)によると同總額は、一九一三年のドル即ち財および

サーヴイスに對し一九一三年と等しい大いさの購買力を有するドルで計算して八百十億ドルと推算されてゐる。その內五百六十億ドル即ち全体の七〇%が聯合國側の戰費、二百五十億ドル即ち三〇%が中歐諸國側の戰費である。

（註）ヘーヴェイ・E・フイスク著「聯合國側の戰債問題」ニューヨーク・バンカース・トラスト・コンパニー、一九二四年パリ出版。

「一九一三年のドル」を「一九四五年のドル」に換算（その際卸賣價格の騰貴だけでなく賃銀その他の原價構成分子のより以上の騰貴も考慮して）すれば、第一次世界大戰の直接戰費は概算千八百億ドル即ち前の表の數字と大体等しくなる。今度の戰爭の直接戰費はこれより遙かに大きくなつてゐる。既に一九四五年の夏までに合衆國だけで戰爭遂行のために二千八百億ドル以上を費し、またイギリスは武器貸與勘定による純受取額を除いて約三百億ポンド（千二百億ドル）を費し、更にカナダの戰費は大体百八十億カナダ・ドルであつた。一九三九年九月から一九四五年五月までの間に、ドイツは四千五百億乃至五千億マルクを戰爭に費したやうである。この中には占領地域や他の歐洲諸國から得た約千三百億マルクが含まれてゐる。購買力から云へば、この四千五百億乃至五千億マルクは千五百億乃至千七百億ドルに相當するであらう。次に一九四〇年乃至四五年の六年間に日本の莫大な戰費豫算は總額二千二百二十億圓以上に達した。その內の四分の一以上は中華民國および南方諸地域において調達された。

かくして一九四五年の夏までに第二次世界大戰の戰費總計（各國の國庫が負擔した戰費）はその實際價値において第一次世界大戰の戰費の尤に四倍の大いさに達したものと思はれる。

前掲のカーネギー財團寄附金による研究中の第一次世界大戰直接間接兩戰費表には、次のやうな註釋がついてゐた。

「この表に示された數字は人の理解力を越えて居り、人をして慄然とさせる。しかもこの數字の中には人の生命や活力、經濟的幸福、倫理道德とかいふやうな、人間的諸關係諸活動の他の面を壞し傷けた戰爭の効果は算入されてゐないのである。現在の歐洲の混亂狀態を見ると、戰爭の眞の經費は戰時中五ヶ年間の各交戰國の直接の金錢的支出によつて測ることは出來ず、現代經濟社會の崩壞こそ强制された代價であるのかも知れない。」これが書かれたのは一九一九年であつた。そしてその後に起つた諸事件はこの觀察の正しさをいよ〳〵明かに立證した。

この報告書の第一章の、各國に關する略說の中の數ヶ所で、今度の第二次世界大戰後における賠償問題の現狀について觸れたが、こゝで簡單に事態を概括しておくことにする。

フインランド、ルーマニヤ、ハンガリーに對する媾和條件によつて、これら諸國はソ聯邦に對して六年間に總額三億ドルに達する現物賠償を支拂ふやう定められ、前揭五乃至七頁に既に說明された最初の決定に多少の變更が加へられた。

ドイツの賠償に關しては、一九四五年二月十二日付のヤルタ會談宣言書につぎのやうな規定が含まれてゐる。

「我々は今次戰爭中ドイツが聯合國に與へたる損害の問題を考察し、ドイツが可能なる最大限度に現物により損害の賠償に應ずる義務を負ふを正當と認む。損害賠償委員會を設置し、該委員會をしてドイツが聯合諸國に與へる損害賠償の限度ならびに方法の問題を考究せしむべし。委員會の所在地はモスクワとす。」

ヤルタで決定された損害賠償委員會は、一九四五年夏モスクワで開催され、フランス、イギリス、合衆國、ソ聯邦の各代表が參加した。一九四五年八月二日付のポツダム會談聲明書（その內の主な條項の若干は十一及び十二頁に再錄してある）にはドイツの賠償といふ一章が加へられてゐる。損害賠償委員會は第一次世界大戰後に設立された賠償委員會と同じ權力を持つてゐないといふことは注目すべきである。今度の委員會の主要任務は、種々の問題を吟味して關係各政府間に意見の一致をもたらすための提案を作成するにある。

このポツダム會談によつて地域の區分が行はれた。ソ聯邦は自國の占領地帶および適當なドイツ在外資產から賠償を獲得し、なほその他の地域からドイツの平時經濟に不必要なドイツの生產施設の二五％（內一〇％は無償、殘り一五％はある種の商品と交換。十一頁參照）を受け取る。ドイツの在外資產については、ソ聯邦はフインランド、ブルガリヤ、ハンガリー、ルーマニヤ、東部オーストリヤに存在する資產につき請求權を獲得するであらう。ソ聯邦は既にポーランドの賠償請求權を自國の賠償受領額の中から決濟することを承知した。

賠償請求權を有するその他の諸國は西部地域（即ちフランス、イギリスおよび合衆國の占領した部分のドイツ）と、ソ聯邦の受領する以外の適當なドイツ在外資產から賠償の割前を獲得するであらう。これらの國々—合計十七ヶ國（註）—の代表者は關係各國間における賠償の分配計畫を作製し、ドイツの賠償の受領と分配およびそれに關聯するあらゆる問題の解決を任務とする賠償事務處理機關を設置するため、一九四五年十一月の初めパリに會合した。作製される賠償分配計畫については各國政府に對し、それを採擇するやうに勸告が行はれる筈である。

（註）その內譯はフランスの他にイギリス、合衆國、オーストラリヤ、ベルギー、カナダ、デンマーク、エヂプト、ギリシヤ、オランダ、インド、ルクセンブルグ、ノルウエー、ニユージーランド、チエッコスロバキヤ、ユーゴースラビヤ、南阿聯邦である。

我々の知り得た限りで判斷すれば、目下の賠償計畫は第一次世界大戰後に實施された計畫とは多くの點において相違

してゐる。第一次大戦後においては（本來は）、財政上の債務の支拂期間は非常に長期間――ヤング案は六十二年間に亘る支拂を規定してゐた――に定められた。今次大戦の賠償に關する限り財政的な面は既にヤルタにおいて背景に押しやられ、政治的安全性を大ならしめやうといふ願望と經濟的考慮とからして、より現實的な態度が採られてゐる。ドイツの平時經濟に不必要な産業施設の除去は安全性を大ならしめると共に賠償にも役立つ。しかしさういふ除去施設の總價値は決して多額には達しないであらうし、のみならず受領された施設が利潤を生むには、通常まづ追加投資を必要とすることを考慮すれば、除去された機械その他は受取國にとつて恐らく大して役に立たぬであらう。そこで除去施設に「經常的引渡」を附加すべきか否か、即ちドイツは（無償で）原料品やその他の財貨またはドイツの人力の直接のサーヴィスを支拂ふべきか否かと云ふ問題が提起されてゐる。

相互に矛盾する幾多の考慮を調和せしめなければならぬことを思へば、問題の解決は決して生易しいものではない。安全保證のために除去施設を大きくすればする程、ドイツ經濟の經常的引渡能力はそれだけ少くなるだらうし、またドイツの現存在外資産を全部賠償のためにイヤマークするならば、ドイツの輸出からの收入は食糧および原料品の必須輸入の代金として、より多く保留されねばならぬであらう。なほその上に最も肝要なことは、採用される賠償方法がドイツに占領された國、または占領されずとも甚しい損害を負はされた國の迅速な再建に役立ち得る方法でなければならぬといふことである。事實、安全保障の見地から、ドイツの諸隣國の産業的潜勢力と一般的經濟力の増强こそ、ヨーロッパ大陸内部における生産力の好ましきバランスを生ぜしめる最良の途であるといふ議論が行はれてゐる。

一般的なヨーロッパの回復はまたドイツの事態に反應を及ぼすであらう。といふのは、ドイツの平均生活水準はヨーロッパ大陸のそれと關聯しなければならぬ。即ちドイツの平均生活水準はイギリスとソ聯邦を除く「ヨーロッパ諸國の平均生活水準」を越えてはならぬといふことがポツダムで決定されたからである。

日本については、一九四五年七月廿六日付のポツダム宣言の正文は「公正なる現物賠償の取立て」（三十六頁の引用文參照）を規定した。日本の賠償問題を處理するために特別の委員會が目下設置されつつある。日本の場合にもまた在外資産即ち日本の支配下にあつた地域における投資移轉の問題が生ずるのではあるまいか。

× × ×

第二次世界大戦が世界におけるヨーロッパの地位にいかなる影響を及ぼすかを論ずるのはまだ時期尚早であるが、しかし長年の間陸戦の場所となり熾烈な爆撃の目標となることが一つの大陸にとつて利益になる筈はない。ヨーロッパにとつて、かけ換へのない多くの血が流された。一九一四―一八年の戦爭（合衆國ではよく「ヨーロッパ戦爭」と呼ばれる）がヨーロッパの經濟に大損害を與へたのは云ふまでもないが、しかしあの戦爭後に殘つたものはヨーロッパ諸國をして、たとひその速度は他の大陸のそれに比して一般にのろかつたにせよ、なほ二十年代の經濟的復興に與からしめるに足りた。ヨーロッパの對外投資（生産資本の輸出によつて長期間に築き上げられた）の一部は、一九一四―一八年の戦爭中に輸入代金の支拂やその他の對外支拂のため費消され、また終戦時の債務不履行や債務否認のためにも損失を蒙つたが、しかしそれでもなほ相當の殘額があつた。一般の想像に反して、イギリスの對外投資からの收入は、一九二九年には一九一三年よりも多かつた（二億一千萬ポンド對二億五千萬ポンド）。但し一九二九年の物價生産費水準は戦前よりも約五〇％高かつたから、「實際」には收入は減少したといふことを忘れてはならぬ。後になつて一九二九―三三年の

大不況の際ヨーロッパ諸國は大打擊を受けたが、しかし全体として見れば合衆國をも含めたヨーロッパ外の多數の地域に比して彼等の打擊は輕い方であつた——實際三十年代になつて再び景氣の上昇過程が始まつた時には、若干のヨーロッパ諸國における上昇運動は新世界のそれよりも決定的であつた。今度の大戰の開戰まで原料品の價格は安かつた。これはある點ではヨーロッパにとつて利益であつた。ヨーロッパは原料品の需要の大部分を海外からの購入によつて賄ひ、「製造中に附加した價値」からその收入を得なくてはならぬからである。しかし低廉な買値から得る利益は、不況に惱む海外諸國が支拂ふ利子、配當の減少に基く收入の喪失と更に不況時における國際取引高の減少から生ずるもつと漠然とした、しかも頗る實際的且つ全面的な損失とによつて相殺されざるを得なかつた。第十七表（一九四一年出版の國際聯盟情報局編「歐洲の貿易」中に公表された資料によつて作製）は俄景氣の年一九二八年から不況の年一九三五年に至る間の他大陸との關係から見たヨーロッパの國際收支尻の變化を示したものである。

ヨーロッパの輸入超過は兩年度共にヨーロッパ外の諸國から受取つた利子と配當およびヨーロッパ外の各國に與へたサーヴイスに對する支拂による收入を以て補塡された。一九二八年から一九三五年に至る間に輸入超過は約三分の一即ち物價の低落と殆んど同率の低下を示したが、一方貿易外收支の各項目は相當美事に維持された。一九二八年度にヨーロッパが他の大陸から受取つた收入（利子および配當の受取と與へたサーヴイスの對價）の五分の三はイギリスへ入つた。この比率は一九三五年度には稍大きかつたものと思はれる。

將來に關しては、既に締結された政治的協定、および今後來たるべき政治的協定は經濟的見地から見ても當然最大の重要性を有するものであらう。ボツダム會談において占領期間中ドイツは單一の經濟單位（註）として取扱はれるべきこと、

（第十七表）

1928—1935 年歐洲の國際收支尻

（單位 1 億米弗—當該年の價値による）

年度	1928	1935
商品		
爾余の世界に對するヨーロッパの輸入超過	38	25
控除		
輸送費保險料等(1) … … … … …	15	10
ヨーロッパにより支拂はるべき殘額 …	23	15
支拂		
利子及び配當受取による收入を以て支拂はるゝ額(2) … … … … … … …	12	12
サーヴイス對價による支拂(3) … … …	11	6
合計 … … … … … … … …	23	18
殘額… … … … … … … …	0	＋3

（註）(1) 各國の貿易統計表は概ね輸入品價値を C.I.F. 即ち運賃、保險料込み値段で表してゐる。しかしヨーロッパ向けの物資輸送がヨーロッパの船舶で行はれ、ヨーロッパの保險會社に保險せられる限り輸送費及び保險料は「ヨーロッパの國際收支」の諸費用中に含まれない。即ちそれらの勘定に基く他大陸への支拂の必要は生じて來ないのである。

(2) ヨーロッパ外諸國よりヨーロッパへ支拂ふ利子配當。

(3) ヨーロッパがヨーロッパ外諸國に與へるサーヴイス。1928 年と 1935 年の間における「サーヴイス」對價として受取られた額の減少の一半は、ヨーロッパを訪れるアメリカの旅行者の消費額と合衆國に住むヨーロッパ人移民よりの送金の減少に基くやうである。

および産業固定施設の除去は二年半の間に完了すべきことが決定された。その意圖する處は明かに産業の移轉等に伴ふ激變を比較的短期に留めやうとするにあつた。しかし非常に烈しい破壞と非常に多くの變化とを伴ふそのやうな混亂時代の後では、再安定はいづれにせよ緩慢な過程をとらざるを得ない。もつとも前大戰後にドイツ、オーストリヤ及びハンガリーに起つたやうな惡性インフレーションが今度は回避出來るとするならば、事態は大いに改善されるであらうけれども。

（註）このことはポツダム宣言によれば、ドイツにおいて次の諸項に關する共通の政策を樹立することを含む。

（一）鑛業および工業の生産と配分

（二）農業、林業、漁業

（三）貨銀、物價、配給

（四）ドイツ全体に對する輸出入計畫

（五）通貨、銀行業、中央政府の徴稅と關稅

（六）賠償および産業上の潜在的戰爭能力の除去

（七）運輸通信

「これらの政策を適用する際、場合に應じ種々なる場所的條件を考慮すべきである」

大英帝國、フランス、オランダおよびベルギーについて見れば、今日植民地が本國に對して何等貢獻せず、却つて本國の援助を望むこともあるのはたしかに事實であるが、しかしかかる植民地は依然として本國と密接な關係を持ち、物資およびサーヴィスの重要な運動を生ぜしめることが多い。これらの海外諸國には今日もなほ過去におけるヨーロッパ資本の流入に基く相當多額の投資が殘つて居り、當該地域との貿易は依然としてヨーロッパの製造品に對する食糧や原料の交換から主に成り立つてゐる。しかしその他の地域にも、産業革命の開始以來一世紀半の間に作られ、多くの海外諸國の發展に貢獻する處の大きかつたヨーロッパの海外投資の殘つてゐる所があり、一九二八年度に利子と配當の形でヨーロッパが他の大陸から得た收入は、全ヨーロッパ諸國の國民所得總額の約一・五％に達したが、個々の國における比率はこれよりもつと高い（イギリスでは約六％）こともあつた。外國からの收入は（一般に關稅その他の障害と闘はねばならぬから）大体に國民所得の他のいかなる部分よりも得難いものであるが、しかも通例それは高生活水準の維持のために不可欠のものである。これは忘れてはならない。しかし近代の技術力と例へば原料の生産される容易さとのおかげで、外國よりの收入の喪失が一九一四年以前程には問題にならぬといふ可能性もある。

利子、配當收入の減少は民間國際債務額（即ち私人を公債權者とする政府債務の場合の如く）、少くとも一方の當事者が私人であるところの負債額が甚しく減少したことと一致してゐる。だがその一方、部分的には國庫間の債務、または外國政府公債を中央銀行が保有したために生ずる債務が新しく增加して來た。この新しい債務の大部分は戰爭努力の發展と直接間接の關係を持つて生じたのであり、恐らく將來一聯の決濟問題が起るであらうが、その際は問題の諸費用の由來が考慮されることとならう。

合衆國大統領とイギリス首相とは一九四五年十二月六日同時に聲明書を發表し、兩國政府の官吏間に行はれて來た折衝の中心問題が、一九四二年二月二十三日に署名された相互援助條約の第七條の規定に鑑みて、兩國間の基本的經濟金融關係に關する重要問題にあつたことを强調した。折衝の範圍は合衆國のイギリスに對する金融的援助問題、戰時の貿易・金融に關する制限の解除、武器貸與の決濟、イギリス國内における合衆國所有余剩軍需物資の處分、および最後に、貿易上の障壁と差別待遇、世界的過剩物資に關する政策、カルテル、國際貿易組織、および雇傭維持のための國内的方策が持つ國

際的側面といふやうな分野を含む廣義の商業政策に亙つた。兩當事國共この折衝の結果が自國のみならず他の諸國に對して持つ意義を十分に認識して居り、世界貿易・金融制度の確立に關する兩國政府共通の利益を絶えず念頭に置いてゐた。この制度が確立されるならば、それによつてあらゆる國々の貿易が多角的無差別的基調の上に行はれ得るであらう。

兩國政府の立法府の協賛を受ける筈のこの協定は次の如く要約される。

（1）三十七億五千萬弗に達する借款が合衆國からイギリスへ與へられる。これはイギリスをして特殊的にはポンド領域に關する爲替協定を含む輸入および爲替統制を緩和することを、また一般的には合衆國その他の國々と共に多角的貿易の發展といふ共同目的に向つて前進することを可能ならしめんがためである。

（2）イギリス國内の余剰軍需物資の處分を含む武器貸與と相互援助についてのみならず、また一般的に戰爭行爲の結果生じた兩政府相互の請求權についても、その決算として六億五千萬弗の金額が若干の修正を受けて前記の借款に付け加へられた。この協定は一九四五年十二月末日までの時期に適用され、それ以後の兩國政府間の新取引は現金の授受によつて決濟される。

（3）更に、通商政策の廣汎なる原則に關しても意見の一致を見、兩國政府はこの原則に對し廣く國際的支持を求めるであらう。

借款の條件は左記の通りである。一九五一年十二月三十一日までに供與される借款の總額は二分の利率を以て、一九五一年十二月三十一日より五十年年賦で償還される。武器貸與その他の最終的決濟の際支拂はるべき金額についても、同一の條件が適用される。更にイギリス政府が「現在および將來における國際爲替の狀況とイギリスの金および外國爲

替の保有高を考慮して」利子免除を要請し、且つイギリスの國内産品輸出による收入と該年度以前五ヶ年間の貿易外各年度取引よりの純收入の平均とを合計せるものが、一九三六年から三八年の間のイギリス年平均輸入額八億六千六百萬ポンド（かゝる數字は輸入品の價格水準の變化に伴ひ調整し得るから）以下なることを國際通貨基金が證明する場合は、合衆國政府は該年度において支拂はるべき利子額を免除する。

以上のやうに取り極められた協定が批准を受けたならば、イギリスのその他の對外債務にも影響を及ぼすであらう。まづ第一に第三國に對するイギリスの既存債務の決濟に必要な金額は、今回成立した借款以外の財源から支出すべきことが了解されてゐる。のみならずイギリス政府は一九五一年末までの間、この借款の條件よりも債權者にとつてより有利な條件の長期借款を英聯邦内の政府から受けぬ旨を約した。

累積したポンド殘高に關しては、イギリス政府は殘高を三種のカテゴリーに分けるといふ基本方針に則り、關係各國とそれぞれの事情に應じて異つた速かな解決を計るであらう。三つのカテゴリーとは次の通りである。（イ）直ちに封鎖を解除され、その時々の取引に要求されるいかなる通貨にも換へ得る殘高。（ロ）一九五一年以降のある時期の間に割賦によつて封鎖を解除される殘高。（ハ）戰時戰後債務の決濟のための獻金として、且つ關係各國がかかる決濟から利益を受くべきことを認めることによつて清算される殘高。（第三十七及第三十八表參照）

金融上の發展に關する限りでは特に次のことが協定された。即ち封鎖を解除されるか、または他の方法によつて現實の支拂に使用し得るポンド殘高は、この借款がイギリス議會と合衆國議會とによつて批准されて後おそくとも一年以内に、一切の通貨領域において差別なくその時々の取引に自由に使用し得るやうにすることである。所謂ポンド領域ド

ル・プールから生ずる一切の差別待遇はかくして除去され、ポンド領域の各國はその時々のポンドおよびドルの受取額を、その時々の如何なる場所における取引の爲にも隨意に使用出來るであらう。

物的損害の復舊が完成される速度に關しては、一九一八年以後のフランスその他の國々の荒廢した地域の復興が實際には最初豫想されたよりも短かい期間に行はれたことを想起するがいい。この業蹟はマルクの安定後におけるドイツの經驗および一九四一年參戰後の合衆國の經驗と相一致するものである。即ち一般的條件が經濟活動の復活に有利であるならば、近代的技術を以てすれば、生產力の驚くべき增大も比較的迅速に達成し得るのである。大戰爭は經濟金融制度を崩壞せしめるから、經濟の發展に對しては安定した基礎が與へられないであらうといふこと、またそれ故に經濟金融の情勢には非常に細心の注意を要するであらうといふことは當然である。事實「組織の崩壞」は物的破壞以上に大きなハンディキャップになるかも知れない。特に「事後の効果」はずつと後れた時期になつて始めてはつきりと現れて來るからである。前大戰後にもその例がある。當時持續的な均衡が欠けてゐたことが少くとも一半の因となつて、一九三〇—三三年の犧牲の多い市況不振を招いた。この市況不振はそれに續く一九四〇年に至る數年間の沈滯期と合計すると、合衆國の國民所得に二十億ドルの損失を生ぜしめたと見積られてゐる。その當時の記憶は未だに强く殘つてゐて、その再來を防止する必要があると云ふ考へは公衆と當局者の心にこびりついてゐる。さういふ大きな災厄を避けるために少くとも現在において經濟金融制度を適當に整備しなくてはならないといふ結論がそこから自然に生じて來る。しかしこのより恒久的な目的も忘れられてゐるのではないが、人々の注意は勝者敗者を問はず等しく甚だ切迫した眼前の急務に奪はれてゐる。この眼前の急務なるものを最もよくいひ現はしてゐるのは、おそらく一九四五年八月二日のポツダム宣言の第三章第十七節の條文であらう。そこにはかう規定してある。即ちドイツにおいて

「(一) 運輸の緊急なる修復

(二) 石炭生產額の增大

(三) 農產物の檢査

(四) 住宅及び生活必需公益事業の緊急の修復

のため速かに手段を講ずべし」

今までの處進歩はあらゆる分野で等しい速度で行はれてゐるといふのではないが、しかし復舊の跡が窺はれることは疑問の餘地がない。

ヨーロッパ大陸の交通の混亂狀態は、フランスにおいて一九四四—四五年の戰鬪のため少くとも七千四百の橋梁が破壞されたが、その內約五千が一九四五年九月までに復舊されたといふ事實によつて例示されるであらう。近代生活は貨客の迅速な輸送によつて規定されてゐる。輸送組織が崩壞すると、民衆に對する食糧補給を含む一般經濟生活のみならず、政府の權威まで危殆に瀕する。

若干の地域では、輸送面の回復の狀態に著しいものがある。例へば、一九四五年十月までにアメリカ占領地帶のドイツ鐵道線の八五%が開通してゐた。他の地域即ちベルギーでは解放直後、軌道交通業が運輸を再開するまでの間の最初の二三ケ月間は、軍用貨物自動車による輸送が應急手段として大いに役立つた。特にイタリーでは鐵道が戰時中可なりの損害を蒙つたから、貨物自動車による輸送は一ケ年以上も唯一の物資輸送手段であつた。目下着々と實施されてゐる

諸計畫によれば、イタリー鐵道の輸送力は一九四六年の春までには戰前輸送力の約五〇％に達する筈である。ギリシヤでは殆んどすべての鐵道組織、橋梁、主要港灣施設が破壞された。ユーゴースラビヤでも鐵道組織は大損害を受け、ダニューブ河上の曳船は殆んど沈められて運輸交通は混亂に陷つた。

しかし今までにもヨーロッパの諸河の航行を復舊するため非常な努力が拂はれた。一九四五年十月七日までにはライン河のコローンとデユイスブルク間の最後の交通障害が除去されたので、ライン河は再び河口からカールスルーエまで航行可能となつた。これによつてデユイスブルクからアメリカ軍占領地帶の受取人の許まで、石炭の船舶輸送が出來るやうになつたことが特に注目される。

一九四五年九月ロンドンで開催された會議において十二ケ國（註）が協定に署名し、歐洲中央內陸運輸機構といふものが結成された。そしてさしあたりヨーロッパの利用出來るあらゆる運輸手段を調査し、手持ちのあらゆる運輸施設の現勢調査を行ふことを任務とする一つの委員會が任命された。この委員會は調査にひきつづいて、運輸組織の輸送能力を回復增加させ、これらの各組織の運轉を調整するための技術的な勸告を與へる。委員會の勸告を實行に移すことはそれぞれの政府と占領軍司令官の仕事である。

（註）ベルギー、チエッコスロバキヤ、フランス、ギリシヤ、オランダ、ルクセンブルグ、ノルウエー、ポーランド、イギリス、合衆國、ソ聯邦、ユーゴースラビヤ。

しかし運輸の困難は決してヨーロッパだけの話ではない。十月の報告によれば、シンガポールでは船舶が緊急必需物資を戰せて荷揚を待機してゐるのにも拘らず、埠頭設備は能力の僅か三〇％しか働いてゐなかつた。現地の經驗を持つた專門家による集中的統制が行はれてゐないことも一部の原因であらうが、しかし主な原因は勞力の欠乏とアジア人勞働者の食糧不足とであつたらしい。アジア人勞働者は、その國が長く占領下にあつたので、一般に營養不足で弱体化してゐる。

つぎに石炭は鐵道の原動力として、エネルギーの源泉として一般產業特に化學工業に對する原料として、ガス製造、暖房原料として必要である。かやうに必要欠くべからざる生產物であるから、供給量が少し減少しても、直ちにその貴重性が現はれて來る。平時における各國の石炭の生產、消費の狀態を一覽するために第十八表を見よう。この表は一九二九年即ち大不況によつて惹起された混亂以前の事情を示してゐる。

一九二九年には石炭の取引は全休としては自由市場主義によつて行はれてゐたが、三十年代において若干の石炭輸入國は、自國の所要量の一部割合を一國または數國の特定の石炭生產國から購入するといふ通商協定を結んだ。しかし一九三九年乃至四〇年になると、これらの協定は消滅し各輸入國は少くとも自國の最低所要量を手に入れるためには、內容を問はずいかなる協定でも結ばざるを得ないといふ事態になつた。そこでこれらの協定は失効した。一九四五年の夏にも若干の協定が結ばれたが、石炭輸入確保の非常なる困難さが明かだつたので、概して極く少量の輸入協定であつた。イギリスでは石炭價格は一九三九年から一九四五年までの間に殆んど二倍になつたが、この高價格にも拘らず生產は勞働者の動員やその他の逆條件に災され、總生產高は一九四五年の夏に一年僅か一億八千萬トンの割合、即ち戰前の水準を下廻ること約二〇％であつた。フランスでは年產額が平時生產額の四千五百—四千八百萬トンから、解放後には約二千五百萬トンに低落したが、一九四五年の夏には約三千五百萬トン即ち戰前の四分の三に增加した。ドイツの石炭生產額

（第十八表）

1929年の石炭事情

單位百萬トン(1)

大陸名と國名	生産	消費	輸出	輸入	輸出入差引
ヨーロッパ洲					
イギリス	260	178	82	—	−82
ドイツ	206	168	43	9	−34
フランス	68	93	6	32	+26
ポーランド	46	32	14	—	−14
ソ聯邦	40	39	1	0	− 1
チエツコスロバキヤ	31	29	5	3	− 2
ベルギー	27	37	6	16	+11
イタリー	0	15	—	15	+15
オランダ	12	13	9	11	+ 1
スペイン	7	9	—	2	+ 2
スエーデン	0	7	0	7	+ 7
スイス	—	3	0	3	+ 3
その他(2)	2	69	3	70	+67
ヨーロッパ洲合計	700	692	169	169	—
兩アメリカ洲					
合衆國	550	528	23	1	−22
カナダ	12	31	1	18	+17
その他(2)	3	7	1	6	+ 5
兩アメリカ洲合計	565	566	25	25	—
アフリカ洲(2)	13	10	3	—	− 3
アジア洲(2)	90	89	8	7	− 1
オーストラリヤ洲(2)	13	12	1	—	− 1
世界合計(2)	1,330	1,370(3)	205	200	− 5

(1) 褐炭は各地域におけるその品質に應じて石炭に換算す。ドイツにおいては褐炭3トンを石炭1トンに換算する。

(2) 推計

(3) 世界貯藏炭量 500 萬トン

（註）不況の最惡年たる 1932 年において世界の石炭產出量は 10 億トンを割り、合衆國の生產量は 1929 年の數字を 40% も下廻つた。世界全体としては 1938 年の石炭生產量も尙、1937 年から 1938 年にかけての產出量低下のため、1929 年の水準を約 1 億 2500 萬トン下廻つてゐた。事實合衆國においては 1937 年の約 4 億 5000 萬トンから 1938 年には 3 億 5000 萬トンに下り、イギリスでは 2 億 4500 萬トンから 2 億 3000 萬トンに下つた。之に反してドイツでは石炭生產は 1933 年から堅實に增加し、1938 年には約 2 億 5000 萬トンに達した。この數字は 1929 年の水準よりも 20% 高かつた。1939 年以前のドイツの石炭生產額の內約 4 分の 3 はラインランドの產出である。

ソ聯においては 1938 年の石炭生產は 1929 年の優に 3 倍であつた。アジア（特に日本）の石炭生產も又著實に增加し、それが爲アジア大陸の 1938 年の產出量は 1929 年の水準より 50% 高かつた。

は、爆擊と若干の鑛山の洪水と意識的な鑛山施設の破壞と勞力の不足とのために、抗戰停止直後二三ケ月間は著しく減少した。しかし割合に損害輕微なシレジヤでは早速增產のための措置が講ぜられた。また西部の炭礦地方でも生產再開のために非常な努力が拂はれてゐるが、一つの障害は營養水準の低下である。坑夫には特別配給があるが、それでも尙營養不足が彼等の能率を害してゐる。

一一九四五年十一月までにポーランドの新舊炭礦における石炭採掘高は戰前量の三分の一に、ルールとラインランドでは戰前量の約四分の一に達した。しかしかかる比較的低率の石炭採掘量を輸送するにも、運輸手段が不足であることが判明した。一九四五年九月十七日付の救濟復興に關する聲明書中で合衆國大統領は、ヨーロッパにとつて石炭が最も重大にして最も複雜な問題を提出してゐるといひ、次の如く述べてゐる。

「ヨーロッパは曾ては石炭に關して自給自足であつたが、今日は生產を急速に戰前の水準まで回復するに必要な勞働力、食糧、運輸機關、住宅および機械を有してゐない。解放地域に供給するためにドイツの石炭生產の再開を促進しようとあらゆる努力が拂はれてゐる。しかし著しい事態の改善にも拘らず、解放地域の民衆は極度に困難な冬を迎へようとしてゐる。

現在講ぜられてゐる手段を擧げれば、合衆國は今や一ヶ月約百四十萬噸の石炭を歐洲に船積しつつある。七月一日までの輸送目標は八百萬噸即ち我が國內生產量の一%强である。隘路は主として供給には存在せず、合衆國とヨーロッパ双方の陸上輸送施設にある。」

カロリーによつて計つた一九四五年度の全世界の食糧生產額は、ワシントンの農業涉外局（The Office of Foreign Agricultural Relations 合衆國農務省の一部局）の見積りによれば、一九三五—三九年の平均より三%減少してゐるが、戰時中における世界人口の增加を考慮すれば一人當り生產額は約一〇%減少してゐる。世界の食糧の四〇%近くを生產し消費するインドおよび中華民國においては、生產額は戰前の平均に達してゐるもののやうであるが、日本とその他若干の極東地域にあつてはこの水準を遙かに下廻つてゐる。大陸ヨーロッパ（イギリス諸島とソ聯を除く）においては、實際の戰爭行爲（ある地域ではそのため耕作が出來なかつた）のみでなく、また地力の漸次的減耗や勞働力の不足やが、烈しい旱魃といふやうな附加的な要因と合体して生產に影響を及ぼした。しかし收穫は良天候に惠まれて勞働力の不足をカバーすることが出來た。一九四五年のフランスの小麥の收穫は、平時の五五%にすぎぬであらうと見積られてゐるが、ドイツを含む他の大部分の地域ではそれよりも稍よい收穫があつた。

歐洲の當面してゐる食糧問題は戰前の「平均」を背景として考へられなくてはならぬ。第十九及第二十表はヨーロッパ各國の食糧の自給度と平時におけるヨーロッパ大陸への食糧輸入量とを示す。

カロリーで計れば、歐洲大陸は常態において、九〇%まで自給自足である。即ち歐洲の生產で含水炭素所要量の九五%、脂肪七三%（動物性脂肪は八八%、植物性脂肪は僅か四三%）を供給する。戰前消費の七八%まで植物性產物で

（第十九表）

ヨーロッパ各國[1]の戰前食糧自給度（完全自給に對する%）

國名	%
イギリス	25
ノルウェー	43
ベルギー	51
スイス	52
オランダ	67
エール	75
ギリシヤ	75
オーストリヤ	75
フインランド	78
ドイツ	83
フランス	85
スエーデン	91
ポルトガル	94
チエツコスロバキヤ	95
スペイン	99
エストニヤ	102
デンマーク	103
ポーランド	105
ラトビヤ	106
ユーゴースラビヤ	106
ブルガリヤ	109
リトワニヤ	110
ルーマニヤ	110
ハンガリー	111

大陸全体（イギリス諸島及ソ聯邦を除く）を一つとして見れば

不足國家の平均	80－84%
余剩國家の平均	108 〃
全体の平均	88—91 〃

（註 (1) この數字は元來ドイツ景氣研究所の計算に係り1939年2月に公表された。後にこの數字はワシントンの農業涉外局によつて吟味され、若干修正された。カロリーで計算した各國家の消費量（大体に1937年度）と輸入又は輸出の總量に對して占める割合とは共に概算である。100以下の數字の場合100との差は輸入依存の度を示し、100以上の場合は100との差は輸出超過の度を示す。概算はカロリー（エネルギー）で行はれてゐるから「保健食」と變化ある獻立の望ましいことは考慮されてゐない。

占めて居り、二二%が動物性産物の形をとつてゐた。動物性産物の産額を減少せしめて、その代り例へば小麥の栽培を増加せしめれば、より多くのカロリーを得ることが出來た。しかしさうしても勞働力や肥料の不足と云ふやうな他の要因によつて惹起された減少を補ふに足りなかつた。一九四三—四四年度のヨーロツパ大陸の食糧消費は戰前の水準より平均約一〇—一五%低下してゐたやうであり、一九四四—四五年度にはたしかに更にそれ以下に下つた。その上生産は尙一層減少してゐるので、多くの地域は戰爭の最後の年よりも平和の最初の十二ヶ月における方が、むしろより强い欠乏に脅威されてゐる。その一つの理由は、戰爭の最後の段階においてあらゆる戰線で生じた家畜の大規模な斃死と戰鬪終了後の微發とである。東ヨーロツパでは家畜の二分の一或はそれ以上(概ね羊と豚)が失はれ、西ヨーロツパでは屢々三分の一(デンマークとベルギーが全解放諸國中の最良の狀態である)が失はれた。

ワシントンの農業涉外局は(一)解放諸國における非農家への食糧供給額を一日一人當り二千カロリーに引き上げ、(二)中立諸國の若干の輸入增加を許し、(三)舊敵國における疾病と社會不安の蔓延を防ぐに必要な最低の供給を與へるために、ヨーロツパ大陸が必要とする食糧輸入量をざつと千八百萬噸と見積つた。輸入物資の大宗は小麥からなるであらう。

それのみならず北アフリカは主として烈しい旱魃の結果二百萬噸の穀物、若干量の脂肪、油、砂糖を輸入しなくてはなるまい。また極東については輸入必要量は穀類を主として三百萬乃至四百萬噸と推算されている(註)。

(註) 他の計算によると極東諸國の必要量はこれよりずつと大きい。即ち日本のみでも米穀四百五十萬噸の不足が報ぜられてゐる。日本の食糧事情は極めて困難な問題である。特に大きな原因は日本の產業が爆撃の結果や原料の欠乏に惱んでゐて、必要な輸入食糧の見返り輸出品を生產することが殆んど不可能なことである。

(第 三 十 表)

1939 年以前におけるヨーロツパ(1)の人畜消費用食糧輸入量

輸入品目	數量(單位百萬噸)
米及び穀物(人間消費用)… … … … … …	3.0
砂糖 … … … … … … … … …	0.5
脂肪(人間消費用の植物油を含む)… … … …	1.6
穀物(獸畜消費用) … … … … … … …	5.0
油糟(油糟にしたる搾油用種子を含む)… … …	4.0
糠 (輸入穀物より採れるもの) … … … …	0.9
輸入總額 … … … … … … … … …	15.0(2)

(註) (1) 大陸ヨーロツパ(イギリス諸島、ソ聯を除く)
(2) これは約 37 兆カロリーに當り、小麥粉に換算すれば凡そ 1100 萬噸である。

最後にイギリスは小麥、肉、砂糖、畜產物、油脂凡そ九千五百萬噸を輸入する筈である。

ヨーロツパ大陸については右の推算は輸入必要量を一九三九年以前の實際輸入量よりも稍高く計算してゐる。一方イギリスの平時の食糧輸入必要量(エールよりの輸入を除く)は、一九三四—三八年の平均で計れば千三百萬乃至千四百萬噸であつた。戰爭中イギリスの農業生產は輸入食糧の量を減らすため容積の大きい商品である穀物をより多く、容積の小さい商品である肉をより少く生產するやうに轉換され、それによつて浮いた船腹を戰爭目的に廻した。この轉換の結果イギリス農業の食糧の生產量はカロリーおよびプロチンで計つて少くとも七〇%增加した。かやうな政策が實行されるためには、より多くの肉を海外から輸入することが必要であつた。そして事實必要な肉の一部が武器貸與によつて獲得された。イギリス農業における方向轉換の結果とは別に、二〇%以上の生產增加が生じた。この結果は約十萬名の專門男子勞働者の喪失にも拘らず達成されたのである。男子勞働者の補充は大部

分十一萬七千名の女子（內大部分は八萬以上の隊員を有する女子農耕隊 Women's Land Army に屬する）及び休暇を田園ですごした學童と成年男子義勇隊によつて行はれた。

食糧不足國の輸入必要量を充たすための供給は小麥に關する限り確保出來る。それは主に合衆國における一九四五年の前古未曾有の小麥收穫のおかげであり、他の諸國における減少もこのため相殺された。一九四五—四六年度の世界小麥收穫は一九四四—四五年度に比して僅か五%減少、最近五收穫年度の平均より八%下廻るものと推算されてゐる。四大小麥生產國たる合衆國、カナダ、アルゼンチン、オーストラリヤの小麥持越高は近年稍減少したにも拘らず、貯藏高は戰前の平均と比較すれば未だに大きい。幸ひに一九四五年秋の適時の降雨によつてオーストラリヤに再び稀有の凶作が襲來する危險は避けられた(註)。しかし動物の飼料（特に玉蜀黍）は依然として不足してゐる。將來の見込は主としてアルゼンチンの次期收穫にかゝつてゐるが、現在のところ稍良い作柄のやうである。

（第二十一表）

合衆國、カナダ、アルゼンチン、オーストラリヤの小麥持越高表

8月1日現在	單位千噸 (1)
1937年	4,400
1938	7,700
1939	17,100
1940	20,500
1941	28,500
1942	37,500
1943	42,000
1944	26,600
1945	21,300

(1) 推計

（註）世界の食糧消費の中で小麥と米とは各々約二十%、砂糖は六%を占めてゐる。脂肪と油とについては相當國際的な取引が行はれてゐるが、ミルクとそれから通例肉とは主にその地方の生產から得られる。

コーヒー、茶、ココアおよび乾燥食品は十分の量が供給出來るが、砲糖と種々な形態の脂肪とは不足してゐる。一九四五年末までには現在の砂糖のストックは歐洲各國へ船積みされて事實上皆無となるものゝ豫想されてゐるから、世界は砂糖の供給については全く年々の生產に依存することになるだらう（しかし主要產地からの作柄豫報は良好である）。

脂肪については、戰爭中極東產の植物性油脂（滿洲の大豆、マレー、比島、蘭領東印度及び南海諸島のコプラと椰子の實および支那の桐油）供給に影響があつた。しかしそれでも西洋諸國に對する適當な供給を確保することは容易であつた。第一にはヨーロッパ大陸への船積みの大減少、第二には合衆國の生產（特に搾油用種子）の著しい增加、第三には脂肪（又は油）の相互轉換性の進步即ち特殊な脂肪の用途が他の脂肪によつて代置されたことがその原因である。しかし戰爭が止むとヨーロッパ大陸の解放諸國やその他の國々の大きな需要のために事情は一變した。ヨーロッパ大陸では家畜の大減少の結果國產品の供給は減退してゐたし、のみならずヨーロッパ大陸の人間はみな、多くの場合數年間持續した脂肪消費不足の塡め合せをしようとしてゐる。しかし太平洋航路の開通と捕鯨事業の再開とは遠からず著しく事態を緩和するであらう。

一九四五年八月のロンドンにおけるアンラの會議で發表された情報によれば、ヨーロッパの解放諸國は要求した品物を次の割合だけしか與へられぬであらうといふ。即ち油脂五八%、チーズ五四%、コンデンス・ミルク四五%、乾物六五%である。合衆國大統領は九月十七日の聲明書で次のやうに述べた。「解放諸國民の最低の必要に應ずることを妨げ

る隘路は、現在はもはや船腹の問題にはなく、まだ大多數の商品の場合もはや供給の問題にも存しない。今日の隘路は主に二重の金融問題である。その一は、歐洲地域との間にクレディットやその他の金融的協定を結ぶことであり、その二は、緊急の救濟のためにアンラに新たに資金を追加することである。」

聯合國救濟復興委員會（アンラ）は一九四三年の秋合衆國のアトランチック・シティに會合した四十四ケ國の代表によつて結成され、「聯合國のいづれかの國の支配下にある一切の地域における戰爭犠牲者の救濟のための措置」を確立する任務を託された。自國の領土を侵略されなかつた各加盟國は、一九四三年六月三十日を以て終る一ケ年の國民所得の凡そ一％に等しき額を醵出することになつた。更に被侵略國たると否とを問はず、一切の加盟國はそれぞれの等級に從つてこの組織の管理費用を醵出する。一九四五年九月十五日加盟國政府は、管理費用に對する醵出金千七百萬弗と普通醵出金十八億六千八百萬弗の支出を承認し、或は承認の行爲を開始した。合衆國の普通醵出金は十三億五千萬弗に達するが、その内最後の五億五千萬弗は一九四五年の秋までに使用される筈であつた。英本國の醵出金は八千萬ポンド（三億二千二百萬弗に相當する）の率であつた。

ベルギー、デンマーク、フランス、オランダ、ノルウエーはアンラによる救援を請求しなかつた。援助が與へられる國々はギリシヤ、ユーゴースラビヤ、アルバニヤ、ポーランド、チエツコスロバキヤであり、また强制移住せしめられた聯合國人民の送還に關する限りでは舊敵國内でも援助は行はれる。ある種の事業は支那においても行はれて居り、また一九四五年八月ロンドンで開かれたアンラ理事會例會において、オーストリヤとイタリーに援助を與へることが承認された（イタリーにおける援助は母性と幼兒とに限られ、全額五千萬弗の限度内とされてゐる）。ロンドンのこの會議において採擇された決議は、再び一九四三年六月三十日を以て終る一ケ年間の國民所得の一％に等しい追加醵出金の支出を各國が承認することを提議した。

更に國際聯合食糧農業機構の設立總會が一九四五年十月ケベツクにおいて開催されたこともつけ加へてよからう。この機構は一九四三年のホツトスプリングスの會議で採擇された諸決議を實行する任務を託されてゐる。

重要公益施設および家屋の應急修理は、爆撃と陸戰の影響を多く受けた地域において確かに絶對の重要性を有してゐる。概ね水道と電氣事業とはまづ第一に復活するが、ガス事業の再開は石炭の不足が克服されるまで待たなくてはならない。家屋の修理は主に個人的努力の問題であり、從來の經驗によると家屋の所有者、占有者が自分で修理すれば自分の得だといふことを悟れば、大いに事が進捗する。

イギリスもまた空襲によつて家を失つた人々のために住宅を見つけるといふ問題と取組まねばならぬのであるが、しかしこの點では大部分のヨーロッパ大陸が同じ苦しみを味はつてゐる。しかしイギリスでは殆んど六年に亘る戰爭中、建築活動が事實上中止されてゐたことが家屋不足のより大きな原因である。イギリスの家屋建築事業は次第に國家事業となりつつあるが、民間建築業者も參加してゐる。しかし政府も民間建築業者も共に原料と熟練勞働者の欠乏に惱んでゐる。

戰爭に疲弊したヨーロッパを去つて世界全体に影響する諸問題に目を轉ずる前に、多くの國において廣汎且つ長期に亘る疲勞狀態（多くの場合榮養不足によつて惡化してゐる）が、平時活動の再開を妨げる傾向のあることを指摘すべきであらう。その上被占領諸國は今や二重の戰爭の余波を經驗しつつある。その一つは戰爭中における意識的なる生產額の

低下(占領軍に利用されるものを出來るだけ少くしようと云ふ)の余波であり、今一つは特に「マキ族」やその他同種の抗戦運動に加はつてゐた青年達の得た習慣と云ふ余波である。一定の年齢以下の青年の多數は今まで眞面目なきまつた仕事をしたことがないのである。能率と云ふものは勿論主に訓練ときまつた仕事に慣れるといふ問題である。一失はれた機會の償ひをし、男女にその生活方法を變へさせるには若干の時を要するであらう。食糧がもつと良くなれば、たしかに事態は改善されるであらう。そしてまたなさねばならぬ仕事がかくも山積してゐるといふ事實こそ、力の限り世のために働きたいと希ふあらゆる人に強い刺戟を與へずにはおかぬであらう。

× × ×

ヨーロッパの戦爭が終つても船舶問題の壓力は減じなかつた。否反對に對日戦の積くかぎりその壓力はむしろ增大した。といふのは、對日戦の必要に優先權を與へねばならず、しかも太平洋における航路が非常に長いことと、極東の戦場には通常の倉庫施設が殆んど欠けてゐるために、船舶を貯藏所の代りに使用しなくてはならぬといふ事情が、この必要を制約してゐたからである。しかし對日戦が終つてもやはりこの逼迫は弛まなかつた。第一に迅速な動員解除の要望が強いので、廣い地域に散在した戦爭の舞臺から軍隊を歸還させるために船腹が必要であつた。第二に平時の活動が再開されるやうに、より多くの原料を船積みすることが必要となつたし、また食糧欠乏が何年もつづいた爲に絶對に救援を必要とする食糧不足國からは、食糧供給が火のつくやうに要求されたからである。

戦時中の船舶喪失と戦爭終結時における各國間の船腹の分布については、まだ(一九四五年十一月)纒まつた數字は發表されてゐない。多くの船舶は一國から他國へと轉々と所屬を變へてゐるから、統計の作製が困難なのである。おそらく船舶の最終の配置をつきとめるのには時日を要するであらう。しかしいまだ曾て想像されたこともない程大規模な造船計畫が特にアメリカにおいて美事に遂行されたために、一九四五年の夏には一九三九年以上の噸數の船舶が使用出來ることは明かになつてゐる。但し古船は勿論次第に老朽の兆を示してゐるし、新造船は主として標準型によつて建造されてゐる。必ずしもすべての型が平時の使用に好適とはいへない。

「イギリスの戦爭努力に關する統計」についての白書において、一九三九年九月から一九四三年十二月までの聯合國および中立國の商船喪失數は次表の如く發表されてゐる。

(第 二 十 二 表)

あらゆる原因による商船の損失(單位 千噸)

時期	イギリス	聯合諸國	中立國	合計
1939年9月—12月	438	90	347	935
1940年1月—12月	2,725	822	1,002	4,549
1941年 〃 〃	3,047	1,299	347	4,693
1942年 〃 〃	3,695	4,394	249	8,338
1943年 〃 〃	1,678	1,886	82	3,646
合計	11,613	8,491	2,027	22,161

(註) この數字はあらゆる種類の船舶を含み沿岸の海船のみならず敵の行爲による損失をも含む。

一九三九年開戦時の全世界使用可能船腹は約七千四百萬英噸だつたといはれてゐる(註)。

（註）いろいろな國について、完全に相互に比較出來る資料を得るのは困難である。船舶統計は必ずしも同種類の船舶を對象とするとは限らぬからである。（ある統計書はあらゆる噸數の船舶を含み、他の統計書は一定の最低噸數―即ちイギリスの統計においては二千英噸―以上の航洋船のみを含む。）通例千六百英噸、合衆國の統計においては二千英噸

一九三九年開戰時において英國旗を掲げた航洋船隊の大いさは、前大戰の開戰時とほぼ同じであつた。即ち千六百英噸以上の船舶で總計千七百五十萬英噸であつた。戰爭中に受けた損害は、一部は英國の造船所における造船（一九四三年末までに四百五十萬英噸、一九四四年末までに五百七十萬英噸）によつて、一部はカナダの造船所における造船によつて、一部は合衆國その他の諸國よりの既存乃至新造船舶の購入または臨時所有によつて、一部は拿捕によつて補塡された。それにも拘らず損失高は獲得高を越え、一九四三年末に英國旗を掲げる航洋船隊の大いさは千六百噸以上の船舶で千五百五十萬英噸であつた。のみならずやがて時が經てば他の國旗の下へ歸つて行く船を除外すれば、總計は千三百五十萬英噸で二三％の低下となる。しかし一九四四年の初めから事態は改善された。

一九三九年に合衆國の商船隊の大いさは千百五十萬英噸であつたが、內戰爭中の喪失噸數は六百五十萬英噸であつた。しかし新船建造が五千六百五十萬英噸（內一九四二年の初めより一九四五年半ば迄の造船噸數五千六十萬噸）といふ仰天するやうな高に達したので、戰爭の終りには合衆國商船隊の大いさは六千百五十萬英噸であつた。

一九四五年の夏には四千四百萬重量噸の合衆國商船隊が戰時管船局（The War Shipping Administration）によつて管理されてゐた。戰時中の大擴張のため、將來における平時の合衆國商船隊はどの位の大いさを持つのが望ましいか、また余剩船舶の最良の處分法―値下げして賣るかそれとも廢船にするか―は何であるかといふ問題が生じた。十月に國會を通過した法律によつて總計千九百萬英噸、價格にして百七十億弗の余剩商船が、戰前の合衆國內生產原價の三五―

四〇％と云ふ安値に割引きされて處分されることとなつた。その際合衆國內の買手には優先權が與へられる。新法律は水路による國內商業の一切及び合衆國外國貿易の「大部分」を遂行し得る合衆國商船隊と、戰時に陸海軍の補助船舶として役立つに充分な船舶とを維持することを要求する。維持される船舶は合衆國の國民によつて所有され、傭船されることを要ずる。これらの船は「最良の艤裝を持ち、最も安全にして最も適當なる型の船舶」から成り、且つ合衆國所有の修繕施設、海上保險その他のサーヴィスによつて補足されなくてはならぬ。合衆國々民以外の者も「合衆國々防政策と背馳せざる」ことが分明であり、且つ該船舶が相當の期間合衆國々民によつて購入可能であつたに拘らず、適當な申込がなされなかつた場合は船を買ふことが出來る。この法律の通過後も比較的船脚のおそいリバティ船の運命についてはまだ未決定である。

將來の船舶問題は、また國際的な問題でもあるが、特に「聯合國海運委員會」（The United Maritime Administration）の廢止に關して議論が行はれてゐる。

そもそも一九四二年一月即ち合衆國參戰後六週間經たぬ內に、イギリスと合衆國の船舶をプールすることに協定が出來、この目的のために「戰時船舶委員會」（The War Shipping Board）といふものが設置された。二ケ年半後の一九四四年八月五日ベルギー、カナダ、自由フランス、ギリシヤ、オランダ、ノルウエー、ポーランド、イギリスおよび合衆國の間に、國際情勢が再び正常となるまで船舶問題に關する聯合國間の協力を繼續することに協定が成立した（註）。この目的のために「聯合國海運評議會」（The United Maritime Council）なるものが作られたが、この評議會にはすべての參加國政府の代表が加はつてゐた。一方實際の船腹利用に關する問題は、ワシントンとロンドンの双方に事務所を持つ

「執行委員會」(The Executive Board) が處理した。その際の了解事項としてプール制は戰爭終了後六ヶ月迄有效な筈であつた。商業上の目的のために利用し得る船舶については、このプール制は全加盟國が平等の基礎に立つて商業的經營に參加し、いかなる國も他國に比して不當に有利な立場に立たぬことを保證するものであつた。船腹割當決定は對立する要求が屢々一致不可能なもの（軍需と民需との對立、人道的要求と商取引との對立等）であつたため、困難が少くなかつた。事實多くの場合に船腹が一國の輸入調整上の隘路であつた。所要の物資は存在してゐるが、船腹が入手出來ぬといふことが稀でなかつた。

（註）加盟國はその後オーストラリヤ、ブラジル、チリー、デンマーク、インド、ニュージーランド、南阿聯邦、ユーゴスラビヤ、にも擴張され、更に中立國スエーデンも含まれるに至つた。執行委員會にはフランス、オランダ、ノルウエー、イギリス及び合衆國が加はり、他の國は單なる會員であつた。

一九四五年十月の「統一海運執行委員會」(The United Maritime Executive Board) は一九四五年九月二日を「全面的交戰停止」の日、一九四六年五月二日を海運協定廢止の日と決定した。しかし平常の商業的海運制への復歸に對する整然たる基礎を作るためには、この過渡的期間に統制を單純化する措置を講ぜねばならなかつた。そこで油槽船の運營は一九四五年十月末以後すべて統制解除となり、また委員會は船舶の讓渡と個人または商事會社の傭船に關するある種の制限を緩和した。商業的競爭への復歸から生ずる諸問題を檢討するため、委員會は更に一つの試みとして一個またはそれ以上の「商業的領域」に私的企業を再建することに決した。しかし選ばれた領域はその際發表されなかつた。また新措置が効力を發生する時期も後日の決定に殘された。そして「現在定められてゐる聯合國海運局時代の終焉以後までも、海運方面の協力と協定を存續せしめる方が望ましいか否かを考慮する機會を與へんがために」一九四六年一月に今一回の會議が開かれることに決定した。

× ×

一九四二年一月、これまたイギリスと合衆國の兩政府が音頭を取つて、所謂共同原料委員會 (The Combined Raw Materials Board) が設立された。この委員會の任務は戰爭遂行上必要な聯合國所有原料資源の急速なる計畫的利用を確實ならしめることにあつた。後になつて若干の變更は加へられたが、必要原料に對する委員會の權能は、供給不足の場合常に確實に維持された。一九四五年五月に發行された共同委員會の第三次年次報告書によれば、一般に原料の國際的供給事情に實質的改善の跡が窺はれ、この改善は歐洲における交戰終了後にむしろ却つて著しくなつた。しかし多くの歐洲諸國に原料品を供給する必要と、軍需生產がなほ相當の規模を以て維持されなくてはならぬ一方、民需生產が徐々にしか再開されぬことが種々の物資の新しい不足を生ぜしめた。けれども次第に若干の統制緩和が可能になつた。即ち一九四五年七月委員會は亞鉛の供給が十分豐富になつたのでその集中割當を撤廢した。つゞいて銅とニッケルも一九四五年九月に割當原料品の表から除かれた。一九四五年十二月には共同原料委員會が共同生產資源委員會 (The Combined Production and Resources Board) と共に一九四五年末に機能を停止する旨が、ワシントン、ロンドン、オッタワの三ヶ所で同時に發表された。消費國の必要との關係上、今日なほ一般に欠乏してゐる二三の商品（特に綿織物、錫、ゴム、砂糖）に對しては、共同原料委員會に屬する若干の委員會が、欠乏がそれを必要とする限り活動を繼續するであらう。一方共同食糧委員會 (The Combined Food Board) は、今なほ世界的に多くの食糧品の不足が存在してゐるから陸軍および協力團体として存置されるであらうが、この委員會もおそくも一九四六年六月三十日には解体されるであらう。

交戰終了と共に政府の貯藏品がどんどん利用出來るやうになつて來てゐる。今後もある種の產物には不足が生ずるかもしれないが、一般に現在では種々雜多な余剩ストツクの秩序ある賣却を保證することが問題である。その目的は差當り現在倘存在してゐる賣手にとつて有利な市場を利用するため、出來るだけ早く手持ちのストツクを處分することに置かれなくてはならぬ。損失防止の手段としてのみでなく、また平時生產を出來るだけ混亂せしめぬ目的からもさうするのが望ましい。その上にこの賣却は需要の大きい時期に物價を下落させるにも役立たなくてはならぬ。だが現在のストツクが非常に膨大であるか、または戰時中の生產が平時の需要を遙かに越えて膨脹してゐる場合には、不幸にして全面的な混亂は不可避でありどうしても重大な問題が生じて來る（註）

（註）一九四五年六月二日、八月四日、十一日、九月八日、二十二日、二十九日、十月六日のロンドンの「エコノミスト」掲載の種々なる原料問題についての論文および一九四五年十一月四日、五日の「ノイエ・チューリツヒヤー・ツアイツング」掲載「戰前と平和の間における商品經濟」と題する論文參照。

ストツクに關する限りでは羊毛が極端な一例である。戰爭中英國政府はオーストラリヤ、ニユージーランド、南阿聯邦の三自治領によつて生產された羊毛を大量に買ひ付けた。それは合計すると世界の羊毛總生產高の約四〇%、國際貿易に入つて來る輸出可能の余剩の三分の二に相當する。一九四五年の秋までにこの三自治領の余剩とラテンアメリカに蓄積されたストツクとを合すると約二百萬佛噸に達した。これは戰前の二ケ年分の輸出可能余剩量以上に相當する。新剪毛量中の輸出可能余剩量を戰前と同じとすれば、被服用羊毛消費が戰前の需要より一二%增加してゐるとしても、現在の余剩を處分するのには十三ケ年を要するであらう。この問題を處理するために、イギリス、オーストラリヤ、ニユージーランドおよび南阿聯邦の各政府は四ケ國政府の代理として羊毛の賣買、保有のための共同機關（登錄會社として設立）を作つた。この機關は戰前の競賣制を復活せしめるであらうが、賣買共に四ケ國政府の代表によつて定められた一定の「保有價格」(Reserve Prices)によらなくてはならぬ。そして共同機關は價格に「重要ならざる變更」を加へ得るのみである。羊毛の價格決定が經濟的な、從つてまた政治的な立場から關係各國にとつていかに重要問題であるかが、この協定によつて如實に示されてゐるではないか。勿論困難な問題は年々の生產額の處分のみならず、また現存のストツク（戰時中英本國に蓄積された額は一億六千萬ポンドと評價される）の漸次的な整理をも保證するやうに羊毛價格を操作することであらう。

棉花については一九三九年の二千百六十萬梱のストツクに對し、一九四五年七月末には二千八百六十萬梱のストツクが存在して居る。これは一九

（第二十三表）

世界羊毛產額[1]（單位千佛トン）

國名	1934年	1939年	1943年
オーストラリヤ……	461	512	498
アルゼンチン……	165	176	236
合衆國……	204	204	190
ニユージーランド……	120	141	150
南阿聯邦……	99	119(2)	120(2)
ソ聯邦……	58	136	105(2)
ウルグアイ……	51	61	62
その他……	487	521	540(2)
合計……	[illegible]	1,870	(1,900 (2)

表註（1）資料、國際聯盟統計年鑑 1942—44年。
表註（2）推算または暫定的數字。
（註）これによつて見る通り 1943年の世界羊毛總生產額は 190萬噸と推算される。その內約4分の1がオーストラリヤ產、8分の1がアルゼンチン產、1943—44年の英政府の大量買付けの際オーストラリヤとニユージーランドとは新年度產羊毛に對し 1938—39年の價格よりも 56% 高く支拂を受けた。

二九年のストックに比すれば約半分の量である。かやうに棉花は羊毛程極端な例ではないが、それにしても山積するストックの處分は難事である。合衆國政府は一九四四年十一月に棉花一ポンドに對し四セントの輸出奬勵金を與へることとした。この措置はまた他の生産地の條件に影響を及ぼしつつある。棉花問題を處理するために國際會議が召集され、豫備的折衝が行はれたが確定的な協定はまだ成立しない。ソ聯邦と中華民國を除いた一九四三年の棉花の世界生産は約二千二百萬梱、即ち凡そ五百萬佛噸で、戰前の水準と殆んど同じであつた。その内二分の一、千百十四萬梱(註)は合衆國で生産され、更に全量の約五分の一がインド、十分の一强がブラジル、二十五分の一がエヂプトの生産である。しかし棉花業者は相互間の競爭のみならず、更に種々な市場における人絹の販賣高增加といふ一層重大な問題にも脅かされてゐる。合衆國における一九四五年度收穫豫定棉花作付地は千八百萬エーカーに達した。この面積は一九四四年の收穫面積よりも一〇%少く、一八八五年以來の最低記錄である。ある公式推計は一九四五年度收穫高を九百八十萬梱と見積つてゐる。

(註) 合衆國の國内消費は今まで抑へられてゐた需要が一應充たされた後では、戰爭がなくなれば年凡そ九百萬乃至千萬梱の割と計算される。一九四四年には合衆國の棉花生産は千二百二十萬梱であつたが、一九四五年には僅か千萬梱と推定されてゐる。

ゴムについては、大量の賣殘りストックの困難はないが、不安の種は戰時中における合成ゴム工業の法外な膨脹である。特に合衆國においては一九四五年に九十萬噸の合成ゴムが製造され、最大生産能力は年間百二十萬噸と推測させる。戰爭中聯合國は年二十萬噸足らずの天然ゴムを産出する國々を自己の支配圏内に持つてゐた。これに對し戰前の天然ゴム産額は年約百萬噸の割であつた。マレーのゴム園は、占領期間中にその一〇%を破壞されてゐることが判明した。

世界の天然ゴム産額を百五十萬噸の水準まで引き上げるには三、四ヶ年を要するものと推定されてゐるが、合成ゴム工業をどうするかといふ問題がその前に起つて來るだらう。一九三七年から一九三九年に至る間のゴムの平均價格は大体一ポンド當り八片二分の一であつた。しかしマレーで戰後發見されたゴムのストックに對して、イギリスは統制價格を一ポンド當り十片と決定した。これに對してイギリス市場の統制價格は十八片である。將來ゴム園がゴムを供給出來る恒久的な價格如何については議論が分れてゐる。

(第二十四表)

合衆國市場における 1913—20 年及 1939—45 年原料品價格の變動

品名	品質	單價	1913年7月	1920年7月	變化の%	1939年7月	1945年7月	變化の%
玉蜀黍	黃色2號、シカゴ渡し	ブッシェル當り弗	0.61	1.52½	+150	0.46	1.18⅞×	+158
麻	11號、サヴァナ渡し	100ポンド當り弗	1.83	6.39	+249	2.25	5.81 ×	+157
麻	上等品、仔牛と野牛を除く、シカゴ渡し	100ポンド當り弗	3.15	14.80	+62	6.05	14.60	+141
小麥	第1號ノーザーン、スプリング、ミネアポリス渡し	ブッシェル當り弗	0.89⅜	2.83	+217	0.74⅞	1.71 ×	+131
棉花	ミッドリング、現物ニューオルレアンス渡し	1ポンド當りセント	12.44	39.00	+214	9.55	21.35	+128
コーヒー	サントス第4號、ニューヨーク渡し	1ポンド當りセント	11¼	19¼	+71	7¼	13⅜×	+84
砂糖	ブライム、ウェスターン、植物セントルイス渡し	1ポンド當りセント	5.15	7.85½	+58	4.50	8.25 ×	+83

牛	フニヤー、トウ、チョイス、ネイチヤ仕様、シカゴ渡し	100 ポンド當り弗	8.25	15.50	+ 86	9.95	16.50	+ 76
羊毛	クリーン、ペイシス、ボストン渡し、オハイオ産ファイン、デレイン	1 ポンド當り弗	0.59	1.74	+ 200	0.73	1.21 ×	+ 66
石油	原油、ペンシルヴァニヤ油井渡し	1 バレル當り弗	2.50	6.10	+144	2.00	3.00 ×	+ 50
コーヒー	ブラジリーション、リツアド、スモークド、シート、N.Y. 渡し	1 ポンド當り弗	0.73	0.35	− 51	0.16½	0.22½ ×	+ 36
綿糸	クローム糸 B 数糸、黒色コムボジット	1 平方吋當り弗	0.270(3)	0.985(3)	+ 265	0.392	0.529	+ 35
皮革	グリーン、ソールテッド、バッカーズ仕様、No.1 ヘッビイ、ネイチヤ仕様、シカゴ渡し	1 ポンド當りセント	17¾	30	+ 69	11¾	15¾ ×	+ 35
鉛	ビッグ、短期、ニューヨーク渡し	1 ポンド當りセント	4.35	8.00	+ 98	4.85	6.50 ×	+ 34
砂糖	90° 分蜜糖、港込、ニューヨーク渡	1 ポンド當りセント	3.54	18.31	+417	2.85	3.75 ×	+ 32
鉄・鋼	ベイシック、プロセスによる銑鉄、ヴアレイ渡し	英トン當り弗	14.35	46.00	+221	20.50	24.50 ×	+ 20
銅	電解銅、ニューヨーク渡し、レフアイネリー、エクウイヴアレント	1 ポンド當りセント	14.12½(2)	18.75(2)	+ 33	10.12½	11.87½ ×	+ 17
錫	海峡植民地産、ニューヨーク渡し	1 ポンド當りセント	41.75	49.87½	+ 19	48.60	52.00 ×	+ 7
アルミニユーム	No. 1 ヴアージン、98−99、ニューヨーク渡し	1 ポンド當り弗	0.2963(1)	0.8061(1)	+ 20	0.20	0.15 ×	− 25
上記生産物のウエイトを附せざる價格指數			100	243	—	100	161	—

表註 (1) 年平均價格。 (2) 1913 年及び 1920 年の價格は海外取引價格。 × 政府統制最高價格。

銅については、その供給狀態は一方において戰時中の三〇%乃至五〇%の生産增加により、他方においては合衆國およびイギリス政府の手持ちストックの堆積と、加ふるに余剩軍需品から生ずる大量の屑銅によつて決定されてゐる。かやうに激增したストックは、たとひ年々の生産が加はらなくても一九四五年秋から向ふ一年間の約二百萬佛噸といふ世界需要量を充たすに恐らくは十分であらう。年々の生産はどうしても減少されなくてはならぬ。しかし恐らく合衆國における豫備貯藏の設定（銅は戰略物資である）と、自動車工業における銅必要量の增加と電化計畫の遂行とによつて、需要は高まるであらう。ただ、その場合一つの重要な要因は、低廉に生産される輕金屬から來ると期待される競爭の大いさ（今はまだ未知數だが）である。

一九四三年までに世界のアルミニウム總生産量（二百萬噸以上）は一九三九年の三倍に達し、またマグネシウムの場合（年生産量二十五萬噸以上）は、生産擴大の率はより以上に明白であつた。戰爭中これら二種の金屬の生産は主として航空機の製造に充當された。故に今後民需用途の激增する余地があり、今日の價格が戰前の水準以下に低落してゐることがそれを助けるであらう。生産原價は國によつて甚しく相違して居り、例へば合衆國よりも英本國の方が高い。工業原料としてのこれらの金屬の重要性を考慮して、イギリスの價格統制當局はこの價格の差を縮めやうと試みた。

石油の世界生産は（一九三九年の二十億八千五百萬バレル（註）から一九四五年の約二十六億五千萬バレルへと）約三〇%の戰時生産增加を示してゐる。一九四五年の總生産量中合衆國約六九%、ラテン・アメリカ一四%、ソ聯邦九%、中東七%、その他一%を生産した。ストックは相當多量に存在して居り、軍事輸送が終了すれば民間消費者は容易に平常の供給を受け得る。一九四五年九月二十四日ロンドンにおいて米英石油條約が調印され、合衆國において強い反對を受けて

ゐた從前の條約に代置された。新條約により六人より成る「國際石油委員會」(International Petroleum Commission)が結成され、イギリスと合衆國兩國政府指名の三名づつの代表がこれに出席することとなつた。この委員會は石油産業に關係ある問題を研究し、より良き需給關係を確立する行動についての勸告を發する權能を有する。委員會の報告は兩國政府によつて公表され、各政府は委員會の勸告の再審議權を有し、また何れの政府も相手政府が報告を發表せずとも單獨で發表する自由を有する。この條約は更に「出來る限り速かに」國際石油會議を召集せよと要求してゐる。

（註）一バレルは四十二U・S・ガロンまたは一・五九ヘクトリットルである。合衆國では一佛トンは大体七・四バレル、一佛トンのバレル換算數は石油の特殊の重力によつてきまり一定ではない。合衆國では一佛トンは大体七・四バレル、ワ勝では七・三バレルである。

次に、不足してゐる工業原料品を見ると、事態は市場によつて異る。例へばイギリスと合衆國には對外船積用を除いて眞に甚しい石炭の欠乏は存在しないが、ヨーロッパ大陸では石炭の欠乏は前述した如く最も重大な問題である。例へばイギリス市場について見れば次の原料が不足してゐる。

一、木材＝建築活動の再開やその他多くの目的のために多量の木材が要求されてゐる。國内の木材は戰爭中に濫伐された。主なる供給地は北歐であるが、勞働の不足およびそれと並んで伐採から實際の輸出用船積までの間に相當の時間を要すると云ふ事情のため生産額の急速な增加は不幸にして困難である。

二、パルプと紙＝戰前供給高の九五％は北歐から來てゐた。

三、鞣皮＝軍需用の尨大なる需要とヨーロッパ大陸における家畜の減少とが欠乏の原因になつてゐる。特に靴底革の欠乏が著しい。

前述のゴムと錫とについては、極東の産地からどの程度に供給が行はれるかと云ふ點前途稍不確實である。極東からの供給に主として賴つてゐるその他の商品は、大麻（産地、比島）錫（産地、ビルマ）黃麻（産地、英領インド、同地では食糧不足のため黃麻から米へと作付轉換を生じた）である。

今尙尨大な船腹が軍事輸送のために要求されて居り、また多くの商品が各種の統制措置を受けてゐるため、國際商品市場の再建は現在比較的僅かな前進しか示してゐないが、しかしアレキサンドリヤの棉花取引所と合衆國の幾つかの商品取引所が、一九四六年の初めまでに平常の事業再開の準備を行つたと報ぜられてゐる。將來のイギリスの市場機構は目下考慮中に屬する。といふのはこの機構は半ばは戰時中に開始された大量買付制が政府の手によつて繼續される程度により、また半ばは先物取引に對する政府の態度によつて影響されるからである。

各官廳と種々なる國際統制機關とは、勿論各種の物資の供給狀態に關する、出來るかぎり完全な統計資料を蒐集してゐるが、現在までの處彼等は比較的少數の數字しか發表せず、通例一般的な聲明だけに留めてゐる。この態度は一部は戰爭中訓練された秘密主義の名殘りでもあるが、またある程度までは商品市場に對する政府統制（特にイギリスにおける）と戰略物資ストックの設定（特に合衆國における）、および余剩軍需物資の處理が將來どうなるかはつきりしない爲である。

僅か二三の例外を除いて、世界商品市場の狀況は今や十分な供給、場合によつては過剩な供給によつて特徵づけられ始めてゐる。運輸組織の活動が良好であり、十分な外國爲替を握つてゐる國々においては、各地方間、各民間商社と消費者間への不足原料の配給割當制の必要は間もなく消滅するだらう。さういふ狀態においては滿足なる均衡の維持は、ど

れだけの需要量が供給を裏付けするかといふこと、とりも直さず全世界における平和的活動の復活如何に主として依存するだらう。一九二九年以後原料品や食糧品の生産者達は、大工業國における工業生産量の低下のために工業會社以上に苦しんだ。これは忘れてならぬ教訓である。

× × ×

商業と生産の復活を妨げる隘路の問題と、それからある種の分野における過剰ストックと、過剰生産能力とによつて惹起されるかも知れぬあらゆる混亂を緩和する問題と、各國政府はこの二つの問題の解決に全力を傾けてゐるが、それと共に、その努力を通じて長い高價な戰爭が終つた今、いやしくも平時の狀態を復活せしめやうと思へばまづ解決を要する、より恒久的問題に次第に注意を向け始めてゐる。

第五章　流通紙幣の引替へと通貨の供給

現在われわれは、すべてソ聯邦においてさへ「貨幣經濟」の下に暮してゐる。すなはち貨幣は物資と用役の支配を獲得する手段として使用され、平時においては沒收、徵發その他がもはや行はれないため、貨幣は物資用役獲得のほとんど唯一の手段である。通常の狀態の下においては、各國は國内においてのみならず、他國の經濟との關係においても、交換の用に供せられる通貨を持つべきであつて、貨幣の役割におけるこの二つの面は密接に關聯してゐる。實際通貨制度の整理には、通常對内的供給と對外的關係とを左右する諸條件を同時に解決することが必要である。しかし、戰爭は、公的勘定による以外の貿易を漸次減少せしめ、一九四四年および一九四五年においては、貿易は非常に低調なものとなり、そのために對内的な貨幣事情と對外的な貨幣事情とは平時に比べてはるかに無關係なものと考へられる程になつた。

解放された諸國における貨幣部面についての第一着手は流通紙幣の引替への實行にあつた。コルシカ島は一九四三年十月にそれが最初に行はれた地域で、一九四四年十月にベルギーがこれに續き、その翌年一九四五年六月にはフランス、七月にオランダ、デンマーク、九月にノルウエー、十月にチエコスロヴアキアがこれを實行した。紙幣引替へが行はれる際は、常に、舊紙幣は法定通貨たるの資格を失ひ、新紙幣が發行された。しかし、根本的には似かよつてゐるにもかかはらず、各國當局が抱いてゐた主要目的ならびにそれぞれが執つた手段は、場所によつていちじるしく異つてゐた。いづれの場合においても、紙幣の所有者はその權利を保つためには申告の義務があることは同じであるが、所有者に即刻交付される紙幣の量、および短期にせよ長期にせよ封鎖される紙幣の量に關する規定には、非常な差異があつた。

コルシカにおいては、公衆の手にある貨幣購買力の量を統制するのが主眼ではなく、個々の會社並に個人が、戰爭中の行動の點から見て紙幣の所持を許されるかどうかの點を決定する必要に迫られてゐたからであつて、それと兼ねて被占領フランスよりの紙幣の流入阻止を可能ならしめるためであつた。フランス銀行券の中、百、五百、一千および五千フランの額面のものは流通より引上げられた。紙幣の所有者は、その資金を自由になし得る限度において「フランス解放委員會中央金庫紙幣」を交付された。種々の封鎖手段によつて、紙幣流通高は當初四割の收縮を來したが、この效果は永續きしなかつた。その一つの理由は、引渡し紙幣預り證の所持人が、大部分その預り證を銀行預金開設に使用し、その預金から徐々に相當量の引出しが行はれたからである。二萬フランを超える預金殘高の七五％までが封鎖されるに

いたつたのは、やうやく一九四四年七月のことであつた。その上とくに同島を横切る大部隊の通過に關聯し、新紙幣の増發が必要であつた。結局約十八億八千萬ドルの紙幣が引上げられ、一九四四年秋までには、二十二億五千萬ドルの新紙幣が發行された。

他方ベルギーにおいては、紙幣引替への主目的はこれと異り、使用し得る支拂手段の縮小にあり、主眼とするところは現在の所得と物價の水準が兩立しうる程度まで、流通量を引下げようといふ點にあつた。當時の流通量は平均生産費および物價に比して過剰であり、かつ新しく定められた一ポンドにたいし百七十六・六一五ベルギー・フランの爲替相場（この相場は戰時中ベルギー領コンゴで行はれてゐた）に比しても過剰であると考へられたからである。計畫された目的の達成のため、網は非常に廣く投げかけられ、當座および有期預金はもちろん、貯蓄銀行の預金および郵便小切手勘定まで、流通貨幣として取扱はれた。統制外の購買力量增加を齎すものとして、商業銀行の新規貸出供與は前もつて排除され、ベルギー・フラン表示の大藏省證券中一九四四年十月九日より一九四五年十月八日迄の間に滿期となるものは、すべて一ケ年間期限が延長された。一九四四年十月六日の法令により、百、五百、一千および一萬フランの紙幣は法定通貨たる資格を失ひ、十月十三日までに提出の義務があり、所持額の一部は新券と引替へられた。（たとへば世帶員一名ごとに二千フランが許された）。殘部のうち四〇％は一時封鎖され、六〇％は凍結された。すなはち公債または稅金をもつて收收されるまで、手をつけることを許されないのである。第二十五表は以上の措置ならびに爾後の處置が、一九四五年八月末までに生ぜしめた結果を示すものである。

（第二十五表）

ベルギーに於ける貨幣整理

1945年8月31日現在の結果）

項目（單位 億フラン）	發行高の合計	解除額及新發行額	封鎖額 一時封鎖	封鎖額 永久封鎖	封鎖額 合計	解除額（新發行額）及封鎖額合計
總貸	18	18	—	—	—	18
外國爲替證券	46	49	—	—	—	49
國立銀行券	1002(1)	629	197	370	567	1196
銀行預金	417	289	84	168	252	541
國立銀行貯蓄預金（總額）	36	49	1	2	3	52
郵便小切手勘定						
國家名義	25	33	—	—	—	33
私人名義	84	112	7	25	32	144
合計	1693	1179	289(2)	565(2)	854	2033

(1) 1944年8月末。發行額916億フランより提出されず（國債に歸屬すべき）帳面上の「收益」は90億フラン近くに上つた。その後、紙幣引替への追加が許されたので、1945年9月には「收益」は41億フラン近くに減少した。外國市場に賣却されたベルギー債權は、戰時當初に導入られたほど多くはなかつた。

(2) 戰後紙幣整理に於ける「一時封鎖資金」は420億フラン、「永久封鎖資金」は640億フランと判明した。1946年5月までに130億フランの一時封鎖資金が、永久封鎖資金70億フランとともに解除された。封鎖金整理中調査遲のため、特別委員會が設けられてゐる。

最も廣義に用ひられた意味の「貨幣流通高」は、收縮政策適用前において、總計千六百四十億ベルギー・フランに上つてゐたが、收縮政策によつて、一九四四年末にはいはゆる「自由流通高」は五百七十四億ベルギー・フランに減少した。（因みに一九三六―三八年の平均は四百七十五億であつた）。しかし、流通手段にたいするある種の新規需要は充足されねばならなかつた。すなはち銀行融資の擴張、一時的封鎖資金の解除、聯合國軍隊への貸出、およびベルギー國立銀行のそれ以外の貸出により「自由流通高」は一九四五年八月末には千百八十億ベルギー・フランに上つた。この總額中、國立銀行券は六百三十億フランで、一年前の殘高の三分の二以下であつた。

一九四五年五月、藏相により發表された政府提案によつて「一時的封鎖殘高」は輸入率および經濟回復の歩調に合はせた割合表に從つて順次解除され、一方、凍結殘高は、他の政府債とほぼ同條件をもつて、償還率累積制にて年一%、すなはち利率三%半の强制公債に振替へられた。一九四五年十月藏相はさらに次のごとき布告を發した。すなはち一時的封鎖資金の四分の一は一九四五年十二月一日に解除せらるべく、また賣出し價額九九%の四%利付新規公債を發行し、現金、一九四六年中に滿期日到來の大藏省證券（同證券は一〇一%、すなはち一%のプレミアム付で引取られる）、また十二月一日に解除さるべき資金をもつて應募せしむることとした。

ベルギーにおいては、紙幣引替命令の主要目的は購買力量の減少の必要にあつたが、この措置は同時に次のごとき第二次的目的をも考慮に入れてゐた。すなはち大藏當局への有用なる情報の蒐集、支拂手段としてほとんど現金のみを使用する闇市場への對抗等がこれである。

さらにより一般的な、しかしそのために一層重要な性質をもつ效果は次のごときものであると思はれる。すなはち引

替へ措置の早期施行によつて、ベルギーの經濟界にたいし、インフレ對策の道が開かれたことである。このことは貨幣流通に關してのみならず、本源的には經常所得水準に關してもいへるのである。例へば、その結果、名目的勞賃率の增加を、新解放國としては比較的穩當と思はれる限界内にとどめることができた。占領期間中、勞賃率は公式に一九四〇年八月の水準に据置かれたがそれは一九三九年夏當時の率の約八%增しにあたる。一九四四年の秋の解放後最大限六〇%の增額が許可された。そしてそれは一九三九年に較べ、七〇%の增額に當るものである。この措置以後約一年間、政府は勞賃引上に對するあらゆる要求に對抗してきたが、一九四五年八月一日以降二〇%の追加を許可し、その結果勞賃率は一九三九年の一二〇%乃至一五〇%增の水準に上つた。これらの措置の重要性を判斷するに當つては、一九三九年と一九四四年の間において、ベルギー・フランの爲替價値は、英貨にたいし二二%低下し、米貨にたいし三三%下落したことを想起せねばならない。

フランスにおいては、紙幣引替へは、一九四五年六月二日藏相によつて公表されたが、その數週間前、公式に豫告され、短期大藏省證券「ボン」の引替へまたは捺印と同時に行はれた。五十フラン以上のすべての紙幣は法定通貨たる資格を失ひ、銀行、郵便局、およびその他の公共機關を通じて回收された。舊券所持者は住所氏名を屆け出た上、舊券と引替へに世帶主一人六千フランまで、および世帶員一人毎に三千フランづつの新券を即座に受取ることができ、殘りの額は、銀行預金に振込むか、あるひは一九四五年六月十六日以降通用の新券で受取ることができた。またさらにすべての大藏省證券は一萬フラン以下の場合は捺印のため、右の額以上は引替へのため提出せしめられた。

かかる措置の目的は、一九四五年六月二日の藏相の演說の中に明らかに示され、引替へ措置の結果の豫想を遙べば六

月二十六日の演說にも再び言及されてゐる。

（一）引替へと捺印は、第一に、敵に奪はれたもの、不正手段をもつてフランスより搬出されたもの、戰亂中に紛失乃至破損せられたもの、または他の理由、恐らく戰爭中に集めた紙幣や「ボン證券」の實際額の露見を欲しない所有者が提出しないもの等の如き紙幣および「ボン證券」の棒引に役立つ清掃過程と看做さるべきである（註）。

（二）第二に、各所有者によつて紙幣または「ボン證券」の形で保有される資金は登錄されねばならず、その結果たる所有者の確認は、財政的見地から多大の重要性を有する。一兆二千億フランの紙幣および「ボン證券」は、かくして國家の財産目錄に計上されたのである。

（三）第三に成就された目的は、大藏省證券への應募の刺戟と、貯蓄銀行およびその他の銀行への資金の預け入れであつた。藏相は一九四五年六月二十六日の演說において、六月三日に始る引替へ措置前の數週間に早くも千五百億フラン近くが公衆によつて預け入れられたと述べた。引續く預金および證券應募の增加によつて六月後半には、フランス銀行券の流通高は、引替へ措置の前夜たる一九四五年五月十七日の五千八百六十億フランから四千七百三十億フランに減じた。因みにフランスの解放された一九四四年には、流通高は六千二百二十億フランの巨額に上つてゐた。引替へ措置にからんで、停止されてゐたフランス銀行の週報發表は、一九四五年八月二日から再開された。第二十六表は引替へ措置直前直後、および一九四五年十月四日の報告の拔粹である。

（註）紙幣の未提出によつて得られた「收益」「ボン證券」を含まず―は約三百五十億フラン、即ち戰前の流通量の約七％であつたと報告されてゐる。

（第二十六表）

フランス銀行の一覽表債務

項目（單位一億フラン）	1944年 12月28日	1945年 5月13日	1945年 8月2日	1945年5月と8月の差	1945年 11月29日
銀行券流通高 … … … …	5,730(1)	5,490	4,450	−1,040	5,420
國庫當座預金(2) … … …	10	10	1,030	+1,020	220
特別預金及貯金 … … …	200	500	410	−90	460
其他の一覽拂債務… … …	80	70	70	0	70
合計	6,110	6,070	5,960	−110	6,210

（1）解放後最初の報告。1944年7月より12月の間に於て銀行流通高は6,400億フランの最高記錄に達したと報告されてゐる。

（2）1944年12月28日及1945年5月31日7億フラン、1945年8月2日8億フラン及11月29日7億フランの當座基金（Caisse autonome d'amortissement）殘高を含む。

一九四五年五月三十一日と八月二日との間に於ける國庫預託金の增加一千二十億フランは、引替へ措置から生じた政府資金增加の全額を示してはゐない。といふのは、この間フランス銀行から國庫への借上金返濟のため、二百億フランの流入資金が使用されたからである。同年秋にいたり、國庫はフランス銀行における勘定から引出しを余儀なくされたが、紙幣增發が再開されたため、同銀行の負債總額は相對的には安定した水準を保つてゐる。

オランダにおいては、一九四五年六月九日、すべての百ギルダー紙幣は法定通貨たるの資格を失ふ旨布告された。同

紙幣の善意の所持者は預金を開くことができるが、その勘定は暫時封鎖せられ、稅金支拂の場合以外使用できない。この第一次措置に續いて、後日すべての紙幣の回收および引替へが行はれることが豫想された。一九四五年五月、最高五十五億一千八百萬フローリンに上つた流通總額は、同年九月始めには二十五億フローリンに減じ、一九三九年當時の額の約二倍半となつたが、なほかつかかる流通高は過剩と見られてゐた。大量の紙幣は、所有の申告を肯ぜぬ闇商の手中にありと見られ、また占領期間中ドイツ人はライヒスマルク券をもつて無制限にギルダーを入手し得たため、莫大な額がドイツ内に保有されてゐると見られる筋が多かつた。

一九四五年九月十三日、藏相は來る九月二十六日以降すべての流通中のオランダ銀行券は無效、銀行預金は封鎖され、十月三日に終る一週間は各人僅か十ギルダーにかぎり保有を許されるむね布告した。本措置並びにこれに關聯する他の處置の目的は、(一)闇商人の利得を追求し、(二)勞賃と物價を統制し、(三)紙幣流通量を政府の所期の量に制限し、もつてインフレ防遏を可能ならしめ、(四)財產狀態の內情を知り、戰時中獲得された財產額調査の準備たらしめ、かつ(五)政府をして消費支出額の監督を可能ならしめ、國民の福祉と政府自身の必要充足とに貢獻せしむるにあつた。かかる措置の一環として、銀行業の秘密保持は停止せられ、保險證券および有價證券の登錄が命令された。私人ならびに會社の銀行預金の少くても四分の一は、比較的早期に解除される見込みであつた。殘余の封鎖額は、稅金および特別課金の支拂、新規政府債への投資ならびに貯蓄銀行、その他の銀行への貯蓄預金への切替へに使用されねばならなかつた。

一九四五年十月八日のオランダ銀行週報によれば、發行された新券高は三億九千八百萬フローリン、そのほか理論上は流通界に殘存する舊券は八億五千五百萬フローリンと記されてゐる。一九四五年十一月二十六日の報告においては、

新券十億一千百萬フローリン、そのほか舊券四億四千萬である。

デンマークにおいては、軍需契約者および脫稅者の隱匿財產の沒收を意味するいはゆる「經濟肅淸」を目的とするより廣汎な措置の一部として、一九四五年七月二十一日に紙幣引替への斷行が採決されたが、紙幣流通高の收縮ももちろん望む所であつた。現在發行の紙幣は無效と宣告され、第一に各人は百クローネ、特別の場合五百クローネを限り引替へを許され、右を超える額は一時封鎖の銀行預金に封鎖された。沒收處置の效果を確保するため、調査はすべての私有資產にたいし行はれ、所有者は五百クローネを超えるすべての銀行預金、ならびにすべての無記名證券を申告する義務があり、寶石、書籍、および高價なる家具等の貴重品を含む一萬クローネを超ゆるすべての財產を詳細に申告することを求められ、當局は銀行の金庫ならびにその個人的貴重品を檢査する權限を賦與された。

豫備的な結果報告によれば、七千五百萬乃至八千萬クローネに上る紙幣が提出されてゐない。

同措置後最初の發表報告たる一九四五年七月三十一日の報告によれば、紙幣發行高は同月二十三日の十一億二千四百萬クローネならびに一九三九年前半六ヶ月平均の約四億クローネに比し、八億六千八百萬クローネを示してゐる。しかし通貨需要高は秋に入り最高を記錄し、十一月十五日の報告においては、紙幣流通高は十三億一千八百萬クローネに上昇した。

ノルウエーにおいても、他の處置とともに、一九四五年九月五日の命令によつて施行された紙幣引替への目的は、不法利得の差押への基礎をおさへること、並に戰時中のあらゆる資本增加に對し特別徵稅を行ふための準備であつた。一九四五年九月九日以降、額面一クラウンおよび二クラウン以外のすべての流通紙幣は法定通貨たる資格を失ひ、紙幣は

提出を求められ、各所有額の六〇%は銀行當座勘定に、殘りの四〇は所有者名義の「國家勘定」に振込まれ、大藏省の許可ある場合にかぎり引出しうることとなつた。さらに銀行預金と有價證券は、所有者より登錄し、他の資產は申告を要する。

正常引替へ期間の最終日たる一九四五年九月二十二日までに引替措置前の總流通額十四億三百萬クローネにたいし、十三億七千三百萬クローネが提出された。かくていはゆる「收益」は三千萬クローネにすぎず、北部ノルウェーおよび引替へ期間が一九四五年十月六日まで繼續する海外よりの最終報告を加算すれば、この「收益」額も更に減少するであらう。しかし十一月十五日迄に登錄を要する銀行預金および有價證券中、未登錄の額はすべて國家に歸屬する建前であるから、「收益」はさらに增加するわけである。ノルゲスバンク一九四五年十月三十一日の報告によれば、流通紙幣高は十一億三千六百萬クローネと記されてゐる。

チエツコ・スロバキアにおいては、一九四五年十月二十一日、流通中の通貨のすべてが引上げられ、新券と引替へられるむね發表された。かくてドイツ系およびハンガリー系のすべての支拂手段とともに、チェッコおよびスロヴアクのクラウン券（ただし一クラウン券を除く）は十一月十五日かぎり國庫に納付されることとなつた。右と引替へに各人は即時新券五百チエツコ・スロヴアキヤ・クローネを受取り、殘余は所有者の選定する銀行の預金に預け入れねばならない。十月二十二日以降すべての俸給及賃銀の支拂ひは、引替へ措置を圓滑ならしむるため、新券をもつて行はねばならない。

引替へ措置施行前のチエツコスロヴアキヤにおける支拂手段の總量は、ドイツによつて直接發行された「金庫證券」百億クローネおよび占領國の一によつて發行された三、四十億クローネを含み七百九十億クローネに上つてゐたと推算

547915

される。國立銀行のみの關係では、同行紙幣の流通高は、引替へ措置の前月において大約四百億クローネであり、一九四五年十一月末の同行報告によれば、流通高は新券百七十八億、舊券二十八億チエツコスロヴアキヤ・クローネと報ぜられてゐる。

紙幣引替への施行が解放國の金融政策の通則となり始めたことは、上記の諸例の示すところである。たとへ他に理由がなくとも、解放國においては、少くとも、敵の手により、またはその他の方法によつて不正に國外に持出された紙幣を篩ひ分ける必要があり、かかる清掃作業は、國內貨幣事情の正しい認識を得るためにはぜひとも必要條件の一つである。右の最少目的以上の大きな目標を樹てた場合、たとへば戰爭利得者の手から紙幣を沒收せんとした場合は、仕事は多大の複雜性を持ち、そのために一國の團結力と逆比例して困難さを增してくる。どの國の場合でも、つねに申告人員數は非常に尨大で、たとへばフランスでは、千六百萬名すなはち全人口の三九%が紙幣を引替へにきたことを念頭におかねばならない。人員が增加すればするほど、規則は相對的に簡易かつ率直である必要が大きい。一方、たとへば流通高の一部が敵の手中にあるごとき國々では、紙幣の交換は多かれ少なかれ避け得ないところであるが、ただ單なる提出紙幣の一部の封鎖のみでは、その國の有效貨幣需要の量は減少せしめ得ない。といふのは、大部分賃銀と俸給の形で受取られる收入から成立する通常所得水準と、右の貨幣量は本質的に結付いてゐるからである（註）。さらに物資欠乏のはなはだしい時期で、公式の割當量が明らかに低調な場合は、物價の低落を狙ふ努力は非常に困難である。とくに物資欠乏度のバロメーターと見られる闇市場に關して然りである。一九四四年の報告において、ベルギー國立銀行はブラッセル市の闇市場物價指數を發表したが、本書にはこれを一九四五年秋まで補充してグラフとして揭げた。（巻末第四圖表

（註）間接的には紙幣引替へ措置のごときは、心理的作用を起し、貨幣貨銀の上昇をやはらげ、ベルギーに關し先に述べたごとき效果を持つ。

十月前半紙幣引替への行はれた後、闇相場は若干下落したが、十二月に世界戰爭が意外に早く終結する見込みが顯著となるにおよび、再び硬化した。しかし民需物資の出廻りの增した一九四五年の春および夏には、闇相場はふたたび下落し、今回はより決定的に下落した。ベルギーで起つたこれらのことはかくてあらゆる處の經驗を裏書きしてゐるわけである。すなはち紙幣の引替へは、闇市場物價の行過ぎを引戻す策としては、物資が實際出現して來ないかぎり、なんら實效がないといふことである。

特殊の信用政策として、紙幣の引替へは「貨幣の量」を左右するが、合法的に入手されなかつたある種の資金を浚收する以上、肅清手段として作用する限り「貨幣の質」をも左右するものとみなされる。引替への場合にも、他の場合と同樣、他の諸々の要素が通貨價値決定の上に重要さを持つてゐる。かかる要素とは、(一)財政收入狀態、(二)物資および用役供給度、(三)とくに賃銀率に重點をおいての生產費と價格の構造、そしてこれらの要因は、對外爲替相場に影響を及ぼすが、逆にまたその影響をも受ける。場合によつて事情は異らうが、決定的の關係は、一般的には、民衆の手に殘る通常所得の量と、市場における物資および用役の供給、との間の相互作用である。

かかる諸問題の考察に移る前に、世界各國の紙幣流通高と、若干の國々の銀行預金量を示す二つの表を掲げる。

（第二十七表）

紙幣流通高

（各國貨幣單位百萬）

國名	1939年6月末	1945年6月末	同指數（1939年6月＝100）
ベルギー	22,212	58,483	263
ブルガリヤ	2,891	40,700(1)	1,408(1)
チエツコスロヴアキヤ(2)	10,740(3)	62,200*	580(4)
デンマーク	446	1,241	278
エール(5)	16	37	227
フインランド	2,200	16,971	771
フランス	122,611	444,476(6)	363(6)
ドイツ	9,115	56,640(7)	621(7)
ギリシヤ	8,002	26,000(8)	325(8)
オランダ	1,045	4,960	475
アイスランド	12	167	1,344
イタリー	17,967(9)	350,000(10)	1,948
ノルウエー	475	2,611	550
ポルトガル	2,096	7,573	361
スエーデン	1,059	2,445	231
スイス	1,729	3,522	204
トルコ	211	969	459
イギリス	499	1,285	258
ユーゴスラビヤ	7,177	183,906(11)	2,562(11)
カナダ(12)	213	970	455
合衆國(13)	7,047	26,746	380
アルゼンチン	1,128	2,533	225
ボリビヤ	301	1,337	444
ブラジル	4,803	15,438	321
チリー	866	2,660	307
コロンビヤ	57	179	314
コスタリカ	28	77	275
エクアドル	64	322	503
グリテマラ	8	23	299

國名	1939年9月末	1945年6月末	同指數(1639年6月=100)
メキシコ… … … … …	318	1,431	451
ニカラグワ … … … …	11	46	439
パラグワイ … … … …	12(14)	29	233(15)
ペルー … … … … …	113	443	392
サルバドル … … … …	15	45	306
ウルグワイ … … … …	91	157	173
ヴエネズエラ… … … …	134(14)	338	252(15)
南阿聯邦… … … … …	19	64	332
エヂプト . … … … …	21	121	599
インド … … … … …	1,846	11,370	616
イラン … … … … …	893	6,606	740
イラク … … … … …	4	40	920
日本 … … … … …	2,490	26,200*	1,050*
シリア及レバノン… … …	957(14)	8,328	870(15)
パレスタイン… … … …	6	46	775
オーストラリヤ … … …	48	185	390
ニユージーランド… … …	16	41	260

* 推定。 (1) 1944年9月の數字。
(2) ボヘミヤ、モラビヤ、シレジヤ及スロバキヤの紙幣流通高合計推定。
(3) 1939年2月末推定。 (4) 1939年2月末と比較。
(5) アイルランド中央銀行及統合諸銀行合算。
(6) 1945年8月2日の數字(紙幣引替へ後最初の貸借對照表)。
(7) 1945年2月の數字。 (8) 1945年5月の私的推定 紙幣引替へ後)。
(9) 1939年3月の數字。 (10) 聯合軍軍票凡そ650億リラを含む。
(11) 1945年2月クロアチヤの數字。
(12) カナダ銀行及特許銀行。
(13) 流通額合計。
(14) 1939年12月末數字。
(15) 1939年12月末と比較。

紙幣流通高增加の特徴を判斷するにあたり、ある國々では、一九三九年夏の情況は正常と見ることができないことを他の事情とともに考慮に入れる必要がある。

たとへばスイスでは、一九三九年においては、それまでの數年に引續いて、かなり大規模に紙幣の退藏が行はれてゐたと見られ、戰爭中の流通高增加は一〇〇%を僅か超えたのみで表中ではもつとも增加の尠い國の一つである。一方合衆國では一九三九年は九百萬の失業者を擁する不景氣の年であつた。戰爭によつて生產と一般所得水準は驚異的に增大し、各人は自已の便宜のため、從前以上の現金を持ちうるにいたつた。(これには家族の分散や、銀行預金者が通常の銀行取引への便宜を失つたとと等の原因も加つてゐる)。合衆國の流通高は、二八〇%の上昇を示した。カナダはさらに急速な進展を經驗し、その流通高は三五五%上昇した。そのためカナダでは物價統制が異常に成功したといはれながらも、公式發表生活費はおよそ二〇%の增加を示してゐる。

かかる次第ゆえ、表中の數字の重要性の解釋、とくに異る國の間の比較には、大なる注意を要する。非常に大きい指數といへども、激しいインフレの確たる證據とはならない。アイスランドでは、通常時の人口は十二萬五千であるが、アメリカ軍が大量に上陸したため、突然紙幣需要量を前古未曾有に增加せしめた。(一九三九年六月を一〇〇とし、一九四五年六月の指數は一、三四四である)。しかしもちろん急速に上昇する紙幣發行高は、當局者にとつては輕々に扱へない危險信號である。表を讀むにあたり、一九四五年の數字は、六月末の狀態に關するものであることを心にとめられたい。ノルウエー、チエツコスロヴアキヤ等の諸國では、紙幣の引替へはこの日付以後に行はれ、紙幣現在高にいちじるしい變化を與へたのである。

一九三九年以來の紙幣流通高の大增加は、ある程度大幅に逆轉し得る可能性はあるが、第二次世界戰爭の結果の一つとして殘るであらう。かかる大量の增加は、各國通貨それぞれの實質價値、即ち購買力の變更に照應するものであることは疑ひない。それゆゑ、各國にとつては、新しい均衡水準に適應しようとすることは避け得られない。この觀點から、貨幣の供給量は、考慮に入るべき諸要素の一つである。商品の供給が不足な間は、結局において、ある特定國の永久的均衡狀態はどの點に落付くかを示すことは困難であらう。そして試行錯誤の期間は、恐らく必要であらう。しかし一度ある水準が將來の可能的均衡水準として選ばれ得るならば、生活費、爲替相場等々の如き經濟生活の諸樣相は、この選ばれた水準に順應するやうに導かれるべきであるといふことは重要なことである。かかる調整が早く行はれれば行はれるほど、經濟活動再開の基礎は强く固められるのである。

第二十八表は、六ケ國における商業および貯蓄銀行の銀行預金量と、かかる預金と紙幣流通高との、一九三九年六月より一九四五年六月にいたる間の百分比增加を示すものである。

（第二十八表）

商業銀行及貯蓄預金　（各國貨幣單位百萬）

國名	1939年6月末	1944年12月末	1945年6月末	1939—1945年增加百分比 預金	1939—1945年增加百分比 紙幣流通高
フランス					
四大銀行	36,230	129,036	196,168		
國立及普通貯蓄金庫	66,688	168,573	243,004		
合計	102,918	297,609	439,172	+ 327	+ 263
ベルギー					
合銀行	15,286	43,938	51,388		
一般貯蓄金庫及國給金庫	12,338	19,458	20,132		
合計	27,624	63,396	71,520	+ 159	+ 163
イギリス					
手形交換銀行	2,219	4,545	4,751		
郵便局及信託貯蓄銀行	781	2,024	2,205		
合計	3,000	6,569	6,956	+ 132	+ 158
合衆國					
全商業銀行(1)	45,471	115,827	124,010		
相互貯蓄銀行及郵便貯蓄	11,782	15,718	17,085		
合計	57,253	131,545	141,095	+ 146	+ 280
スウエーデン					
全商業銀行	4,481	6,378	6,630		
私的及郵便貯蓄	4,390	6,345	6,646		
合計	8,871	12,723	13,276	+ 50	+ 131
スイス					
七大銀行(2)	2,979	3,839	4,083		
二十七合州銀行(2)	5,120	5,267	5,254		
合計	8,099	9,106	9,337	+ 15	+ 104

(1) 總預金但し銀行間預金を除く。　(2) 現金債券を含む。

フランスにおいては、一九四五年六月末は紙幣引替への直後にあたり、その結果、紙幣流通量は預金數量に比して幾分減少してゐる。しかし同年の秋になると、紙幣發行高は再び上昇し、その結果預金と紙幣現在高との增加百分比はほとんど同じ大きさとなつた。この點はベルギーについても同樣である。しかしイギリスにおいては、預金の增加は、紙幣流通高增加より若干少量である。これは眞正の貯蓄が不足してゐる證左では決してなく、中期および長期公債の大量發行の結果、新規應募額だけ預金が吸收されたためといふべきであらう。同樣なことは、合衆國、スエーデンおよびスイスにおける紙幣流通增加と、預金增加の間に見られる一そうはなはだしい差異についてもいへる。スイスにおける預金增加率の低いのは、各州地方銀行の關するかぎり、主として實際上安定してゐることを反映してゐる。しかし七大銀行においてさへ、預金量は戰時中を通じ、三五％以上は增加しなかつたのである。

アングロサクソン系諸國においては、戰時發行債を直接個人投資家の手にできるかぎり多く吸收せしめるため、國をあげての貯蓄運動が行はれたにもかかはらず、商業銀行の貸借對照表のいちじるしい變化は政府債持高の增加であつた。一九四五年において大藏省證券、國庫預金證書、および長期政府證券の形におけるロンドン手形交換銀行の政府證券手持總額は、三十億ポンドの線を突破し、これらの銀行の貸借對照表總計の三分の二以上をかたちづくつてゐる。合衆國においても、全銀行の貸付および投資合計は、一九四五年六月末には千二百九十七億ドルに達し、そのうち九百三十七億ドルは政府證券であつた。（一九三八年末には、貸付および投資合計四百八十八億ドルにたいし、政府證券は百八十億ドルであつた）。他の諸國においてもほとんど同樣な形勢であつて、政府と私的銀行制度との間に、開戰前に知られてゐたものよりもずつと強い信用的連繫が形成されんとする傾向にある。

一九四五年の秋、數個の國は、國家と銀行制度の間の關係に重要な構造的變化を蓄す諸手續を行つた。しかし本書執筆中（一九四五年十一月）の現在では、未だ最終的決定は下されてゐない。かかる變化の目的は、一般的にいつて、信用制度にたいする公的統制を强化する點にあり、その强化を通じ、個別的利益の影響を排除せんとするのである。しかしたとへば發券銀行の國有化は「中央銀行の獨立性」なる昔からの課題を解決したわけではないとは銘記すべきである。一六五六年、ストックホルムにおいて「パルムストルチスカ銀行」が私的機關として、しかし政府の認可を得て設立された。一六六一年、最初の紙幣が發行されたが、それからわづか二ケ年の間に明らかにインフレの徵候が見えはじめた。銀貨は同國から流出し、銀行の應じ得るよりも多量の紙幣が、兌換のために呈示された。一六六四年同銀行は閉鎖されたが、一六六八年國立銀行となり、銀行の有する權能が政府によつて濫用されることのないやうにとの企圖から、當時にふさはしい情況下において議會の權限のもとにおかれた。この銀行がスウエリゲス・リクスバンクとして今日にいたつてゐるものである。

エールにおいては、「銀行業、通貨および信用にたいする檢討委員會」は、（國有銀行ではあるが、取締役會の構成員のうち若干のものの選出については政府の影響が及ばないやうにしてある）アイルランド中央銀行設立準備のため、一九三八年その報告書を作成したが、中央銀行の獨立性にたいする重點のおき方にはしばしば誤解があつたことを指摘し次のごとく述べてゐる。

「見方によれば、中央銀行の獨立性は、言ふまでもなく政治的壓力から自由であるべき司法權の獨立性とある程度似通つてゐるといへやう。銘記すべき點は、一般市民が、勞働組合協約等によるかれ自身の俸給または賃銀の決定であ

れ、あるひはかれの投資および保險證書等の實質價値であれ、かれ自身のすべての契約上の權利義務に關聯して國の通貨の價値の安全保護にたいし、高度の利害關係を持つてゐるといふ點である。經驗の示すところによれば、政府團体は往々中央銀行の信用能力を不當に使用し、一國の通貨の價値をしばしば破壞するにいたつてゐる。このやうな起り得る危險から身を護ることこそ賢明である。問題は、自己の直接責任を自覺した法人格にしてかつ中央貨幣機關の運營に必要な資格條件を具へた人々の就任を、確保し得る如き組織をいかにして成育せしむるかにある。

貨幣問題を誤りなく處理するためには、政府の交代に煩はされないやうな政策の目標と堅實さとの永續性を確保することが必要である。經驗は、貨幣當局が特權的地位を得ることが如何に必要であるかを繰返し示してゐる。かかる地位は、多くの問題解決を容易ならしめる。そして政治的社會的全般の見地からも、一國の貨幣機關が公衆の全幅の信頼を受くべきことは重要なことである。

事實においては、政府と貨幣當局との間に紛爭の原因があるとの考へは、實際よりも上滑りのものである。政府の行動の自由は、貨幣にたいする信認の織綾の上に多分に依存してゐる。いかなる政府當局も、その行動を制肘される最大の困難事の一つは貨幣領域における信認の欠除である。」

この點に關聯し、イングランド銀行國有化にたいするイギリス政府案に、下院議員、政府有給職員たるものはイングランド銀行の總裁、副總裁および理事に任命され得ないとの規定のいれられたことは興味深い。かくて一方に政府當局と、他方に貨幣當局との間に、權力の分離を確保するとの配慮が採用された。しかし權力の分離にもとづく制度といふものは、同時に關係當局間の充分な協力があつてこそはじめて動くものである。「分離」と「協力」との樹立に適用される解決策は、國と國、時期と時期によつて異ることは當然であるが、そこにはつねに回避すべき若干の危險と、實現すべき若干の主要目的とがある。そして安全保護を主目的とする、おほむね消極的な規定の他に、貨幣當局がその活動する時代と條件に適合した諸機能を正當に發揮するに必要な權力を持つべきことを規定せる一そう積極的な性質の規定が存在する。

第六章　國家財政

現代戰においては、政府支出が國家總生產高の半分またはそれ以上を消耗するから、この支出の賄ひ方は當然基本的な重要性を帶びてゐる。全体の貨幣問題は、ここにかかる巨額の政府借入れが、その一部分は銀行信用に依存するとしても、顯著なインフレ的効果を惹起することをどうしたら防ぎ得るかの問題に轉化する。單に戰鬪行爲が終熄したからとの理由で、インフレの危險が過ぎさるものでないことは、一九一八年以後生じた發展によつても明らかである。同年以降殆ど十ケ年にわたる間、自國の貨幣制度の秩序を立て得た國と、惡性インフレに禍され、あるひは長年月不安定な爲替相場に惱された國との主要な差異は、正に前者がその國家財政をうまく處理し得、後者が處理し得なかつたといふ點にあつた。（卷末第五圖表參照）

貨幣購買力の增發が、物資と用役の經常生產の增加を賄ふに必要な追加量を超える間は、インフレの昂進を妨げる唯一の途は、戰時の方式に則つて統制の網の目を維持することである。しかし絕えず國內市場を壓迫する超過貨幣購買力が存在することは、他國經濟との關係において、自然的な均衡を恢復することを一層困難ならしめ、從つて嚴重なる爲

替統制を必要ならしめる。たとへ通貨の增發が一時的には國內取引と生產とを刺戟しても、多數の國、とくに國際貿易に依存してゐる國々は、多くの統制措置が、外國市場回復と生活水準引上げとの大なる障害となつてゐることに想ひ當るはずである。國家豫算の不足を補ふために信用を創造することは、たちまち全經濟商業政策を歪めてしまふことは過去において多くの國々の經驗したことである。

巨額の豫算不足の繼續につきものの今一つの不利益は、政府による借入額がとかく私企業への投資のために殘される經常貯蓄の額を、減少せしめる點にある。(註)保險會社その他のごとく、投資のために資金を蓄積する者が、收入金を右から左に政府證券に注ぎ込み得て、そのために他の方面を考慮する必要がないとするならば、長期短期の資本市場における「資金の重要度」によつて新しい企てをするための正常な刺戟は、恐らく微弱なものとなつてしまふ。

(註) この不利をできるかぎり避けるため、特別の措置が必要であらう。國民貯蓄の大部分が豫算不足額、戰災復興、家屋建築、その他の準公式目的のために吸收される時期において、一九四五年の初頭資本金二千五百萬ポンドの「產業融資會社」(Finance Corporation for Industry) および、資本金一千五百萬ポンドの「工業商業金融會社」(Industrial and Commercial Finance Corporation) が一定の種類の企業に必要な資金を確保する特別の目的をもつてロンドンに設立された。

「產業融資會社」の目的は、大藏大臣の言によれば、「國民的利益の急速なる回復と發展をはかるため、國內の生產事業にたいし、一時的または長期の融資をなし、もつて雇傭の維持と增加を助ける」にある。

この會社は保險會社、信託會社およびイングランド銀行(それぞれ四〇、三〇および三〇%の持株)よりなる一大團體の共有で、重要事業の生產轉換または大擴充にたいする融資業務を行ふ趣旨である。當會社は、融資先事業の資本に參加を禁ぜられてはゐないが、もつぱら認可濟確定利付債の方法によつて一時的援助をなすことに主力を注いでゐるやうに見える。しかし乍ら當會社の目標は、當機の會社の資本構成はできるかぎり彈力性のある基礎で形作らねばならぬといふことを、當然保證することとなもう。

工業商業金融會社の資本は、イングランド銀行の少額の持分を除き、手形交換所加盟銀行および スコットランド諸銀行の應募となり、持分は大体各行の預金債務額に比例してゐる。その目的は、中小事業 たいし二十萬ポンドまでの中期乃至長期資本を供給するにある。當會社は、資本參加の危險をとることも許されてをり、この方法が融資を行ふ主たる方式であるべきだとさえ考へられるほどである。

これらの諸不利益はもちろん充分わかつてはゐるが、均衡豫算を再建するに足るほど支出を切りつめる仕事は、今回の戰爭で戰時課稅は加重され、經常收入をもつて賄はれる支出額は前大戰末期よりも多額であるとはいふものの、やはり生易しいものではない。輸送の困難と、解除すべき男女の順位決定に公平を期するため、戰後の復員は長期にわたるであらう。戰時服務にたいしては、特別支給金が拂はれ、新たな社會的救濟が行はれ、(契約は一時には取消し得ないし、解除金は支拂はねばならぬ等で)多くの戰時費用の打切りは遲れるであらう。それにも拘らず戰鬪行爲の終熄とともに、この點にも幾分の變化はすでに現れ、改訂豫算見積りは幾多の國で公表されてゐる。ただし二、三の例を見れば、不足額の依然多額であることが判明する。

合衆國の一九四五年六月三十日に終る會計年度における聯邦歲出は一千一億ドルに達し、その九〇%は戰費であつた。歲入もまた四百六十五億ドルと新記錄をつくつたが、それでも不足額は五百三十六億ドルで、歲出の半ばを賄ふに足りなかつた。議會によつて承認された一九四五—四六會計年度の見積り豫算は、ヨーロッパにおける戰爭終了は考へにいれたが、日本の早期敗北は計算にいれてをらず、歲出は八百五十億ドル、歲入三百九十億ドル(即ち不足額四百六十億ドル)とおさへてゐる。一九四五年十月一日、すなはち、太平洋戰爭の終結後、財務長官は下院豫算委員會にたいし、歲出はおそらく六百六十四億ドル、歲入は一九四六年中における五十億ドル豪の課稅低減を勘案して三百六十億ドルに

（第二十九表）

合衆國の政府歳入及歳出

項目（單位億ドル）	決算數字 1939—40年 戰爭直前の年	決算數字 1944—45年 戰爭最高潮の年	推定數字 1945—6年 平和へと再轉換時
歳入	54	465	360
歳出			
戰費	17	905	505
非戰費			
國債利子	10	36	45
退職軍人費	6	21	32
債還金	1	17	29
失業救濟費	22	—	—
國際援資	—	—	23
其他	37	21	30
合計	76	95	159
歳出合計	93	1001	664
歳入不足	39	536	304

（註）合衆國の會計年度は7月1日から6月30日までの1ケ年を云ふ。

のぼるであらうと述べた。（一九四六年中に豫想される利益水準において二十六億ドルの純稅收を見込まれる諸會社にたいする八五～五%の超過利得稅の取消しを含む）。財務長官の發表によれば、一九四五—四六會計年度の不足額三百億ドルは、「嚴然かつ冷酷なる事實」として存續する。

計上された歳出には、國際通貨基金への拂込み九億五千萬ドル、國際復興開發銀行資本金への拂込三億一千七百萬ドル（同行への合衆國割當額の一〇%に當る）及び輸出入銀行の資本金への追加額九億九千九百萬ドルを合せて、二十二億六千六百萬ドルの國際融資を含んでゐる。

（註）さらに國際通貨基金へは十八億ドル拂込まねばならぬが、この額は一九三四年設立の爲替平衡資金から單に移管するだけなので、歳出の

一部としては計上されないであらう。

（註）國際通貨基金と國際復興開發銀行に關しては、本報告第十章を參照のこと。輸出入銀行は一九三四年に創設されたが、一九四五年七月の輸出入銀行法により、永久的な獨立政府機關となつた。本銀行は十億ドルの資本金を持ち、資本金の二倍半を超えざる範圍内で國庫よりの借入れを許され、その貸付と保證は資本金の三倍半を限度としてゐる。本銀行の目的は「合衆國またはその領土乃至領有島嶼と、外國またはその機關またはその國の國民との間の商品の交易、輸出入等に融資、または保證をなす」にある。本銀行の輸出融資方法は二つの一般方式に分れる。一つは合衆國の個人輸出業者のための信用供與であり、他は外國政府・外國銀行または外國商社のための信用供與である。

戰鬪行爲終了後、本銀行は合衆國と諸外國との間の外國貿易再開に寄與してきた。とくに從來、武器貸與勘定で輸出されてゐた物資に關する金融の繼續を含め、西ヨーロッパにたいする復興用の物資引渡しの金融には力を入れてゐる。一九四五年の秋までに、輸出入銀行の融資供與總額は十億ドルを超えるものと報ぜられてゐる。

イギリスにおいては、一九四五年四月一日より一九四六年三月三十一日にいたる會計年度の豫算は、一九四五年四月二十四日、大藏大臣に依つて下院に提出され、總歳出は五十五億六千五百萬ポンド、歳入は三十二億六千五百萬ポンド、歳入不足二十三億ポンドと見積られた。大臣はこれを、「中間豫算」であり、かつ「他の機會において」會計年度終了前に再檢討するを適當と考へる旨明らかにした。

一九四五年十月二十三日（即ち當時既にドイツおよび日本が敗れて六ケ月を經、イギリスでは選擧の結果新政府が政權を執つてゐた）。新大藏大臣は豫算演說において、歳入の側では各項目の收入は大体前任者の推計に合致してゐるとくであり、歳出の側では戰費および供給費から二億ポンドの節約ができさらであるが、復員關係費用や、從來武器貸與法および一九四五年三月の英佛貿易協定を金繰するために設けられたクレヂットにより賄はれてきた供給の費用の增加によつて、帳消にされさうであると述べた。次の會計年度には歳出と歳入の間の溝はかなり狹められるであらうが、ま

（第三十表）

イギリスの歳入及歳出

項目（單位百萬ポンド）	決算數字 1938—39年	決算數字 1944—45年	推定數字 1945—46年
歳入	927	3,238	3,265
歳出			
國債利子(1)	217	415	465
減債基金	13	16	—
文治、道路及領稅費	421	501	581
信認豫算(2)	272(2)	5,125	4,500
其他	142(3)	17	19
歳出合計	1,068	6,074	5,565
歳入不足	141	2,836	— 2,300

(1) 國債取扱費として少額（1938—39年度100萬ポンド）を含む。

(2) 1938—9年度には「信認豫算」はなく、「海軍、陸軍、軍需及空軍」費合計254百萬ポンドと民間國防費18百萬ポンドとの細目の豫算が承認されてゐる。これらの費用は1940—41年度以降信認豫算を以て賄はれてゐる。

(3) 國防公債の手取金128百萬ポンドを含む。

（註）イギリスの會計年度は4月1日に始り3月31日に終る。

だ埋めつくされるといふわけにはゆかないものと豫想される。大臣は課稅の輕減について二、三提言したが、稅率の低下は現會計年度中は收入に大した影響を與へないであらう。かくて所得稅の標準率は、一ポンドにつき十シリングから九シリングに下り、同時に妻および子供一人についての特別控除もあり、課稅所得算出に當り所得から差引かるべき個人控除も增額された。しかし同時に超過稅の等級が引上げられ、標準稅率の低下から來る輕減を、より富裕な納稅者から、一部乃至全部取戻すこととなつてゐる。さらに超過利得稅は、名目的な一〇〇％（實際には一九四一年の金融條令により二〇％は納稅者に返還されるので、八〇％である（註））から六〇％の率に切下げられるはづである。一方、一〇〇％の超過利得稅は「短期戰にたいする完全な稅」ではあつたが、大臣の言によれば、「時の經つにつれ段々各種の事業間に不公平となり」、のみならず「奢侈と不生產的失費と、さらにむき出しな不正直を奬勵した」。

（註）償還總額は四億五千萬ポンドと算せられ、拂戻しはできるかぎり急いで行はれる。ただし現在の法律では、償還金は所得稅の適用を受け、差引額は二億二千五百萬ないし二億三千萬ポンドである。償還金が「事業界に再び投込まれ、雲散霧消せぬ」やうな方法が取られるはづである。

大臣はさらに、自然人より「强制貯蓄」の形で徵集されたもので、追つて償還すべき所得稅支拂たる「戰後クレヂット」の總額は、一九四五年三月末までに五億七千五百萬ポンドに上り、新想戰後クレヂットの拂戻しは、全部たりと一部たりとを問はず、物資の供給が增加し、インフレの危險がそれにともなつて減少または消滅せぬかぎり、安全には行はれ得ないと附言してゐる。

間接稅においては、料理、採暖、冷藏用具等住宅關係の特殊重要品目にたいする購買稅の廢止が唯一の減稅であつた。しかし歳入にたいし間接稅の輕減と同樣な逆効果をもたらすところの、いはば「逆間接稅」と見られる生活費低下のための補助金支出は增加し、一九四四—四五年度の約二億ポンドより、武器貸與法終了前には年二億五千萬ポンド程度まで上昇した。そして武器貸與法停止の結果、年間さらに五千萬ポンドほどのものが追加されるはづである。

フランスにおいては、一九四五年の支出豫算見積りは文治費二千百五十億フラン、軍事費一千六百六十億フランである。（後者は政府により決定され、四半期ごとに「官報」に發表される軍事割當の合計額である。）かくて總歳出は三千八百十億フランであるが、最終數字はこれより幾分上廻り、一九四五年三月二十九日協議會の席上、大藏大臣の發表した四千億フランに達するものと思はれる。（ただしこれでも一九四三年の歳出額たる四千四百三十億フランの最高額よりは下である）。文治費のうち、七百十億フランは補助金で、特定の物資（パンのため百三十億、石炭のため百五十億）の價格

（第三十一表）

ソ聯邦の中央政府歳入歳出豫算(1)

項目（單位一億ルーブル）		1940年 實際額	1944年 實際額(2)	1945年 推算額
歳入	取引稅及收益稅… …	1,060	1,160	1,380
	其他(3) … … …	740	1,520	1,670
	歳入合計 … … …	1,800	2,680	3,050
歳出	國防及戰費… … …	560	1,370	1,380
	國民經濟費… … …	570	490	650(4)
	社會・文化促進費 …	430	510	660
	其他 … … … …	180	260	360
	歳出合計 … … …	1,740	2,630	3,050

(1) 1945年5月5日ロンドン「エコノミスト」其他に發表されたソ聯邦中央豫算關係資料。この他1944年度において總計約360億ルーブルに達した16ソヴエート共和國の個別豫算あり。

2) 豫算的結果。

(3) 裁分國債手取金を含む。

(4) 國民經濟費中、359億ルーブルは工業、92億ルーブルは農業、98億ルーブルは輸送及通信、17億ルーブルは貿易と貯藏、29億ルーブルは都市費及住宅費である。

引下げのための四百二十五億フランが、その中での最大項目であり、また國有鐵道の欠損補塡と、借入金返濟のため百八十億フランが計上されてゐる。歳入は年一千四百乃至一千五百億フランの割合で、經常歳入では歳出の四〇%をも賄ひ得ないことを示してゐる。一九四五年秋、「國民連帶稅」と稱する新規の資本課徴が行はれ、一千三百億フランの收入が豫定され、内八百億フランは、一九四六年中に徴收のはづである。

ソ聯邦では、四月の最後の週に、財務人民委員が一九四五年一月一日より十二月三十一日にいたる一ヶ年の豫算を提出した。

戰爭および國防費は前年と同水準であるが、「國民經濟費」と「社會文化促進費」の割當が增加を示してゐる。しかし國内物價騰貴に關する情報不足のため、一九四五年度の割當增加への努力をどの程度反映してゐるかについては、ここではまだ意見を述べることができない。ソヴエート制度の下においては、いはゆる「國民經濟費」の支出額は、工場建設その他の民需ならびに軍備目的の經濟擴充の度を示してゐる。一九四〇年には、總歳出豫算の三分の一は「國民經濟費」に向けられ、一九四五年には僅か五分の一がこの目的のために充てられてゐるにすぎぬが、戰鬪行爲の終熄は新投資の割合を增大せしめるに違ひない。戰爭年間中、ソ聯邦の豫算は、他の主要交戰國のごとき膨脹振りを示してゐない。その主たる理由は、ソ聯邦の豫算は平和時代既に國民所得の大部分を吸收してをり、戰爭狀態に入つても、政府の手に入る分け前の增加吸收を生ぜず、ただ資源の再配置が生ずるのみであるといふことにあり、平和狀態への移行期にも恐らく同じことがいへよう。

戰敗諸國においては、軍事費はほとんど、または少しの遲滯もなく切り捨てられたが、それでも豫算の均衡は得られてゐない。敗戰につきものの分裂的因子が、經濟生活を低調に導いた。しばらくの間は、歳入は徴收困難であり、しかもたとへば救濟のための費用增加が必要となつた。一方、占領費は實際にはすべての場合全額を負擔したわけではないが、とにかく敗戰國の負擔といふ建前であるから、占領軍の存在は國内通貨の增發を導いた。

イタリーにおいては、一九四五年六月の公式推算では、一九四五年七月一日より一九四六年六月三十日にいたる會計年度の豫算不足額を大略千五百億リラと押へたが、この數字は低きに過ぎたことが間もなく判明した。秋おそくなつて新しい見積りが行はれ、それによると歳出豫算は三千四百億リラ、歳入は千五十億リラで不足額は二千三百五十億リラに上る。しかし歳入增加のための新財政方策が採用され、そのうへ軍用裝備品と他の戰時貯藏品の賣出しにより國庫は

收益を上げる豫定である。

ドイツについては、中央政府豫算に關する數字はまだ發生されてゐないが、これは一九四五年十一月現在、中央財政擔當機關設立の方式がいまだ決つてゐないためである。市政その他の地方行政に關しては、各當局から地區占領軍に提出のための歳出入見積りはできてゐる。占領軍による紙幣發行額に關する公式發表はまだないが、非公式の見積り數字は七百億ライヒスマルクと稱せらる紙幣流通總額中、ある方面では五十億、他の方面では百五十億ライヒスマルクと稱せられて、噂は區區である。

日本においては、財政狀態に關する全問題檢討のため、特別な政府委員會が作られた。一九四五年十月、占領軍使用のため日本銀行に三十億圓が用意されてゐると發表された。この額は、圓貨で三ケ月分の占領費用を賄ふに充分といはれてゐる。

イタリーとドイツならびに他の若干の國でも國内行政費、占領軍費用等を賄ふ最近の方法は、國家財政の上に明らかにインフレ的壓力をおよぼしてゐる。しかし永續的に維持できる均衡の確保のための努力はなされてゐる。そしてドイツに關する限り、嚴格な賃銀および價格統制の綏行は、少くともある地區では物價のいちじるしい上昇を妨げるに役立つてゐる。その上ドイツの賃銀稅および所得稅は、一九四五年十月後半に增加した。均衡狀態に達するためには、既に十二頁に述べた如く課稅その他の經常財源から、充分なる國家收入を徵收することなどは明らかに必要である。そしてこれは、各國の經濟生活が、稅金支拂の元金となる所得を充分に供給しうるほど回復した時、始めて可能となるであらう。ある見方からすれば、財政計算といふものは、公の場合も私的の場合も、一人の受取人から他の受取人への資金の移動を記錄するものにすぎない。眞實の所得が稼ぎ出されたか否かはつねに經濟活動の狀況に依存するものであり、それゆえに一國の復興問題のもつとも重要な局面はそこにこそあるのである。

第二次世界戰爭においては、政府支出のできる限り多くの部分を課稅によつて賄はうとする努力が拂はれたが、しかも國家債務の急上昇を妨げることはできなかつた。この上昇絕對額は、各國通貨購買力の變化を勘定に入れても、もちろん今次大戰の方が第一次世界戰爭時代より大きかつた。しかし低利政策を固守したおかげで、利子負擔はその割合に上昇してゐない。たとへばイギリスでは、一九一三—一四年において、手取債務の取扱および利子費は、債務額面高の二・九七%に等しく、一九三九—四〇年には二・五〇%であつたが、一九四〇—四五年の戰爭年間中は大約一・八五%にとどまつてゐた。そして戰後は、イギリス新政府によつてさらに利子低下の諸手段がとられ、一そう負擔は減少するであらう。

結局、戰時中の借入を計じつめると、國家債務の名目額はほとんどの國でも、一ケ年間の國民所得より大である。合衆國では聯邦債務は二ケ年間の國民所得に匹敵する額に達し、一方イギリスでは、債務は二ケ年半の國民所得より大である。物價と賃銀の急速な變化のため、ヨーロッパ大陸の交戰國の多くは未だ各自の國民所得の信賴しうる見積りを立てることはできない。しかし豫備的數字を基礎とすれば、インフレにともなふ名目的國民所得の上昇が、債務額を追ひ越した國はまだ僅かにすぎないとみられる。

年々の利子支拂の齎す効果とは別の意味での、この巨大な國家債務に關する元本負債の齎す效果については、まだ何も確かなことはわかつてゐない。しかし各國内における富の分配のみならず、新しい富の創出にたいする衝動までも影

（第三十二表）

各國の國家債務額

（單位各百萬）

國名	通貨名	1913年	1920年	1939年	1945年
合衆國(1)	ドル	966	24,061	45,336	256,766
イギリス(2)	ポンド	656	7,829	8,163	22,398
フランス	フランスフラン	33,538(3)	240,212(4)	445,742(5)	1,677,99[illegible](4)
ドイツ(6)	ライヒスマルク	4,926	184,864	30,847	400,000(7)
イタリー(8)	リラ	15,125	74,496	145,795	969,000(9)
日本(6)	圓	2,608	3,278	17,837	87,000(10)
オランダ(11)	フローリン	1,148	2,994	3,642	12,671(12)
ベルギー(13)	ベルギーフラン	4,227	30,645	62,486	203,296(8)
ヌドーデン	クローネ	648(13)	1,497(13)	2,634(8)	10,953(8)
スイス(14)	スイスフラン	1,710	4,059	5,929	11,878(15)
ポルトガル	ドスクード	(79(16)	1,553(8)	7,145(13)	8,760(17)
スペイン(13)	ペセタ	9,322	11,926	23,230	38,000(18)

(1) 6月末利付債數字。1939年及1945年は保證債を含む。(2) 3月末數字。外債を含む。(3) 1914年1月1日。(4) 1月1日。(5) 1939年8月31日。(6) 3月末數字。(7) ドイツ系出所による最後の判明數字は1944年末の帝國債務推定3,463億ライヒスマルク。其後正確なる數字判明せず、但し聯合軍占領當時債務額は約4,000億ライヒスマルクに增加し居れりと報ぜらる。加之、戰爭災害請求額1,000乃至2,000億ライヒスマルクに上る。4100億ライヒスマルクに對する利子は約120億ライヒスマルクに上るものと思はれる。(8) 3月末數字。(9) 1945年11月大藏大臣發表數字。(10) 1914年6月末推定。(11) 年末に於ける統合公債、大藏證券及債務證書の數字。(12) 6月1日。(13) 年末數字。(14) 聯邦鐵道債を含む年末數字。(15) 1944年末數字。(16) 1914年6月。(17) 1943年末數字。(18) 1945年6月推定。

響を蒙つてゐることは確かであらうし、また重要な貨幣的變化も起るであらう。戰時借入れに際しては、合衆國、イギリス兩政府は、できるかぎり長期および中期の條件を得ることに大なる努力を拂つた。この二國では、短期での借入れ割合は、僅かに全体の四分の一と三分の一の間にすぎない。しかし絶對額は非常に巨額であつて、一九四五年秋には、短期浮動債の殘高は一九三九年當時のこれら二國の內閣政府債總額と同じか又はより大であつた。戰時中には、短期金融の財源を漁ることももちろんやむを得なかつたが、これは金融市場ならびに一般大衆の手中に、高度の流動性を有する裏付けなき負債の過剩を殘し、幾多の點において貨幣管理を複雜化しがちな諸問題を生起せしめる。

第七章　物資供給と賃銀

上述のやうな一般の「基礎的諸要素」に續くものは、民需用物資並びにサーヴィスの供給が回復されうる度合である。それはまづ、困難な諸隘路の或るもの、特に交通機關の潰滅と石炭不足の克服にかかつてゐる。多くの交戰國にとつては、さらに勞働力の缺乏がおほきな障碍となつてをり、これはただ復員の進捗によつて順次改良されうるのみである。空襲からも陸上戰鬪からも大した戰禍を蒙らなかつた諸國のやうなもつとも惠まれた環境の下においてさへ、再轉換には時日を要する。しかして、より惡條件の下にある諸國では先づ復舊工事が必要であり、そのための緊急必要原料資材

の輸入が要求されてゐることもいふまでもない。かくていづれにせよ遅滞は不可避である。物資供給の増加が具現するまでの期間が心理的にいつて最も危険と考へられる譯であつて、數年に亘つて生活上の制限を餘儀なくされ、戰爭が終了した後でも不充分な配給を受けて暮してゐる人々は、もはや辛抱できなくなつてゐるのは當然であり、追加購買により通常配給を補充するために、貨幣賃銀の即時値上を願望するやうになる。だが物資出廻りが改善されぬうちに貨幣賃銀が急激に増加すれば、その結果は更に生産費と物價の上昇をきたし、通貨の實質價値下落を呼ぶことになつてしまふであらう。西ヨーロッパの解放諸國およびその他の解放諸國の一部、例へばフィンランド等では、國民は日常必需品の一部分を闇乃至灰色市場に依存してきてゐるのだが、それらの國々においては、貨幣賃銀が一九四四年から四五年にかけて大幅に増額され、あるものは倍以上になつた。

フランスにおいては、解放直後の一九四四年九月における賃銀の一般的増加の結果、一九三九年を一〇〇とする賃銀指數で、一六五―一七五の水準が大体二五〇に上昇した。しかも賃銀の上昇は更につづいて一九四五年夏には三〇〇を越す水準に達し、追加諸手當を算入すれば、一勞働時間當り勞働コスト指數は四〇〇を超ゆるに至つた。中立國のあるものについても賃銀は多くの困難な問題を惹起した。たとへば、スエーデンにおいては、一九四二年の晩秋以來、實質的價格及賃銀停止が行はれて居たのであるが、機械關係その他の勞働者は所屬勞働組合を通じ、賃銀一般に對し認められた公の調整限度を超える賃銀増額要求をなした。その結果十二萬五千人の勞働者を包含する勞働爭議が起り、それが一九四五年の二月から七月までの丸五ケ月續いて、結局〇・〇八スエーデン・クローネ増額、及相來高拂率における五%増、限度は生計費昂騰最高の地域では時間當り一・六〇スエーデン・クローネ、最低の地域では一・二〇スエーデン・クローネといふ妥協條件で解決をみた。上記いづれの場合でも、賃銀率上昇は最低所得群にぞくする賃銀所得者に對してのみ意味を持つものであつて、一九四五年夏におけるスエーデン工業勞働者の開戰以來の賃銀率平均上昇は、三五乃至四〇%で、他方農業勞働者における増加は約六〇%であつた。スエーデンにおいては、他の國々と同樣に、戰前には常に最低賃銀を得てゐた農業勞働者が、他の勞働者よりも高率の賃銀増加を獲得した。

例へばカナダにおける農業勞働者の賃銀増加率は一二〇%に達したが、工業勞働者のそれは四〇乃至五〇%に過ぎなかつた。農業は他に比して高い賃銀を支拂ふことになつた。蓋し一般に食糧その他の農産物價格は、急激に上昇したからである。カナダの小麥價格は一九四五年には一九三九年の二倍となつた。ヨーロッパ諸國は海外市場から食糧を殆んど輸入出來なくなり、しかも輸入物資に對しては高い代價と運賃を支拂はねばならなくなり、かくて國内食糧は、生産者が從前に比すれば甚だ高い對價を受取つてゐるにも拘らず、一般に輸入食糧より割安の狀態を呈することとなつたのである。終戰直後の數ケ月にして、短距離航路が利用可能となつたことなどにより、運賃は若干下り、これによつて輸入食糧價格の下落が既に見えはじめてはゐる。しかし海外の食糧生産國における價格は、依然高値を續けて居り、またヨートロッパ諸國による輸入は、ベルギー等若干の國を除いては、なほ統制下にあるから、農産物の自由價格はまだ現はれず、他方公定價格は農業勞働者に高額の賃銀を拂ひ得る程度のものである。

現在、諸國を通じての賃銀水準の正確な尺度を見出すことは一般に甚だ困難である。急激な賃銀増加の行はれたところでは、主要工業都市における賃銀率と地方におけるそれとの間に、屢々大きな開きが見られるし、又公定限度が嚴守されてゐるどころではなく、賃銀にも實際には闇市場が存在してゐるのである。さらに統計資料が豐富で且つ信賴すべ

き國々についてすら、他國と比較のために特殊指數を選擇するに際しては、細心の注意が必要である。例へば合衆國の工業賃銀率、即ち一時間當り賃銀率若しくは出來高標準賃銀率は、一九三九年から一九四五年の夏にかけて約三五%上つてゐるが、普通賃銀率の一五〇%を支給される殘業が多くなつてゐることと、勞働者が高給を拂ふ職業へ移動したことによつて實際の增加率は更に高く、平均時間當り收入は五〇—五五%增、一週當り所得は七五—八〇%增となつてゐる（卷末第六圖表參照）。平和狀態への復歸につれ、高額支給殘業は次第に無くなるし、勞働者は週當り收入を能ふ限り多額に保持しようとするから、ここに基本賃銀率の增額が要求せらるるに至るのである。一九四五年十月三十日のラヂオ演說でアメリカ大統領が述べた如く、勞働者の週當り收入は三つの理由から減少した。第一に、「今や緊急な必要は過ぎ去つて週四十時間勞働に戻りつゝあるから」就業時間數が減り、平常週間就業への復歸につれ、標準賃銀の一倍半の殘業手當は消滅しつゝあつた。第二に、雇傭の再調整によつて、諸々の職業は賃銀支拂基準からいふと、次第に低い階層にさがつてゆくこととなり、特にこのことは轉業者に强い影響をおよぼした。第三に、高給の戰時產業に就業してゐた數百萬の勞働者が、低給の平和產業に就職しなければならなくなつた。かくてその結果、年度賃銀俸給豫算は二百億弗以上の縮少となり、これは「誰にとつても爲にならなく」なつた。「減少した週當り勞働によつて、戰爭中行はれたと同じやうな手取賃銀を續けることは」望むべくもなくなつたが、さりとてアメリカ國民の收入が、あまり急激に減少を蒙つてはならぬとして、大統領は次のごとく續けてゐる。

「それ故、我々の勞働者に對する衝動をやはらげ、十分なる購買力を保ち、國民所得を高めるために、賃銀增額は緊急の必要事である。

多くの人々が予に向つて、產業はいかなる賃銀增額も、之れに對應する生產物價格の引上なくしては、許すことが出來ない、と言ひ、双方を引上げるために政府機構を用ふることを勸めた。

だがかかる提案は、いかなる環境の下においても受諾できない。それを受諾することは、唯一つの事——即ちインフレーションを意味し、それは災害を招くにほかならぬ。賃銀增額が、生活費の膨脹を伴ふならば、勞働者自身をも助けることにならぬであらう……

それ故物價騰貴がインフレ傾向を持つてゐる時には、常に我々は價格の線を何よりも堅持せねばならぬのである。」

大統領はさらに續けて曰く、しかしながら實際には產業が、「價格引上をなさずして實質賃銀を增加する」ことは可能だとの論證は充分に存する。即ち、時間當りの勞働コストを減ずる高額の殘業手當の廢止、多くの產業における賃銀引下の結果となる仕事の再編成、勞働の貢獻を示す時間當り生產の增加、前途甚だ有望な利潤獲得の見透し、そして最後に、目下議會に提案されてゐる戰時利得稅の廢止がこれである。しかし、大統領も、「產業が價格引上をなさずして賃銀値上をする能力には重要な限界」があり、特に再轉換期は當初「單位生產費」增大の傾向があるから然りである、といふことを認める。すべての會社が同率の賃銀値上を行ひ得るものではないし、若干の會社では今尙高度の殘業が殘存してゐる。

「勞働者側はかうした差異のあることを知らねばならぬし、一產業なり一會社なりが、現在の物價と條件の下において支拂ひ得る以上のものを要求してはならない。勞働者側は賃銀增額要求が合理的なものかどうかを見究める重い責任をもつてゐる。過度の要求は、產業に對し、それが權利を持ち、且生產擴張のために必要な剩戟たる、妥當な利

潤獲得を妨げるものである。我々は金の卵を生む鶏を殺してはならない。」

賃銀増額の方法に關しては、大統領は、彼自身が「これに介入して、誰が賃銀を上げるべきであり、正確にはどの位上げるべきかを決定すること」は望ましくないとし、次の證明を加へてゐる。

「我々は能ふ限り速かに政府統制を廢止し、競爭制度による自由操作に立歸らねばならないといふことを、予は確信してゐる。賃銀に關しては、このことは即ち自由且つ公正なる團体協約に立戻らねばならぬことを意味する。」

しかし、團体協約における決定は、「政府の賃銀價格政策によつて定められた限界の中で」行はれねばならず、その限りにおいては、經營側は政府の承認を經ずして賃銀増額をなし得るが、賃銀引上が價格引上をきたすやうな場合には、事前に政府の承認を求めるを要する。最後に大統領は諸手續にある程度の緩和を決定した。即ち、産業は賃銀値上を收拾するに當つて、不當な取扱を受けることを要求されるものではない。若し通常六ヶ月間の合理的試驗期を經た後、その産業が公正な利潤を得て生産することが出來なかつた場合には、その賃銀値上のすべての問題は、物價管理局によつて採りあげられ價格引上の申入が考慮せられるに至る。

更に、勞資會議がワシントンに召集され、能ふれば團体協約が失敗した場合に、紛爭を調停する機構の設立を慫慂せんとした。しかるに一般的性質をもつ一聯の決議は採擇したが、會議の主要問題に關しては、何等の協定にも到達しなかつた。そこでそれに代へて大統領は議會に提案を送り、重大な勞働爭議の場合には、「實情調査委員會」を任命し、罷業若しくは工場閉鎖を數週間禁じ、その間に委員會が事態を調査して所謂「冷却期」を與へようと試みた。

この大統領の干渉は、恰も多くの罷業のさ中に行はれたもので、當時は産業別組織會議（C・I・O）及びアメリカ勞

働總同盟（A・F・L）の双方が、賃銀政策は「融通性のない恣意的基準の上に」決定されるべきでないから、必ずや妥協の基礎は發見されるであらうといふ了解に立つて、賃銀三〇％引上を支持してゐた。

他の國でも同樣だが、合衆國において生計費の將來の水準を不安定ならしめる特殊事情は、多くの基礎的物資の價格が到底永續しさうもない政府助成金によつて、或程度影響されてゐるといふ事實である。

かくて、イギリスでは、食糧省の推計によれば、若し食糧助成金にして撤廢されるならば、小賣物價指數及生計費指數は、一九四五年夏のそれが一九三九年九月水準に對して三二―三四％増であつたに比し、更に増大して約五〇％増となるであらうとされてゐる。一九三九年八月から一九四五年七月の間のイギリスにおける賃銀率の加重平均は、五二％の上昇を示してゐる。次に述べる物價及賃銀政策についての慎重な表現をもつた聲明は、一九四五年の春及秋、下院において述べられた豫算演説の一部である。

一九四五年四月二十四日大藏大臣は次の如く語つてゐる。

「望むらくは、我々はデフレーションを呼ぶことなしに低金利と物價安定を目的とすべきである。

予は生計費の安定を維持するための助成金使用について、昨年述べた所を繰返さねばならない。予は前回の豫算演説において、戰前に比して一三五％以上に生計費指數が昂騰するのを防止しようと意圖してはゐるが、さうかといつて生計費の増大を、それに對應する助成金によつて自動的に帳消しにしようと準備を整へてゐる譯では勿論ないことを下院に明らかにした。實際のところ、現在の數字を更に將來に亘り永く維持することは出來ぬだらう、といふ徴候は示されてはゐるが、ともかく我々は殆んど完全な安定を保持して來てをり、一年前に一二九であつた指數は、今な

ほ一三〇をほんの僅か上廻つただけである。

予は從來通り來るべき年度においても、生計費指數は一三五の限度内に維持されるといふ希望をいだいてゐるが、予の見るところでは、それかといつて、事態は依然生計費昂騰に對する適切な對策として、助成金に頼るのは賢明ではないといふ狀態である。一三五といふこの數字は尙低い數字であつて、特に、今日戰前の一四六%となつてゐる一般賃銀率、及び殘業の減少によつて落ちるであらうとは思はれるが、兎も角、現在戰前の一八二%を示してゐる平均所得と比較する場合、然りである。更にまたこの基本必需品物價の數字は、諸外國における支配的な物價水準に比すれば遙かに低位にある。

我々は我々の輸入に對して、約一八五%の物價水準で支拂を行つてゐる。思ふに、國家生産及所得は、總体からいつて、貨幣價値で考へる時には、生計費指數がいまなほ止つてゐる一三〇%の水準においてではなく、戰前の一五〇%といふところで考へらるべきである。結局において國内物價水準は必然的に、主として我々が輸入に對して支拂ふものと支配的な賃銀及生産の率との函數である。安定せる物價水準は、若し賃銀增加にして生産能率增加と相應するものとすれば、緩慢にして堅實な賃銀增加と兩立するものであらう。賃銀率を決定するに當つての規律と秩序ある進歩は、賃銀所得階級にとつても、全社會にとつても、第一の關心事と考へらるべきである。といふのは終局において、主として貨幣の購買力を決定するものは、有效なる賃銀水準であるからである。」

十月二十四日の豫算演說で、新藏相は生計費に關する先任者の聲明に觸れ、次の如くつけ加へてゐる。

「今年夏生計費指數は一時戰前水準を三三・五%上廻つたが、その後下落して現在は約三一%見當を保つてゐる。予の意圖してゐるところは、少くとも來年中、更に出來得れば追つて通告するまで指數を現狀に維持し、且現水準に著しい變更を加へぬことである。」

然し生計費を低位に維持することは、年約三億ポンドに上る助成金を用ひてはじめて可能である。勿論生計費指數それ自体としては、ポンドの購買力を示す眞の尺度とは云ひ難い。何となれば他の部面における一般物價水準（公式指數算定に用ひられてゐるよりも更に廣範圍の資料から算出された生計費を含んで）は、それよりも可なり高いからである。例へば、卸賣物價は一九四五年六月迄に七四%騰貴してゐる。しかし經濟においては「すべてのことが相關聯してゐる」のであるから、イギリスの價格政策も他國の經濟における物價とコストの變化と關聯して考へられねばならない。特に一九三九年八月—九月にポンドの爲替價値は一四%減ぜられたといふ事實を考慮に入れる必要がある。

第三十三表の英米輸出平均價格は、ポンドの爲替價値の變

（第三十三表）

イギリス及び合衆國における 1938—1944 年輸出平均價格

1938 = 100	イギリス		合衆國
	平均價格	爲替變更調整濟指數(1)	平均價格（武器貸與を含む）
1938	100	100	100
1939	99(2)	94	99
1940	120(2)	103	105
1941	138(2)	119	112
1942	157	135	137
1943	171	147	151
1944	178	153	171

(1) 1939 年に關しては、ポンドの爲替相場が引下られた九月より十二月まで即ち 3 分の 1 年について 5% の減價をなした。1940 年から 44 年までの各年についてイギリスの價格は 14% 減價されてゐる。

(2) 軍需品を含む。

化に應じてイギリスの價格を調整したものである。

各國における「平均價格」とは商業輸出價格をいふのであつて、假令その輸出の定義がすべて同一ではないにしても、その結果は十分比較の用に役立つと考へられる。イギリスの物價指數をポンドの爲替價値減價に應じて調整したならば、英米二國の水準の間に公正な比較が行はれ得るであらう。

第八章　外國爲替相場

一九三九年秋以來ポンド・ドル相場が大休同一水準（一ポンドは四・〇二五ドル－四・〇三五ドル）に維持されたといふ事實は、國際爲替事情に秩序と安定をもたらすに役立ち、その影響はドル及びスターリング領域の全域を通じて作用した。ドル領域とは、概ね西半球にあり、ニューヨークに巨額の資金殘高を置き、その對外支拂を主として米ドルの振替によつて決濟する國々を包括していふのであるが、一九三九年以前にはスターリング領域も、ポンドとの關聯において安定爲替を維持し、ロンドンにポンド資金殘高を持つてゐた諸國の事實上の國家聯合を意味したが、戰爭によつてより嚴密に規定されることとなつて、原則として貨幣の振替が自由に行はれ、且つ領域以外との關係においては、共通の爲替管理規則の適用を受ける國々を指すことになつた。スターリング領域（領域内では戰爭中爲替相場の變更は行はれなかつたが）の公式定義は、一九四四年十月十九日附の命令（註）に、次の如く示されてゐる。

「イギリス本國のほかスターリング領域に包含される地域は、カナダ及ニューフアウンドランドをのぞき、次の地域をいふ。

(a)すべての自治領

(b)すべての他の英領土

(c)國際聯盟のためにする委任統治を英國王が承諾し、英本國及び自治領政府により統治が行はれてゐるすべての地域

(d)すべてのイギリス保護領及保護國

(e)エヂプト、アングロ・エヂプト・スダン、及びイラク

(f)アイスランド及びフアルー諸島」

（註）この日以前にはベルギー領コンゴ及びルアンダ・ウルンデイもスターリング領域に含まれてゐたが、一九四四年十月のベルギーの通貨改革及び一九四四年十月五日附のベルギー・イギリス間の支拂協定に關聯して、これら兩地域の通貨は再びベルギー・フランにリンクすることとなつた。

スターリング領域の構成員の中にはもはや中立國は存在しない。もちろん開戰以來順次行はれて來た編成替の目的は戰時需要に應ぜんとするものであつて、戰爭の緊急必要のために乏しい爲替資金を保全し、他國との金融上の商議に能ふ限りの好條件を確保するためであつた。戰前における慣習を踏襲して、開戰後も依然スターリング領域の構成員たりし諸地域は、外國爲替收入をロンドンに寶り、彼等の爲替資金の大部分をスターリング資産の形で保持し、その代りにそれ等の諸國は領域外よりの絶對必要な輸入に對する代金支拂に要する外國爲替を、ロンドンに設けられたプールから受取つた。（多くの場合、これ等輸入の量は利用し得る船舶の量によつて決定された。かくて、それは金融外の要素か

らする有效な統制に服することになつたのである)。

イギリス政府の直接統制下にあるとれ等の英帝國諸領域以外においては、これ等の戰時措置に對する從屬は自發的に行はれ、それはイギリス本國の採つた爲替管理施策と歩調を合せて、これと同一若しくは類似した管理を行ふといふ形をとつた。かくてスターリング領域は、領域内では資金の振替に大幅の自由が與へられた一つの單位として考へ得られるものとなつたのである。(註)

(註) 合衆國商務省發行一九四四年十月二十八日、十一月四日及び十一日附「外國通商週報」所載、ドナルド・F・ヘザリントンの「ポンド資金殘高とイギリス對外債務」と題する三つの論文參照。

ここに附記すべきは、スターリング領域以外の諸國との關係で、屢次の協定に基いて、スターリング殘高或ひはある時には金と引換に、それら諸國の通貨が供給されたことである。とれら諸協定の結果として、ロンドンに置かれたスターリング領域及其の他諸國勘定のスターリング殘高は、一九三九年八月における五億ポンド弱から、一九四五年六月末には三十億ポンドを超えることとなつた。この增加はイギリスが戰爭遂行のために捧げた外國資產の大部分を表現してゐる。第三十四表及第三十五表は、英米間の借款協定についての白書の一部として一九四五年十二月發表されたものだが、それはイギリスが戰爭努力のために費した在外資產と對外債權の大いさを示してゐる。

イギリスの金及米ドル保有額は、一九四五年十月末と六月末とが同額となつてゐるが、他方輸入超過の支拂及その他の海外經費(一部は軍費)支拂のためにイギリスのスターリング債務は繼續的に增加してゐる。

正規の外貨供給額に加へて、一九四四年インドに對して特別の譲歩がなされ、インドはその受取額の一部を米ドルで

(第三十四表)

イギリスの海外投資の減少と對外債務

戰爭中の投資資産減少は資産の手取金	實位百萬ポンド
スターリング領域… … … …	564
合衆國 … … … … …	203(1)
カナダ … … … … …	225
南アメリカ … … … …	96
ヨーロッパ … … … …	14
その他 … … … … …	19
	1,118

年月末	短期對外債務(2)	海外における借入	對外債務總額
	單位百萬ポンド		
1938年 8月(2)	760	—	760
1939年 〃 (2)	476	—	476
1939年 12月(2)	556	—	556
1940年 〃 (2)	733	2	735
1941年 〃	1,192	107	1,299
1942年 〃	1,515	303	1,818
1943年 〃	2,158	307	2,465
1944年 〃	2,773	300	3,073
1945年 6月	3,052	303	3,355(4)

(1) 復興金融會社よりの借入に對する擔保差入額を除く。
(2) これらの數字は 1941 年以後のそれに比し推算甚だしく不確實である。
(3) 資產を控除せる銀行債務、外國商賃等勘としてイギリスに貸かれてゐる黄金(編註—所謂スターリング殘高)その他より成る。
(4) 1945 年 9 月末の差引純增加は約 34 億 5 千 5 百萬ドルに達した。(編註—ドルとあるはポンドの誤植であらう。)

（第三十五表）

1939年9月より1945年6月までの在外資本の削減(3)

期間	在外資本資産の減少	對外債務の増加	金及米ドル保有額の増減(1.5.)	その他	總計
	單位百萬ポンド				
1939年9月より12月	58	80	57	17	212
1940年1月より12月	164	179	474	6	811
1941年 〃	274	564	23	5	820
1942年 〃	227	519	75	3	674
1943年 〃	189	647	150	3	689
1944年 〃	143	608	99	11	653
1945年1月より6月	63	252	32	16	320
總計 (1939年9月より1945年6月)	1,118	2,879	152	49	4,138

（第三十五表）

金及米ドル保有額

各月末	單位百萬ポンド
1938年8月	864(1)
1939年 〃	605(1)
1939年12月	548(1)
1940年 〃	74
1941年 〃	97
1942年 〃	172
1943年 〃	322
1944年 〃	421
1945年6月	453
1945年10月	455(2)

(1) 後に改鑄されるに至つた私有金及米ドル推算額を含む。
(2) 暫定數字。
(3) 發表されて居る限りの資料によつたが、恐らく過少評價であらう。
(4) 金は1瓩オンスにつき172シリング8ペンス、1ポンド＝4.03ドルにて計算。
(5) －は增加を示す。

受けることになつた。地中海地域の戰鬪終了後、增大せる輸入支拂をなすために、更にエヂプトが一九四五年度分として一千五百萬ポンドの「自由通貨」割當を獲得した。

イギリスの爲替制限の緩和及び均衡回復のためにとられたその他の方策としては次の如きものがある。

(I)一九四五年七月の初、アメリカとスイスの（爲替保證の特典をもつてゐた）登錄勘定が閉鎖され、所謂アメリカ及スイス特別勘定がこれに代り、其等の勘定を通じて米ドル及びスイス・フランの取引は自由になされることになつたが、特定の爲替保證は撤廢された(註)。例へば、アメリカ特別勘定に保有されてゐるスターリングは、中央アメリカ居住者に賣ることが出來ると共に、イギリス本國から中央アメリカ向に輸出した物資の支拂にも充當することが出來、更にスターリング領域居住者に對する支拂にも用ひることが出來る。

（註）一九四五年八月後半に在パリ Theatre Service Forces の財務監督官は布告を發して、イギリスの諸銀行に特別勘定をもつアメリカ將兵に、一九四五年九月三十日以前に殘高を引出すやうに、同日までは登錄勘定の所有者は殘高を四・〇二五ドルの保證相場によつて米ドルでも受取れる選擇權をもつが、同日以降は市場相場が適用される旨を通告した。これが廣く傳つて、一九四五年十月一日以後、直ぐにもスターリングの爲替價値の減價が起るといふやうな數々の噂を生んだが、實際にはかかる相場變更もなくて數週間經過したので、爲替保證の撤廢は戰鬪終了の自然の歸着であると理解されるに至つた。ロンドンの新聞に表明されてゐる大方の見解は、現狀においてポンドの減價を行ふのはイギリスにとつて不利益であり、その理由の一としては、ここ暫らく世界市場は賣手市場たるべく、それ故製品さへ生產されれば輸出を捌くのは容易である、といふことが述べられてゐる。かくした環境でスターリング減價を行ふのは、外國爲替で拂はれるイギリスの輸出の代價の相當な金額を喪失することになつてしまう。

(II)その後同じく七月中にロンドンにおいて外國爲替取引を單純化し且つ促進するために、四つの通告が發せられた。

爲替關係事項について、以前よりも擴大された權限が銀行に委託され、爲替業務取扱について全權限を附與された銀行の數は、二六から七八に增加した。更にこれに加へ、ロンドンにある外國銀行は、各自國とイギリスとの間の取引を含む業務取扱上の若干の制限付權限を與へられた。

(III)一九四五年八月初めには、それ迄はスターリングがディスカウント一方で建てられてゐたロンドンの先物爲替相場が、平價を中において上下等しい値開きで建てられることになつた。例へて云へば、ニューヨーク向先物相場は、以前は平價に對し四分の三セント・プレミアムであつたのが、爾後は八分の三セント・プレミアムから八分の三セント・ディスカウントの間に定められることになつた。これは公定相場であつて、必要な輸入輸出許可を持つ業者にのみ與へられる。

(IV)公定金價格の一純オンス百六十八シリングから百七十二シリング三ペンスへの引上(一九四五年六月九日より實施)の理由も亦、變化した環境に順應するにあつた。舊價格は米ドルとの理論的平價(一純オンス三十五ドル、爲替仲値四・〇三ドル=一ポンド)を三・三%下廻るものであつたが、新價格によれば値開きは〇・八%に減じられた。この減價は戰時異常狀態の終焉に對應するものであり、事實ほぼ平時水準における海上保險料と運賃に基礎を置くものである。

(V)一九四五年十月半ば、有效な旅券を持ち海外旅行に必要な諸手續をなし得る者は、すべて旅行の目的について訊問を受けることとなしに、所要の外國爲替購入を許される旨が定められた。この購入許可額は、一九四五年十一月一日より向ふ一年間、大人一人百ポンド、十六歲以下の子供は一人五十ポンドである。純粹の移出民の場合は一家族について五千ポンドまでの在英資金が四年以上の適當な期間に亘る賦拂によつて振替へられることになつた。但しスイスは、スイス圖外におけるスイス・フランの不足のため、この取決めからは當分除外されることになつた。(スイス・フランは一九四五年においては世界第一の「稀少」通貨であるやうに思はれる。)

(VI)一九四四年と一九四五年の兩年には、關係通貨當局に或る種の相互的便宜を許容する一聯の支拂協定が、イギリスと諸外國の間に締結された。これ等の協定の性質と範圍は、イギリスが關係國でない同樣の諸協定の論述と併せて、次章で取扱ふこととする。

要するにこれ等諸施策の目的は、この戰爭がもたらした資本債務の最終解決を待たずして、國際收支の經常勘定における商業的その他の取引を活潑ならしむるにあつた、といひ得るであらう。

合衆國においても、資金の移動を戰時制限から解放する諸施策がすすめられた。一九四〇年から四一年に亘つて被占領國及他の幾つかの外國の在米資産が合衆國政府の命令によつて凍結された。もつとも許可を得れば特定目的のために資金引出をする權限を所有主に與へることは尙可能ではあつた。一九四五年の秋に至つて、一般的輸出入許可が先づフランス及びベルギーに對して與へられた。これ等二國は、凍結されてゐたフランス及びベルギー資産が今や自國民の手にある旨を證據立てることが出來るやうになつたからである。つづいて一九四五年十二月初めには、合衆國財務長官は凍結統制の緩和を公布し、左記例外を除いて、經常取引に關してはすべての國に對して統制を解除することにした。その例外とは、(1)敵國資産(即ちドイツ及び日本資産と、別種の範疇に屬するイタリー、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア資産)及び(2)スペイン、ポルトガル、スエーデン、スイス、リヒテンスタイン及びタンジール所屬資産、そしてこれら(2)の資産の解除は、「關係諸國が自國管轄內にあるすべての敵國資産を發見し、活動を阻止し、且つ統制するための適切なる手段を講じ、これ等諸國內に存する敵産の處理に關し、滿足すべき解決が達せられる」までけ行

は れ得ぬであらうとされてゐる。

聯合諸國代表との交渉の結果、スエーデン及びスイスは自國内にあるドイツ資産を檢閲のために呈出したが、その最初の結果は一九四五年十一月に公表された。それによれば、スイス内に保有されたドイツ資産は約十億スイス・フラン、その内約三億七千五百萬フランはスイス内に居住するドイツ人の所有資産である。（これらの數字は、近く行はれる筈の銀行金庫内所在物の檢査によつて、明るみに出されるであらう資産は含んでゐない。）上記報告發表に際し、スイス清算局は、ドイツ國内に封鎖されてゐるスイス資産の總額は三十乃至四十億スイス・フランと推算される旨發表した。

スエーデンの發表によれば、ドイツ資産の總額は三億五千萬スエーデン・クローネ、内一億クローネはスエーデン内居住者の所有と報ぜられてゐる。その他にドイツの清算協定債權一億三千萬クローネが加へられねばならぬから、結局スエーデン内のドイツ資産は總額約四億八千萬クローネとなる。これに對しスエーデンの對獨債權は、それ以前に約十億クローネと推算されてゐた。

一九四四、四五の兩年に英米兩國間でとられた調整諸施策においては、ドル・スターリング爲替相場の變更は行はれなかつたが、若干の國々はこの兩年に、自國通貨の爲替價値の變更を行つた。第三十六表は諸國の一九三九年と一九四五年における對米ドル爲替相場を示すものである。

今次大戰においては、奔騰インフレーションに苦惱した國は余り數多くない。尤がギリシヤでは、事態は前大戰後に示された最惡の通貨價値下落を遙かに超えるが如き惡化をきたした。一九四四年十月ギリシヤ解放の際に、紙幣流通高

（第三十六表）

各國通貨單位對米ドル相場：1939年と1945年の價値變動の百分比

國名	通貨單位	對米ドル相場 1939年 8月24日	1939年 12月30日	1945年 7月31日	1939年8月と1945年7月の間の百分比（＋）減（－）
		4/3 ペンス	4/11 ペンス	4/11 ペンス	
イギリス	ポンド	117.60	140.20	25,000十億(4)	－114
ギリシヤ(1)	ドラクマ	19.00	19.80	100.00	－93,939
イタリー	リラ	2.493	2.493	10.00	－81
ドイツ	ライヒスマーク	48.60	49.35	120.80(5)	－75
フインランド	フインランドマーク	17.41	17.113	32.01	－60
イラン	リアル	20.58⅝	22.95	43.88	－46
ベルギー	ベルギーフラン	1.86	1.87⅞	2.05	－32½
オランダ	フローリン(guilder)	37.755	43.80	49.625	－30
フランス	フランスフラン	9.05	10.05	10.95	－24
スペイン	ペセタ	4.27	4.40	4.99	－17
ノルウエー	ノルウエークローネ	23.3645	27.027	24.514	－14
ポルトガル	エスクード	1.23075	1.30351	1.32	－6
トルコ	トルコポンド	4.15	4.20	4.20	－4
スエーデン	スエーデンクローネ	4.70½	5.18	4.79	－1
デンマーク	デンマーククローネ				＋0.1

スイス … … … …	スイスフラン	4.435	4.46	4.30
ブラジル(2) … … …	クルゼイロ	19.608	19.417	19.048
アルゼンチン(3) … …	ペソ	4.325	4.4135	4.025

+ 3	+ 3	+ 7

(1) 實拍値。 (2) ニューヨーク拍値。 (3) 自由市場拍値。 (4) 百ドラクマ表示。500 億百ドラクマ=1 米ドラクマ。
(5) 1945 年 10 月拍値は 136 フィンランドマーク=1 米ドルに騰貴され、その結果 64% の減價となつた。
(編註1) フローリンはオルダーの別稱。

は二・五トリリオン・ドラクマ (Trillion は百萬の三乘) におよんでゐた。一ポンド金貨の相場は戰前一千ドラクマであつたものが三百億ドラクマとなり、パンの値段は戰前價格の二百萬倍となつてゐた。一九四四年十一月、イギリスの援助によつて通貨安定が企てられ、新基準の上に紙幣流通は一〇〇%の金準備を持つこととなつた。一新ドラクマ紙幣は舊紙幣五百億ドラクマに當り、爲替相場は一ポンド=六百ドラクマに定められた。(戰前の相場は一ポンド五百五十ドラクマであつた。) しかしこの措置は不成功に終つた。といふのは、政治的紛爭が更にインフレ傾向を增大せしめ、海外からの物資供給が期待の如くに運ばず、かてて加へて政府支出を經常歲入で賄ふことを得なかつたからである。かくて當然、國民は依然として金、ポンド、米ドルとの關聯で考へることを續け、これが爲替安定に對する心理的基礎を崩壞せしめた。巨額の金及び外國爲替賣却を必要とする新相場維持に代へ、當局は一九四五年六月一ポンド=二千ドラクマといふ平價切下げを行ふ道を選んだ。

ギリシヤにおける特殊措置は、一ポンド金貨に對する特殊相場の公認であるが、これは近東諸國全域に亘り國境を超越した廣汎な金貨投機が行はれてゐるといふ事實からして不可避なものであつた。かくて一九四四年十一月には一ポンド金貨は、アテネにおいて公定二千四百ドラクマ、即ち一オンス百六十八シリングのイギリスにおける公定金價格からすれば紙幣ポンドの二倍であるべきところを、紙幣ポンドの四倍の相場を與へられた。しかし、一ポンド金貨のこの公定價格も次第に上り、冬には二千七百五十乃至二千八百五十ドラクマとなり、更に當局が事實上金賣却を停止するにおよんで、この價格も間もなく全く名目的なものと化し、自由市場價格は一九四五年十月には三萬九千ドラクマにまで達した。

一九四三年七月聯合軍がイタリーに上陸した際、一ポンド=四百リラ(一九三九年七月には一ポンド=八十九リラ)及び一米ドル=百リラ(一九三九年七月には一ドル=十九リラ)の相場が定められ、爾後は不變であるが、闇市場では、長期に亘る戰鬪の影響、物資の繼續的缺乏及び對立する二つの政府と、單位を異にする戰鬪部隊のためにする巨額の紙幣發行等の事情に基き、二倍乃至三倍の高値が唱へられてゐる。一九四五年十一月には、全紙幣流通高は(聯合軍軍票として發行された八百十億の所謂アム・リラ Am-lire を含めて)三千六百六十億リラに達し(これに比し一九三九年末は二百四十億リラであつた)、他方主として短期債より成る公債は一兆リラ—即ち一九四〇年の五倍の額に近づきつつある。

一九三〇年代の通貨崩壞に際し、ライヒスマルクは切下を受ける代りに、爲替制限によつて維持された。そしてベルリンにおる公定相場は、一ドル=二・五〇ライヒスマルク、一ポンド=十ライヒスマルクであつた。一九四四年九月、聯合軍が最初にドイツ國土に進入した時に、一ドル=十ライヒスマルクと定められ、一ポンド=四十ライヒスマルクと定められ、一マルクから百マルクまで數種の券面額の所謂「聯合軍マルク軍票」が發行された。一九四五年五月の降伏以後、この軍

票は全占領地域において流通せしめられ、その發行額は占領費の一部に算入された。ライン下流、ライン上流、モーゼル各縣（綜合してアルサス・ロレーヌと呼ばれる地區）の解放民に對しては、フランス政府は一ライヒスマルクに對し、十五フランス・フラン（特定目的に對しては二十フランス・フラン）の特惠相場を許容したが、これら地域所在のライヒスマルク引替に當り、相場を一般水準に合せ、かくて五フランス・フラン＝一ライヒス・マルクとなつた。

ライヒスマルクに對して占領軍の定めた相場は、特に次の事實の中に意味がある。即ち、例へば合衆國軍人は占領マルク給與の一部しかドルに換へることが出來ないし、同じく占領マルクで給與を受けるソ聯軍人は、全くマルクをルーブルに換へることが出來ない。ドイツ人自身はしばしばライヒスマルクより占領マルクの方を好むやうであるが、規則的に用ひられるプレミアム相場は存在しない。

オーストリヤでは、流通額が急速に增加して推定總額約五十億マルクに達したライヒスマルク紙幣と、聯合國軍票を流通から引上げて、新しい自國通貨を設定せんとする通貨改革案が一九四五年秋準備された。當初聯合國管理委員會は同意しなかつたが、結局一九四五年十一月、新通貨たるオーストリヤ・シリングの發行が認められ、ライヒスマルク、占領マルク、シリング軍票に代ることになつた。紙幣引替へに際しては、提出された舊通貨の一部のみに對して直ちに新通貨が與へられ、殘餘の解除は追つて後日行はれることになつた。これに先だつて既に再び設立されてゐたオーストリヤ國民銀行は、ここに全國に對し中央銀行として働くことになつた、

解放の際に**ユーゴースラヴイヤ**には七種類の通貨が流通してゐたが、一九四五年九月、これらは新通貨D・F・Y・デイナール（民主聯合ユーゴースラヴイヤ・デイナール Democratic and Federal Yugoslavia Dinar）と、次の如き相場で引換られた。

五新デイナール	＝	百セルビア・デイナール
二・五 〃	＝	百クロアチア・クーナ
一〇 〃	＝	百ブルガリア・レヴア
二五〇 〃	＝	百アルバニア・フラン
五〇 〃	＝	百アルバニア・レク
三〇 〃	＝	百イタリア・リラ
一〇〇 〃	＝	百ハンガリア・ペンゴ

東歐諸國においては第三十七表に示す如き爲替相場がルーブルに對して定められた。

（第三十七表）

東ヨーロッパ諸國通貨に對するルーブル相場

國名	對1ルーブル	變化百分比(1)
ブルガリヤ… … … …	15.00 レヴア	＋ 1
ポーランド… … … …	1.00 ズロテイ	0
チエコスロヴアキヤ… …	5.50 クローネ	－ 1
オーストリヤ … … …	2.00 シリング	－ 50
ハンガリー… … … …	2.50 ペンゴ	－ 62
ルーマニヤ… … … …	100.00 レイ	－ 74

(1) 1ドル＝5.30ルーブル基準にて米ドル裁定戰前相場と比較。

ブルガリヤ、ポーランド、チエッコスロヴアキヤの相場は大体戰前行はれてゐた爲替價値に應じて定められ、オーストリヤ、ハンガリー、ルーマニヤにおいては從前の爲替價値からすれば、二分の一乃至三分の二に切下られた新相場が定められた。

一九四五年十一月一日に、**チエッコスロヴアキヤ**と、イギリスの間に通貨協定が調印された。それによつて兩中央銀行は、各々百萬ポンド、

二億チェッコスロヴァキヤ・クローネを超へさる限度まで、自國通貨を相手方に賣却すべきこととなつた。同時に新チェッコスロヴァキヤ通貨の爲替相場が、一ポンド＝二〇一・五〇クローネ（一九三八年の平均相場は一ポンド＝一四〇舊チェッコスロヴァキヤ・クローネ）、一ドル＝五〇クローネと定められた。尙それに先だつこと約二ヶ月、イギリス政府は既にチェッコスロヴァキヤに對し五百萬ポンドの特別借款を與へてゐたことを附記しておく必要がある。

フインランドにおいては紙幣流通高が、一九三九年夏の二十二億フインランド・マルクから、一九四五年秋には百七十乃至百八十億フインランド・マルクに增加した。一九四五年春には農產物價格及び賃銀率の相當大幅の引上が認められ、その結果卸賣物價は戰前水準の四倍となつた。これらの騰貴と、戰鬪終結に伴ふ外國貿易再開の可能性に鑑み、一九四五年五月半ば過ぎ、フインランド通貨の爲替價値調整をなすこととし、通貨當局は約六〇％の公式切下を決定してゐた。ところがフインランドの輸出の大宗をなす林產品の當時の積出準備濟分が、低生產費で生產されてゐたために、切下目標水準を二段階に分けて實現するのが便宜であると考へられるに至つた。かくて新爲替相場は先づ五月末に四三％の切下に相當するところに定められ、次いで七月に兩國併せて約六〇％の切下に達する第二回の變更が行はれた。實際措置としては、五月に現行の爲替相場を表示するフインランド・マルクの數字を一律に七五％引上げ、次いで七月にこれを更に四〇％引上げた。かくてフインランド當局は、フインランド・マルクを先づリンクせしむるために、或る一外國通貨を選擇する必要はなかつた譯である。しかし秋に入つて、輸出維持のために更に切下をする必要が認められ、外國爲替相場建直は約一二・五％引上げられ、かくて年內に切下の合計は約六四％に達した。

一九四五年の冬と春には、ソ聯から小麥、砂糖その他重要原料が供給され、八月にはこれに續いてソ聯との間に一般的通商協定が締結された。又八月初にはフインランド通商使節がロンドンを訪れた結果、イギリスとの間に通商協定が結ばれた。この協定は、イギリスが敵國と締結した最初のものであつて、恐らく後日他の敵國との同樣の協定の模型となるであらうと考へられる。その主要規定は次の如くである。

先づ最初に、イギリスに施行されてゐる對敵通商法規の緩和がある。私的通商並びに金融取引に關し、フインランドに支拂はるべき貨幣は、今後は敵產管理人に支拂ふを要しない。その代りかかる支拂代金はイギリス內の銀行に拂込まれ、これに對しフインランド政府の代理者たるフインランド銀行が、フインランドにおける債權者に對應額を支拂ふことになる。商業取引に關しイギリス政府各省がフインランド政府に支拂ふべき一切の金額の一二・五％は、これをイングランド銀行におけるフインランドの特別勘定に拂込むを要し、これはイギリスの債權濟算に用ひられる。同樣にフインランドの債務は、この勘定から決濟されることとなる。又在英フインランド資產は、フインランドとの講和條約締結後、可及的速かに所有者に返還される豫定である。

他の北方諸國においては爲替相場の變更はより狹い範圍で行はれたにすぎない。**スエーデン**においては、米ドル相場が他の北方諸國と協議の後、一九三九年八月二十八日に一ドル＝四・一五スエーデン・クローネから四・二〇クローネに變更され、以來不變となつてゐる。**ノルウエー**においては、西方諸國との交通線解除と一九四五年五月のオスロー取引所再開により、外國爲替相場に關し、至急何等かの措置を講ずることが必要となつた。一九三九年秋、ノルウエーが中立國として、スターリング領域に所屬することをやめた時に、ポンド相場は一ポンド＝一九・九〇ノルウエー・クローネから一七・四七クローネに變つた。占領中に受けた損害に鑑み、且つ外國貿易の再開を促進するために、スターリ

ングについては一九四五年五月概ね戦前水準に復歸し、相場を一ポンド＝二〇ノルウエー・クローネとした。そしてその相場は又ソ聯邦當局者がノルウエー北部に對して、暫定的に定めた相場に照應するものである。戰前の對米ドル相場一ドル＝四・二七ノルウエー・クローネに比し、一ドル＝四・九六ノルウエー・クローネの新相場は約一四％の切下に當る。

（第三十八表）

デンマーク、フインランド、ノルウエー、スエーデンのスターリング及ドル相場

年月日	デンマーク		フインランド		ノルウエー		スエーデン	
	ポンド	ドル	ポンド	ドル	ポンド	ドル	ポンド	ドル
1939年8月24日	22.40	4.795	227	48.60	19.90	4.27	19.40	4.15
12月31日	20.48	5.18	197	49.35	17.75	4.40	16.90	4.20
1940年 〃	20.91	〃	191	〃	17.75	〃	〃	〃
1941年 〃	20.93	〃	195	〃	〃	〃	〃	〃
1942年 〃	19.34	4.79	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1943年 〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1944年 〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1945年5月16日	〃	〃	〃	〃	20.00	4.96	〃	〃
〃 31日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7月27日	〃	〃	343	85.30	〃	〃	〃	〃
8月20日	〃	〃	485	120.80	〃	〃	〃	〃
10月16日	19.36	4.81	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	547	135.00	〃	〃	〃	〃

ロンドンにおいてなされた一聯の商業及通貨問題に關する論議と、本國における綜合的考慮の後、デンマークにおいては、一九四五年八月にクローネの戰時中の爲替價値を大体變更せずに維持することに決し、かくて一ポンド＝一九・三六デンマーク・クローネ（一九三九年七月には一ポンド＝二二・四〇クローネと）一米ドル＝四・八一デンマーク・クローネ（一九三九年七月には一ドル＝四・七九五クローネ）の相場を決定した。この決定の意味を理解するためには、一九三九年八月にスターリングが一四％切下げられた際に、當時のデンマークにとつての、最も重要な市場における輸出現勢を保護するために、デンマーク・クローネも八％までの切下げを許されたことを想起する必要がある。しかし一九四〇年春、イギリスとの貿易が切斷され、ドイツがデンマークの輸出貿易に支配的地位を獲得するに至り、デンマーク商品價格は、より高いドイツの物價水準の影響にさらされることになつた。この影響に能ふ限り對抗するため、クローネに一九三九年九月以前の爲替價値を復活せしむるに決し、一九四二年一月ドイツ當局と協議の後、クローネ價値の八・二％引上をなした。その結果戰前の一ポンド＝二二・四〇デンマーク・クローネにかはり、一九四五年五月にはクローネは一ポンド＝一九・三四デンマーク・クローネであり、スターリングに對しては戰前のそれより約一四％高となつた。他方金及び米ドルに對しては、概ね戰前と同一價値である。

フランス、ベルギー、オランダにおいては、新爲替相場は既に一九四四年アングロ・サクソン諸國との協定によつて定められた。實際には、一ドル＝五〇フランス・フラン、一ポンド＝二〇〇フランス・フランの相場は、更にそれ以前一九四三年二月に北アフリカについて定められてゐたものである。

（第三十九表）

フランスフラン、ベルギーフラン、オランダフローリンの相場

通貨名	スターリング相場			ドル相場		
	1939年8月24日	1944—45年間定相場	為替價値減價の百分比	1939年8月24日	1944—45年間定相場	為替價値減價の百分比
フランスフラン … …	176.715	200.010	− 12	37.755	49.625	− 24
ベルギーフラン … …	137.75	176.625	− 22	27.58125	43.8275	− 33
オランダフローリン …	8.70	10.691(1)	− 19	1.86	2.652(1)	− 30

（1）オランダフローリンのポンドスターリング相場は1944年9月1ポンド＝10.691フローリンと暫定的に定められたが、1945年9月の決算更勘定によつて確認された。對米ドル相場も同一基準で算定された。

上記爲替相場が採用された時には、未だ諸國通貨の相對的價値を判定するに役立つ資料を缺き、又各關係國民經濟は眞の均衡狀態には達してゐない。從つてこれ等の相場は何れも最終的なものではなく、それがどの程度迄永續する「均衡的相場」たり得るか否かは、將來の發展にかかるところである。

公定ドル相場から測定すれば、スペインのペセタは、一九三九年八月から一九四五年七月の間に一七％の下落を示した。この減價の二分の一强は一九三九年秋に行はれた。かくてポンドに關しては爲替相場は甚だ安定してゐた譯であつて、純粹の戰時中の變更は一ポンド＝四二・四五ペセタから一ポンド＝四四ペセタとなつたにすぎない。

公定相場の變更のみならず、各種のプレミアムを考慮に入れねばならぬ國が少くない。例へばイランにおいては、九四一年九月末まで、一〇五・五リアルのプレミアムが基本相場の六八・五リアルに加へられることになつてをり、兩者合せて一ポンド＝一七四リアルであつた。その後當局は公定相場を一四〇リアルとし、同時にプレミアムを廢止することに決定した——この變更は即ちイラン通貨の約一九・五％引上を意味した。一九四二年夏、更に引上が行はれ一ポンド＝一二九リアルとなつたが、これはイランに駐在したイギリス軍の支出のために、巨額のスターリングが蓄積されたといふ事實により可能となつたものである。

エチオピアにおいては、一九四五年五月二十九日付布告に基き、一九四五年七月二十三日に新通貨が發行された。そして政府の代理者たるエチオピア國立銀行に紙幣及び硬貨の獨占發行權が與へられた。新貨幣單位——百セントに分れるエチオピア・ドル——は純金五・五二グレインと等價値であり、エチオピアの法貨である。布告の日以後、一世紀以上もエチオピアに流通してゐたマリア・テレザ・ドル（一九三五年までウイーンで鑄造されて居た）は、もはや法貨ではなくなつた。そしてそれは銀塊として取扱はれ、商品として國立銀行の決定する相場で、國立銀行に購入されることになつた。マリア・テレザ・ドル表示の債務は一對一の比率で、エチオピア・ドルに書き換られることになつた。エチオピア新通貨は、一エチオピア・ドル＝〇・四〇二五アメリカ・ドル、或ひは英貨二シリング（即ち一ポンドの十分の一）、或ひは國立銀行の決定するその他の通貨に對し、國立銀行の定める相場で發行且つ償還される。國立銀行は通貨準備を保持するを要し、それは最低七五％までは金、銀、外貨殘高若くは容易に外貨に換り得る主要證券、若くは銀行殘高たるを要し、殘り最高二五％まではエチオピア大藏省の債務證券を保有せねばならない。

多くの地域、特に近東においては、通貨當局は概ね自國の外貨準備（主としてスターリングであつたが、同時に米ド

ルと金もある）を相當增加するを得た。かくて彼等は、たとへ如何なる壓力を加へられたにせよ、外國爲替を强固に保持し得る立場にある。外國軍隊による巨額の支拂並に輸出代金としての巨額の支拂は、一方において保有外貨準備を增大したが、しかしながら他方商品價格を世界市場の水準以上に騰貴せしめるところの有效需要を齎すものであつた――この動向は再調整の困難な問題を孕んでをり、强固な外貨準備保有は重要要素の唯一つを現はすものに過ぎなくなつた。（卷末第七圖表參照）

極東においては、戰費調達と關聯したインフレ傾向が諸中心地において現はれた。「重慶政權」下では一九四五年三月の卸賣物價水準は、一九三七年水準の正に千二百倍となつた。國內市場におけるさうした事態の發展に直面し、中國通貨安定基金は法幣の實質價値に對し、如何なる決定的機能をも果し得なくなつた。一九四五年三月、イギリス當局は五百萬ポンドをイギリス諸銀行に拂戻すことに決し、これら銀行が安定基金になした貢献に關し、與へられる保證を豫め實行した。公定價値を市場取引により近く調整し、且つ流動資金を出來るだけ多く吸收せんとする見地から、基金當局の金賣却に用ひられる價格は、一九四五年三月末純金一オンスにつき法幣二萬ドルから三萬五千ドルに引上げられ、更に六月に再び三萬五千ドルから五萬ドルに引上げられた。（因みにアメリカにおける金價格は純金一オンスが三十五米ドルである。）この金價格からすれば、一米ドルは法幣千四百三十ドルに相當すべきところ、公定爲替相場は永らく一米ドル＝法幣二十八ドルに据置であつた。金價格は七月には更に高値を見せたが、日本の降伏と共に闇市場相場は下落を示した。

上海においては通貨の混亂が解放後も數ケ月間續いた。上海地區では、南京中央儲備銀行券（日本の傀儡銀行券）が流通してゐた。儲備券は上海奪還と共に無效を宣言されたが、直ちにその全價値を奪はれはしなかつた。一九四五年の初に儲備券二百ドルは法幣一ドルと引換られた。總体的にいつて、民衆は自國通貨を棄て能ふ限り金か米ドルを得ようとつとめる傾向をみせてゐる。

香港においては戰前の香港ドルが復活し、ビルマにおいては戰前のルピー、フイリツピンではペソ、蘭領東インドではギルダーが、それぞれ復活した。ギルダーの爲替價値は、一九四五年九月の英蘭通貨協定により、オランダ本國ギルダー相場が一〇・六九一フロリン＝一ポンドであるにかかはらず、戰前同樣七・六〇フロリン＝一ポンドと定められた。この相場では蘭領東インド・ギルダーは過高な爲替價値を與へられたと主張せられたが、一見したところ輸出は可能のやうであるし、輸入は東インド・ギルダーで表示された場合比較的低價に得られてゐる。

日本においては、一九四五年九月初布告が發せられ、占領軍は、聯合軍によつて使用される場合の日本銀行の閃及錢紙幣の爲替相場を、戰前の相場が一米ドル＝四圓二十三錢であつたのに對し、一米ドル＝十五圓と定めた。その後數ケ月の間に、日本保有の金、銀、プラチナは接收を受け、賠償金支拂に當てるべく剔除された。

第九章　支拂協定

前章において、イギリスが多數の他の國々との間に締結した支拂協定（金融協定乃至通貨協定とも呼ばれる）について觸れた。しかし、この種の協定の最初のものは、イギリスの關與したものではない。それは一九四三年十月二十一日ロンドンにおいて、ベルギー及びルクセンブルグの亡命政府とオランダ政府との間に調印せられたものであり、ベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟とオランダとの間の通貨關係を安定せしめ、又兩者の間の決濟の機構を容易ならしむるこ

とを目的とするものであつた。この目的達成のために双方當事國通貨間の爲替相場が定められ、これら通貨による支拂に對し、相互的便宜許容が設定せられ、又協議の方法が樹立せられた。この最初の協定は、謂はばその後締結せられた諸協定の作成の模型となつたものであるから、稍詳細にその內容を記しておかう。

(1)協定爲替相場は、一フローリン＝一六・五二ベルギーフランであり、これは百ベルギーフラン＝六・〇五三フローリンにひとしい。政府間に豫め同意あるに非ざれば、これらの「公定相場」を變更し得ず、第三國通貨との爲替相場においても右公定相場から裁定せられる相場と乖離する場合は、同樣の條件に從ふものとする。

(2)支拂便宜は各國それぞれ自國通貨で供するものとする。即ちオランダ通貨當局は、ベルギー通貨當局に對して、ベルギーフランの拂込に對し、公定相場でフローリンを供與する。但しそのフローリンは、ベルギー・ルクセンブルグ同盟、ベルギー領コンゴー又はベルギー委任統治地が、オランダ、蘭領東印度又はその他のオランダ王國領土において爲すを要する支拂に使用せらるべきものとする。逆にベルギー通貨當局は、フローリンの拂込に對しフランを供與する。從つて各當事國は相手國の通貨による請求權を取得する。相互に請求權を相殺した後に、いづれかの國が、ベルギーの場合には六千五十萬フローリン、オランダの場合には十億ベルギー・フランを超える差引殘高の貸越となつたときは、兩政府は相互に協議を行ふが、借越國は常時金又は(一定條件の下においては)外國通貨をもつて支拂をなす權利を有する。他方金又はその他の形式の擔保を要求することなきものとし、又右殘高を金又は外國爲替に切替へることも請求し得ない。協約取消さるるときは、貸越殘高は借越國發行に係る貸越國通貨表示の國庫債券に切替へられる。右債券の利子は三%で、五年を超えざる期間內に償還さるべきものとする。

一當事國通貨の金價値が變更せらるるときは、他方當事國の貸越殘高は相當の調整を受ける。

(3)更に各政府及び通貨當局は收支尻の彈力性を維持し、且つベルギー及びオランダの通貨經濟政策と抵觸する操作を防止するため、協調的方策をとる目的を以て、隨時商議を行ふべきことに同意した。第三者は右に依り採擇せられた協約に加入し得べく、又かゝる協約をなすも、ベルギー又はオランダが爲替相場安定のための國際的多角協定に加入することは妨げない。但し兩國は、兩國連帶に非ざれば、右行爲を爲さざる義務を負ふ。

これらの決定によつて如何なる通貨上の新機軸が創始せられたかを檢討するに當り、第一に注意すべきことは、新協定は若干の點において、一九三六年の三國協定よりも、もつと突き進んだものだといふことである。三國協定では出發點となるべき爲替相場を定めなかつたし、又相場變更を合意によるものとせず、單に協議によるものとした。三國協定においては、各當事國の通貨當局間の信用供與の制度が設けられず、經濟政策の問題に關し定期的に協議を行ふことも定められなかつた。まことに協定に基く取引より生ずる殘高は、日々金移動により決濟せらるべきものとされてゐたのである。

この點に關聯して、一九三八年一月二十六日、ポール・ヴアン・ゼーランド氏が、イギリス及びフランス兩政府に對し提出した「國際通商に對する障碍の一般的減廢達成の可能性」に關する報告において、三國協定は「新情勢に適應し、協同の努力に參加する一切の國を包攝する如く擴張せらるべきものなる」ことを考慮してゐた事實を想起するのは、興味あることである。同氏がその概要を示した新通貨協定の參加國は、特に「相互に他の國との關係における各自國通貨の相互的平價比率を規定することを協定し、起り得べき變動を一定限度內に止めることを約定する」。氏は更に「尙必

要であり且保證せらるる限りにおいて、その國の對外債務を書定により調整する」といふ方式で、「過去の清算」を提案して居り、且つ右清算が行はれれば、「轉移を容易にし」、特に「制限より解放せられたる國々に信用便宜を供與する」ことが「望ましいこと」となる。而してかかる目的達成のため、氏は「最近國際決濟銀行の設けた相互信用の方法を協定により擴張すること」を示唆したのである。

大不況中及び第二次世界大戰の開始に至るまでに清算協定の締結を招來した通貨上の發展を理解するためには、一九二九年以降の商品價格急落が、一九三一年絶頂に達した通貨混亂ならびに引續く國際信用機構の甚しき痲痺狀態の主たる原因であつたことを想起する必要がある。爲替市場に對する壓迫が熾烈となつた一九三一年において、若干の國がポンドの例に倣ひ自國通貨の下落を放任し、その結果それら諸國は一般に自由爲替市場を保有することが出來、他方その他の諸國は、通貨及び商業的性質の制限を課することによつて、自國通貨の平價（これは屢々新規に設定せられたものであつたが）を保護することを決定したのである。爲替統制の制度が開始せられるときは、常に外國爲替を市場で自由に購入することは不可能となり、統制の衝に當るものは、利用しうる外國爲替の供給額を、重要と認められる目的に對し割當てねばならなかつた。しかしながら、このことはその他の目的に對しては全く爲替を利用し得なくなることを意味し、又爲替割當に對する申請にして拒否せられるものは逐次增大したから、商業及び金融上の請求權にして決濟せられないものの額は漸次增加することを意味した。その有する請求權の支拂を受領せざるに至つた諸國は、單に新しき事態のなす儘に放置することなく、(I)既に引渡濟の商品に對する支拂を受くること、(II)問題の國に對する輸出を減少せられた範圍においてのみ續行すること、及び、(III)その金融上の請求權の少くとも分割償還を確保することのため諸諸の措置を講じた(註)。

（註）國際聯盟（ジュネーヴ）一九三五年刊「清算協定の研究」參照。

かくて自己の正當なる利益を擁護せんとして、清算協定の問題に關しイニシアティヴをとるに至つたのは、債權國であつた。最初の清算協定は一九三一年十一月、スイスとオーストリヤとの間に締結せられたものであつた。それは通商上の請求權及び金融上の請求權の双方を包含し、又スイスにおけるオーストリヤ債務の履行に關する條項が存した。同じく十一月同樣の協定がスイス・ハンガリー間に締結せられた。

イギリスに關するかぎり、最初の協定は、イギリスのドイツに對する貸付に關する兩國政府間の論議から生じた。一九三四年六月十四日ドイツ政府はドウズ及びヤング貸付を含み、一切の長期及び中期對外債務に關し六ケ月間の完全なる外貨拂停止（Transfer Moratorium）を聲明した。この方策に對する回答として、特定の外國又はその國民に支拂はるべき資金の清算のため、清算事務所を設置する權限を政府に與へ、この資金は該國又はその國民に對するイギリス債權者に支拂を爲すため用ひられると云ふ、法律が英國議會を通過した(註)。しかし一方的方策を課することは不必要であつた。といふのは、ドイツとの間に商議が開かれ、一九三四年八月十日支拂協定が調印せられたからである。

（註）一九四一年三月合衆國商務省刊 International Reference Service 中のトーマス・R・ウイルソンの「イギリスの對外國金融協定」と題する論文參照。

爾後二年の間に、イギリスは右のほかルーマニヤ、イタリー、トルコ、スペイン、ハンガリー及びユーゴスラヴイア並びに若干のラテン・アメリカ諸國（ブラジル、ウルグワイ及びアルゼンチン）との間に支拂協定を締結した。

ヨーロッパ大陸においては、二國間支拂協定の複雜な網の目が漸次設けられつつあつた。未決濟殘高の三角清算方式の設定が企てられたこともあるが、殆ど成功は得られなかつた。協定は債務支拂を確實にし、極めて困難な條件の下においてさへ一定量の通商を繼續せしむる手段として、「必要なる惡」として締結された。かかる二國間協定制度への全般的移行の根因を爲すものは爲替制限であつた。ヨーロッパ大陸における情勢は、ドイツにおけるかかる爲替統制の愼重な維持によつて支配されてをり、そこでは、それは通貨切下の代策として用ひられたのである。けだしドイツ商品價格（清算の基礎とされる公定爲替相場によれば）は、約三〇%方世界水準を上廻つてをり、從つて輸出助成金並びに特別輸入課金による通貨及び通商統制の複雜な体系によつて、人爲的に支へられることを要したからである。まことに、爲替相場の整備が漸を追うて行はれてゐた少數の國においては間もなく爲替統制の緩和が可能となつたことをみるとき、示唆多きものを感ずる。獨立國であつた間のオーストリヤの如きは斯る例であつた。

一九三九年戰爭勃發の際、全く新たなる事態が起つた。イギリス自体戰爭遂行のため、その保有する金及び外國爲替を節約して用ひねばならず、特に爲替統制を行はねばならなくなり、一九三九年九月三日最初の法令が公布された。

既に一九三九年秋、他國（就中フランス及びスエーデン）との間に商議が開かれた。その目的は通商繼續を可能ならしめる方法をつくりだすことであり、又特に各國の國民により相互に、他の市場において保持されうる商業上その他の勘定の性質を決定することであつた。一九三九年十二月十二日、包括的金融協定が英佛大藏省間に締結され、左記公式報告書にその要點が示された。

一、兩國政府は、ポンド・フラン間現行公定爲替相場の變更を回避することは、兩國双方の利益なることにつき意見一致せり。

二、イギリスの必要とするフラン（イギリス遠征軍の所要を含む）は、スターリングによる支拂と交換に供與せらるべくフランスの必要とするスターリング（イギリス帝國における原料品購入に必要なるものを含む）は、フランと交換に供與せらるべし。戰爭繼續の間、兩國はその必要とする相手國通貨の全額を自國通貨拂込により調達し得るものとし、金を調達するの要なきものとす。

三、フランス通貨當局の保有するスターリングは、全スターリング領域に亘り支出のため利用し得べく、イギリス通貨當局の保有するフランは、全フランス帝國に亘り支出のため利用し得るものとす。

四、兩國政府が、金又は米ドルにて支出するを要する戰爭遂行に必要なる費用を衡平に分擔する問題は、尙檢討中なり。

五、イギリス及びフランス大藏省は、聯合國諸政府の金及び外國爲替の保有狀態を檢討するため屢々會合するものとす。

六、孰れの政府も、他方の政府と合意（又は連帶）の上に非ざれば、對外貸付又は信用を爲さざるものとす。

七、孰れの政府も戰爭中保護目的のため又は爲替上の理由に基き、他方の國よりの輸入に對し新規の制限を課することなし。

八、兩國政府は價格に關する自國の政策に關し連絡を維持す。

九、最後に、兩政府は他國への金融的援助及びポーランド聯合軍の費用の如き、共同事業のための一定項目の出費

を共同負擔す。兩政府の出捐は夫々の國富を適當に考慮せる基礎に基き之を定む。一般にフランスの出捐は全体の四〇％にして、イギリスの出捐は六〇％とす。

一〇、本協定は媾和條約調印後六ケ月迄有効とす。

英佛兩大藏省間に締結された右協定は、一九四〇年の春及び夏における事態によつて自らその實際的意義を概ね失つた。イギリスと、在ロンドン國民解放委員會により代表される自由フランスとの間の金融關係を規制するため、新規の諸協定が必要とされた。これら諸協定の最後のものは一九四四年二月八日付のものであり、それは就中スターリング領域の一部としての自由フランス諸植民地について規定してゐる。

しかし聯合國並に中立國との間のこれらの協定並にその他の協定は、戰爭遂行のための方策の一部をなすものであつた。ベルギー・ルクセンブルグ同盟とオランダとの間の、一九四三年十月二十一日付協定（百五十三―五頁にその要點記載）によつて新たなる出發がなされた。けだし本協定は、戰鬪終了後實現さるべき諸條件を考慮したものだからである。それはまことに、平和時の通貨關係を容易ならしむる目的をもつて締結された最初の協定であつた。この先例に倣ふものが現れるには、殆ど一年を經過したが、一九四四年の秋及び一九四五年において、新たなる協定が續々締結されたことは第四十表の示す如くである。

個々の協定に立入ることなく、大略の方向を跡づけるのが興味あることであらう。

一、協定は常に政府間に締結されたが、中央銀行はその代行機關となり、一定の機能がこれに割當てられた。通常の

（表　第四十）

支・拂及通貨協定

月　日	締約國
1943年 10月 21日(1)	ベルギー・ルクセンブルグ同盟――オランダ
1944年 10月 5日	イギリス――ベルギー
〃 10日	フランス――ベルギー
〃 11日	ベルギー――オランダ
1945年 1月 3日-6日	イギリス――エヂプト
2月 23日	フランス――ベルギー
3月 6日(2)	イギリス――スエーデン
〃 22日	フランス――スイス
〃 27日	イギリス――フランス
5月 4日	イギリス――トルコ
〃 28日	イギリス――イラク
〃 30日	スエーデン――ベルギー・ルクセンブルグ同盟
6月 13日	スエーデン――ノルウエー
〃 21日	フランス――スエーデン
7月 13日	フランス――ベルギー(3)
〃 25日	スイス――ベルギー・ルクセンブルグ同盟
8月 10日	スイス――イタリー
〃 16日	イギリス――デンマーク
〃 17日	イギリス――フインランド
〃 20日	スエーデン――ポーランド
9月 7日	イギリス――オランダ
〃 12日	スイス――トルコ
10月 6日	フランス――ベルギー
〃 22日	フランス――アルゼンチン
〃 24日	スイス――オランダ
11月 1日	イギリス――チエッコスロバキヤ
〃 8日	イギリス――ノルウエー
〃 16日	フランス――スイス

(1) 1945年8月20日より有效。
(2) 1945年1月1日より有效。
(3) 追加協定。

通貨法規の主要部分が停止される甚しき通貨不安期においては、政府が少くとも原則の決定並びに必要なる信用上の取極めに對し自ら責任を負ふべきであらう。

從つて必要資金が中央銀行により供給される場合においても、協定より生ずる債務は夫々の政府の責任である。政府と中央銀行間の正確なる關係は、本質上各國が自國の事情に應じ決定すべき國内的問題である。協定より生ずる債務に對する窮極の責任の問題に加へて、他國に便宜を供與するに要する資金を調達するといふ直接的問題がある。この點に關し、中央銀行が直接供給する資金は、原則として、新に創出された支拂手段を表すといふことを想起せねばならない。市場における流動貨幣量を過度に增加せしめることを避けるために既存資金に賴るを要するが、それは政府が直接大衆から借入れるか又は銀行制度を通じて動員される。

政府は例へば豫算の不足を塡補する場合と同樣の方法で、自ら必要資金を借入れ、又は爲替平衡勘定を通じて操作し、以て信用基礎の望ましからぬ膨脹を抑止しようとする。一般に金が「古き」——時には「自動的」と呼ばれる——金本位の下に移動されるときは、中央銀行が金を失ふ市場においては信用收縮の傾向が、又中央銀行が金を獲得する市場においては信用膨脹の傾向が現れる。「金爲替本位」の下においては、事情は稍異る。けだし、外貨を購入する中央銀行は信用の量を膨脹せしめる傾きがあるが、その他の關係市場においては收縮がないからである。そこに起る事態は、一部は通貨を獲得する中央銀行の右通貨使用の方法に依存する。（即ち右通貨が預金として止まるか、或は市場において積極的に使用されるかに依り異る）。「爲替平衡勘定」が關係兩市場において操作を爲す場合は、收縮と膨脹のそれぞれの傾向は共に効果的に相殺される。又「支拂協定」の下においては、信用の量に及ぼす影響如何をア・プリオリに述べることは不可能である。といふのは極めて多くが金融操作の方法如何に懸つてゐるからである。しかし相手國通貨を取得する國（これは即ちその國が相手國に信用を供與することを意味する）が、國内信用の量の望ましからぬ膨脹を避けるため、特別の措置を講ぜねばならぬことは明らかである。

二、時には協定が、通貨關係の再開に對しよりよき基礎を與へるため、過去の債務の清算に關する條項を含むことがある。特に一九三九年十二月十二日の英佛金融協定を明瞭に廢棄した、一九四五年三月二十七日付英佛金融協定、並びにフランス國民解放委員會とイギリス政府との間の一九四四年二月八日付金融協定の場合はこれである。まことに兩國政府は、一九三九年の協定に關し、孰れか一方が他方に對し何ら權利請求を爲さざる旨の結論に到達し、更に「戰爭遂行より生ずる相互に對する一切の金融上の請求權を拋棄することを希望する」旨聲明した。

三、協定においては常に附帶條項が關係通貨の爲替價値の決定に伴ふ。即ち

（I）一定のマージン（多かれ少かれ金本位制に於ける現送點の間の開きに相應する）が、その時その場所において明定せられるか、又は夫々の中央銀行が協議の上決定するものとされる。

（II）相場の變更に對し一定の手續が豫め取極められる。ベルギールクセンブルグ・オランダ協定にあつては、變更は兩政府の承認を必要とする。併しこれは例外であつて、ベルギー及びオランダの亡命政府が、戰後における兩國の緊密な經濟及び金融關係確立のため、より廣汎なる計畫を考慮して居たといふ事實に基くものである。その他の協定においては、通例その相場の變更に先立ち協議を爲すべきものとされ、又は少くとも定められた相場は、「相手國に對し實行可能なる誤りの期限をおいて警告をなしたる後に非されば、孰れの締約國も之を變更し得ざる」旨（一九四五

年三月六日イギリス・スエーデン協定の條項）規定されてゐる。

（III）第三國通貨に關しては、一律の取扱をなすものとする直接の規定を設けてゐるのは、ベルギー・ルクセンブルグ・オランダ協定だけのやうである。原則は英佛協定が述べるやうに、「兩國政府はそれぞれ第三國との通貨關係については自國のみで責任を負ふ」といふことであるが、それにも拘はらず、兩國は「一方の通貨關係が他方の利害に影響を及ぼす場合には連絡をなす」べきことを協定する。更にイギリスの締結した其後の協定においては、締約國政府はその管轄下の領域を通じ、兩通貨の關係に關聯する一切の取引の基礎として、公定相場を用ひることを強制する旨の一般條項が存する。又同樣の條項が、その他の協定においても見出される。

四、協定條項の包含する支拂の種類は、ベルギー・ルクセンブルグ・オランダ協定においては、何ら制限されてをらず、經常勘定支拂と資本勘定支拂を區別してゐない。しかしその他の協定は一定の差別を設け、許容された便宜を享受すべき取引の性質を明定してゐる。英佛協定の一主要部分をなす過去の清算のために、右協定においてはそれぞれの國に居住する私人に屬する一定の殘高をも含め、戰爭より生ずる多數の資本債權の決濟のための條項が設けられた。しかし原則として――これは又英佛協定にもあてはまるのだが――主たる目的は、經常勘定支拂を容易ならしめることであつた。かくて英佛協定は、爲替統制の衝に當る當局は、スターリング領域とフラン領域との間の資本移動を「兩國それぞれの政策の範圍内に」規制することに關し、特に「直接且つ有用なる經濟的乃至商業的目的に役立たぬ移動」を防止することに關し、相互に援助をなすべき旨規定して居る。

その他の多數の協定においては、遙かに詳細な條項が存する。例へばベルギー・スイス協定においては、商業的支拂

の内容として、十五種のカテゴリーが特定されてゐる。非商業的性質の支拂に對しては、特定の條項が設けられ、この種の支拂は、それぞれの中央銀行の供與する特別便宜を極く僅かの範圍で享けうるにすぎない。

五、包攝される地域に關しては、ベルギー・ルクセンブルグ・オランダ協定は、兩國の保有植民地を包含することによつて、多數のその他の協定が倣つたところの先例を作つてゐる。その原則は、協定はそれぞれの當事國の包括的通貨地域に適用され、又は少くとも重要なる關聯を有するといふことである。かくて英佛協定は、スターリング領域とフラン領域との間の支拂を規制し、そしてスターリング領域とは、イギリスに施行されてゐる爲替統制法規が隨時規定する意味のものとし（百三十三頁參照）、一方「フラン領域」なる表現は右協定に特に規定されてゐる（註）。各地域における支配的當事國は固よりその種々なる從屬國の特殊事情を考慮するを要し、又適用さるべき原則は、屢々一般的方法においてのみ指示され得る。一九四五年三月二十七日の英佛協定における次の條項は、多くの點で典型的なものであり、經常取引を容易ならしめることの必要性に關し、特に重點がおかれてゐることが認められる。

「フランス政府及びイギリス政府は、その他の利害關係國の同意の下に、左記を行ふべく努力すべきものとす。

（a）スターリング領域居住者の使用し得るフラン及びフラン領域居住者の使用し得るスターリングを、フラン及びスターリング領域に包含されざる諸國居住者に對する經常的性質の支拂をなすために利用し得るものとなすこと。

（b）フラン及びスターリング領域に包含されざる諸國居住者をして、その使用し得るスターリングをフラン領域居住者に對する經常的性質の支拂をなすため、及びその使用し得るフランをスターリング領域居住者に對する經常

的性質の支拂をなすため使用せしむること」。

（註）一九四五年三月二十七日の英佛協定によれば、「フラン領域」なる表現は、下記領域を含むものとされる。（モナコはその後附加された。）フランス本國（コルシカ・アルジェリアを含む）、モナコ、佛領西アフリカ、佛領赤道アフリカ、マダガスカル及び附屬地、レユニオン島、佛領ソマリー海岸、佛領ギアナ、グアデループ、マルティニック、サンピエール及びミケロン、印度におけるフランス直轄地、印度支那、ニューカレドニア、オセアニアにおけるフランス直轄地、ニューヘブライズ諸島協同統治地、モロッコ及びチュニス保護領、カメルン及びトーゴー佛委任統治地、シリア及びレバノン。印度支那に關しては、その完全解放の後はじめて本條項の適用を受くるものと規定されてゐた。更にニューヘブライズ諸島協同統治地及び印度に於けるフランス直轄領に關しては、本協定條項は、これら領域を一定目的のためにはスターリング領域の一部と看做す現行諸協約を修正せざる旨述べられてゐた。

イギリス・トルコ通商支拂協定における左記條項を、これと比較して見よう。（この種の條項は、現在までイギリスがスターリング領域以外の諸國と締結した一切の協定に共通のやうである）。

「中央銀行（即ちトルコ中央銀行）が、スターリング以外のスターリング領域通貨を、その種通貨が法貨となりをる諸國における支拂に備へるため必要とする限度においては、トルコ中央銀行はスターリング拂込に對し英蘭銀行を通じ、その種通貨を購入すべし」。

スターリング領域を規制する條件に關しては、イギリス・イラク政府間協定におけるイラクの外國爲替需要に關する聲明に注意することは興味あることである。それには次のやうに指摘されて居る。

「現在においては、一定通貨の不足が存する。これらの通貨の最も主なものは、恐らく米ドル、カナダ・ドル、スイス・フラン、スエーデン・クローネ、ポルトガル・エスクードであらう。スターリング領域諸國が、これら通貨を以てなす支拂は、當然引續き何らかの制限に從はねばならぬ。」この統制は、スターリング領域圏たることの利益を維持し、スターリング領域の基礎通貨としてのスターリングに最大限の支持をなすことを利益と認める關係諸國政府により實施される」。

六、支拂協定の主たる目的の一は、支拂に對する便宜を設けることであるから、この點に關して、若干の主要なる問題が生ずる。留意すべきは次の諸點である。

（1）便宜は常に各締約國の自國通貨で供與される。

（2）便宜の範圍に關しては種々の方法がある。若干の協定においては、金額が明瞭に規定される。例へば、英佛協定においては、イギリスは一億ポンドまでの無利子の信用をフランスに與へ、フランス政府は二百億フランス・フランを限度とする同樣の信用をイギリスに與へた。しかしこれらの金額が不充分となれば、兩國政府は充分なる齊金を常時利用し得るやうにするため、右金額を增額する目的をもつて、相互に協議を行ふ。

多數のその他の協定においては、金額がより迂回的方法で示されてゐる。當初のベルギールクセンブルグ・オランダ協定の如きはその例であり、フランス・ベルギー協定にも同じ方法が用ひられた。同協定には、次のやうな條項がある。即ち、相殺後の殘高が十億フランス・フラン、又は八億八千三百萬ベルギー・フランを超えるときは、兩國中央銀行は協議を行ひ、貸越のものは、その殘高を協定價格で金に切替へることを要求し得る。しかし當初示された金額を增加することに對して便法が殘されてゐた。

第三群の諸國においては、協定自体には、何らの制限が規定されてゐない。イギリス・スエーデン協定の如きはそ

の例である。しかし一定の通商協約に關聯して、當事國が考慮しある便宜の範圍に關しては、諒解に達したものと傳へられてゐる（註）。各個の國にとつては、一聯の支拂協定を受諾することによつて出資すべき最大限度が何程であるかを少くとも一般的方法において知ることは固より絶對必要である。

（註）當事國の考慮しある限度に關しては、しばしば公表された情報のないことがあるから、一九四三年以來各國間に締結された多數の支拂協定において規定された金額の總計を確めることは不可能である。しかし一九四五年の秋までに（一方の側のみにおける）純殘高は、ほぼ三億ポンド乃至十億ドル以上に達したやうである。（相互に相殺された金額をも含む）延べ金額は當然もつと多くなる。

（3）第一に各政府は（他方の當事國通貨と引換に供せらるべき）自國通貨による債務を負擔する。そして若干の協定（例へばイギリス・ベルギー協定）においては、これは又最終的債務を現はす。しかしイギリスが當事者となつてゐない協定においては、概ね關係通貨の爲替價値が變更されるときは、債務の價値を再調整すべき旨の規定がある。又協定が効力を失つたときは、債權國通貨により未決濟殘高を拂戻すべき旨の規定があるやうである。最初のベルギー・ルクセンブルグ・オランダ協定において採用された方法はこれであり、多くのその他の協定がこれに倣つてゐる。時には利率及び償還期限に關し、附加的條項のあることもある。

（4）一國の貸方に資金が蓄積されるときは、如何なる條件の下に右金額が投資せられるかの問題が生ずる。原則はそれぞれの中央銀行を通じてのみ投資がなされ得るといふことである。イギリス・スエーデン協定においては、「スヴェリゲス・リクスバンクの保有するスターリングは、英蘭銀行の同意する方法においてのみ保有且つ投資せられ、英蘭銀行の保有するスエーデン・クローネは、スヴェリゲス・リクスバンクの同意する方法においてのみ保有且つ投資せられるものとす」と規定されてゐる。

時としては、より詳細な條項が設けられた。フランス・スイス協定においては、例へば主要勘定において、貸方殘高が少くとも五千萬フランス・フランに達するときは、スイス國立銀行は隨時スイス國立銀行の公定利率を有し、且つフランス銀行に保有さるべき三ケ月のフランス國庫債券を取得する選擇權を有する。更にスイス國立銀行は、隨時右債券の全部又は一部を、フランス銀行において、フランス銀行の公定利率により割引をなす權利を有する。逆に貸方殘高が少くとも四百萬スイス・フランに達するときは、フランス銀行はフランス銀行の割引利率を有する三ケ月のスイス國庫債券を取得する同樣の權利を有し、右債券はスイス國立銀行において割引くことが出來る。

七、協定の有効期間は、協定により非常に異る。英佛協定は一年の期間を以て締結され、少くとも右期限滿了三ケ月前に、情勢の必要とする修正を考慮に入れ、更に一年間本質的條項を延長する可能性を檢討する目的を以て、會談を行ふものとする。一方イギリス・スエーデン協定は、五年の期間を以て締結せられ、いづれの政府も隨時三ケ月前に廢棄の豫告を與へることが出來る。フランス・スイス協定は三年の確定期間で締結され、いづれかの締約國がその失効六ケ月前に終了の豫告を爲さざるかぎり、一時に一年間自動的に更新される。

各種支拂協定の一切の標眼にも拘らず、上記諸例は代表的のものと看做してよい。けだし一般的構成においては明瞭なる均一性があり、そこに見られる各種の乖離は、個々の國に影響する特殊事情に適應するため導入されて居るのである。

爲替相場決定に當つては、一方において緊急の場合における協議並びに整然たる變更に關し規定が爲されてはゐるが、各國の自國通貨政策に對する基本的責任が强調されてゐることは注目すべきである。そしてその各國の任務は、國際收支における商業的その他經常的取引の處理に關し、より大なる彈力性を與へるところの、便宜供與によつて或る程度容易になつてゐるのである。供與される便宜は、然らざる場合金輸出によつて得らるべき資金に相當すると稱し得る。――これは支拂協定の下における資金の源泉に關しても當篏る相似である。といふのはこれら資金は原則として先づ第一に中央銀行から生ずるものだからである。

しかしながらこれは、支拂協定を通じて得られる便宜は、それ自体では單に金融問題の部分的解決――即ち支拂手續の容易化、特に平和的通商關係を樹立するときにおけるその容易化――を齎し得るに過ぎない理由の一つである。これらの便宜は銀行制度の正常なる作用及びその他の形式の國際貸付投資によつて補足されるを要する。まことに貿易金融といふ仕事においては、愈々益々普通銀行の援助を求める傾向が顯著である。斯くてスイスがオランダに許容した便宜の若干は、私的銀行によつて行はれたのである。同じ傾向の今一つの樣相は、先物相場の設定であり、それは通常の金融徑路への復歸に役立つ。大規模の對外金融は、經常的貯蓄に基礎をおくを要するが故に、自然かかる金融は純粋貯蓄の導管として働く機關を通じ作用するを要するのである。

金融的便宜の目的は、固より物資及び用役の移動を助成することである。これが主たる考慮點であることは諸協定の商議を通じ愈々益々明瞭になり、一定期間内に特定量の商品を受渡すことを約定することが、商議繼續の本質的條件として、當事者の一方又は双方によつて主張された。協定の中には、實行さるべき一定の受渡を列擧して居るものさへある。一九四五年三月二十七日の英佛協定の如きはその一例である。又協定自体がこの點について觸れて居ない場合でも、附錄又は書信（これは必ずしも公表されるものではない）に、協定された受渡に關し、かなり詳細な條項が規定されることは屢々認められる。（需要の大きな商品たる石炭に關しては、少量の受渡、謂はばほんのしるしだけの受渡しさへ時としては明瞭に掲げられてゐる。これは恐らくは主として關係受渡の再開――如何に少量であらうとも――を確實にするためであらう。）

しかしながら全体としては支拂機構に關する協定を嚴密に商業的性質の協定とは關聯せしめず、以て二國間協定の陷りやすい危險、即ち協定はとかく通商の流れを不自然なる水路に陷らしめがちだといふことを防ぐための企てがなされてきたやうに思はれる。

二國間通商協定の大きな不便の一つは、清算において貸方殘高を獲得する國は、右金額が不定期間封鎖されるのを容認するか、或は屢々實際は必要としない物資によつて支拂を受けるか、又は最も安い市場で購入する場合要するよりも、より高い價格を支拂ふかのいづれかを行ふを要するといふことである。主要原料品の供給を含み輸入品に對しより高い價格を支拂ふことは、忽ち輸出貿易の發展に對する重大なる障碍となる。更に清算協定によつて樹立される相互依存が、一協約國の他方協約國に對する政治的從屬及び經濟的搾取の危險を招來しないやう警戒するを要する。

この點に關聯して、一九三〇年代におけるドイツの經驗は極めて興味深いものである。百四十三頁に述べたやうに當時ドイツはライヒスマルクの減價を公式に認めず、國外における物資の賣買に關する凡ゆる種類の考案と共に、二國間協定を含む複雜な制度を發展させた。これらの方法にも拘らず、ドイツは一九二九年に有した貿易量を回復することは

全く出來なかつた。まことに三十年代を通じ、ドイツの外國貿易は、その量において一九二九年の水準を約三〇乃至四〇％下廻り、一方爲替統制を行はなかつたその他の國においては、一九三七年には貿易量は一九二九年の水準と、さまで異らなかつたのである。（卷末第八圖表參照）

三十年代に用ひられたドイツの通商制度の下において、高い國內價格水準と世界市場における、より低い價格との間の差異を、特別輸入稅の賦課並に特別輸出助成金の許容（これは平價切下に優るものとして採用された解決策であつた）によつて、帳消しにする試みが行はれた。かかる制度に含まれる不定の要素（けだし、平價切下は全般に亘り一樣に適用されるのに對し、助成金は場合に應じ變り得るから）は別としても、それは實際上舊貿易量を恢復し得ないものであつた。一九三九年以來、最小限の商品移動を確保するに必要な特別稅を課し、又は特別助成金を與へるため、多くの場合において「價格平衡資金」が設けられた。急激な戰時の不足に拮抗する目的をもつて、最も變化に富んだ考案に據つたのであつたが、同樣の考案は逐次進歩する經濟において擴大する貿易量を招來し得るものではない。まことに、最も多額の助成金は通例生產費の最大なるものに與へられねばならない（しからざればこれらは輸出不能と成るから）、といふことは事實である。しかしながらこのことは最も能率低きものに特別の奬金を與へることを意味するのである。

第十章　ブレトン・ウッヅ協定

各種の支拂協定の中には、殆ど常に、締約國政府のいづれかが一般的國際通貨協定に加入するときは、當該特殊協定の條項は必要なる修正を爲すために再檢討さるべき旨の條項が包含されて居る。この理由は勿論、一九四四年七月一日から同二十二日に至る間、ブレトン・ウッヅにおいて開催された會議で採擇を勸奬された協定へ加入の路を開かうと望むことにある。この會議で四十四ケ國が正式に代表を出席せしめて協議した結果、「國際通貨基金」及「國際復興開發銀行」の設立に關する「協定條文」を受諾（但し夫々の國の批准あるを要する）することとなつたのである。

國際通貨基金に關するかぎり、生ずる問題は、必然的に支拂協定によつて起される問題と同樣である——實際基金はこれら諸協定の背景を爲すものと全く同樣の諸思想にその起源を有してゐる。ここにブレトン・ウッヅ協定を詳細に亘り批判する必要はない。けだし同協定は既に周知のものとなつてゐるからである。しかし支拂協定について前章でなした分析におけるとほぼ同じ項目の下に、最も重要な規定を次に分類して見よう。

一、基金設立に關する協定は、（銀行の場合も同樣だが）本質上、基金の成員たる各政府間の協定である。しかし中央銀行及びこれに準ずる機關は、假令國有でなくても、實際の作用といふ段に成ると重要な機能を行ふものであり、「各加盟國はその大藏省、中央銀行、安定資金、その他これに準ずる財務機關を通じてのみ基金と取引すべく、且基金はこれら機關に對し、又はこれら機關を通じ取引を爲すべし」と規定されて居る。

二、過去の清算は基金の關與するところではない。「基金は救濟若しくは復興に對し便宜を供與し、又は戰爭の結果生ずる國際債務を取扱ふの目的を有せず」と明瞭に規定されて居る。（註）

（註）基金の精確な範圍に關しては、大統領に對し、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への合衆國の參加を承認する權限を與へたところの、一九四五年七月三十一日付ブレトン・ウッヅ協定法を以て、合衆國がより進んだ限定を爲して居る。右法令の第十三

條は基金の機能の解釋を目的とするが、それによれば基金資金は、經常取引より生ずる加盟國國際收支における季節的、周期的及び緊急の變動に關して、加盟國に對し、一時的援助を與へる目的を以てする經常的通貨安定操作にのみ用ひられるものとし、救濟復興又は軍備に對し便宜を供與したり、或は加盟國からの巨額若くは持續的資本流出を賄ふため使用されてはならない。（百八十八頁註參照）

三、他方爲替安定の促進、加盟國間の秩序ある爲替協約の維持、並に競爭的爲替切下の防止が基金の主要目的に含まれてゐる。關係條文の要點は次の如くである。

（1）各通貨は共通表示者としての金又は一オンス三十五ドルの米ドルにより表示される原平價を與へられる。特別の取極が必要とされる場合を除き、加盟國通貨の平價は本協定發効六十日前における相場、即ち本協定雜則に從へば本協定發効の期限は一九四五年十二月三十一日（註）なるが故に、遲くとも一九四五年十一月一日における相場により定められる。

（註）ブレトン・ウッヅ會議において、同會議に代表を派遣した各政府は、一九四五年十二月三十一日迄ワシントンにおいて本協定に調印するものと定められた。本協定の効力發生には、ブレトン・ウッヅにおいて定められた醵出割當總額の六五％を占める諸政府が調印するを要する。原平價の決定については、國際通貨基金協定は、一定の場合には協定發効六十日前における爲替相場から自動的に生ずる平價以外の平價を定めることあるべき旨規定してゐる點を附記せねばならぬ。更に、本國を敵に占領された加盟國については特別の規定が適用される。

（2）加盟國間における金及爲替の一切の取引は平價を基礎とし、所定マージンを加減したものに據るを要し、金の場合にはマージンは基金が規定するを要する。直物爲替取引の場合には、右マージンは一％を最大限度として定められるが、その他の爲替取引の場合には、直物爲替相場のそれを超える超過マージンは、基金の妥當と思惟する限度を超え得ない。

金と引換に直接又は間接に他の加盟國通貨を取得せんとする加盟國は、相等しき利益を以て爲し得るかぎり、金を基金に賣却することに依り右通貨を取得せねば成らない。但し加盟國領域内の鑛山から新規に生産された金は、いづれの市場においても賣却することが出きる。更に加盟國は金と引換に基金に對し自國通貨を賣却することを要求される場合がある。これは基金がいづれかの通貨の保有額を增加せんとする場合特に重要な規定である。

（3）加盟國通貨の平價の變更に關しては、先づ第一に右變更は（a）該加盟國自体の提議に基いてのみ、（b）基金と協議した後においてのみ、且つ（c）基礎的不均衡を是正する目的のためにのみ、これを爲し得ると規定されてゐる。而して一方において自由と柔軟性、他方において安定爲替の望ましきこと、の矛盾する要求を前にして、ブレトン・ウッヅ會議は次のやうに規定した。

各加盟國は（從前一切の變更を加算して）金平價から一〇％だけ乖離する權利を有し、かかる場合には基金は異議を唱へ得ない。

提議された變更が更に一〇％を超えないときは、基金は同意若しくは反對し得るが、七十二時間以内にその決定を與へるを要する。

更に大なる變更が提議されるときは、基金は回答を與へるべき期限を延長することを得る。

しかしながら基金は「その變更が基礎的不均衡の是正に必要なる旨確認したときは」右提議に同意しなければならない。（註）しかしこの點に關し、基金は「變更を提議したる加盟國の國内社會的又は政治的政策を理由としてその提

譲せられたる變更に反對」し得ない。――この規定により、平價の變更を考慮するに際し、一定の國内問題は基金の權限外におかれるわけである。

（註）「基礎的不均衡」の概念については、何らの定義もなされてゐない。ブレトン・ウヅズの提案に關する文獻は急速に增加しつつあるが、それら文獻においては、原則として多くの紙面が「基礎的不均衡」を如何樣に了解すべきかに關する論議に割かれてゐる。この概念を定義する試みが全く行はれなかつた主な理由の一つは、恐らく種々多樣の事態が起り得るといふことであらう。例へば一國は機構的不均衡、又は國内的財政インフレーションに依り生じた不均衡、或は世界市場における持久的物價下落の反響に逢着するかも知れぬ。これら一切の場合を包攝する原則を作りあげることは難事であらう。一國の爲替關係における相當程度の不均衡是正は望ましいことであるから、實際上の標準は、恐らく爲替相場の變更以外の方法では除去し得ない不均衡は、之を基礎的不均衡と看做すを要するといふことであらう。しかしながらこれは多分に純形式的指針である。けだし、不均衡是正に必要な國内的方法の實施を一國が意圖するか否かは、假令そのため國内市場において「好ましからざる」方策を採るを要するとしても、恐らくは爲替安定を維持することが重要であるといふことについての、この種問題に關係する人々の間の一般的態度に據るところ多大であるからである。他の思想におけると同樣、經濟及貨幣の思想においても「型」があるといふことを忘れてはならない。（この點に關し國際決濟銀行第十二回年次報告四十一頁――四十四頁參照）

（4）又「加盟國は、その變更が基金加盟各國の國際取引に影響せざる如き場合は、基金の同意なくして自國通貨の平價を變更し得る」旨規定されてゐる。――この規定は、ソ聯邦代表が提出した問題の論議の後に協定されたと傳へられてゐる。

（5）興味ある新機軸は、一定の事情の下において、凡ゆる通貨の平價の一律變更をなし得るものとされたことである。推測するに、これは金の供給量の不足又は過剩を緩和し、以て商品價格のより大なる安定を促進するために、金價格が全般に亘り變更されることあるべきを意味してゐる。

四、基金資金を以てなさるべき支拂の種類は、基金の目的と合致するを要する。特殊なる目的は「經常的國際取引のための支拂及振替に對する制限」を防止することであり、これに依て「經常取引の結果最近（註）取得されたる」、又は「經常取引のための支拂をなすに必要なる」資金の轉換性を確保することである。斯る資金は、轉換を要求する加盟國の通貨又は金（要求を受ける加盟國はこれら二種の支拂方法のいづれかを選擇し得る）に轉換される。

（註）「最近」なる語は、明らかに、戰爭の結果として多數の國がロンドンに保有するスターリング殘高の如き蓄積債務が、本協定規定の轉換性の規則の適用を受けないことを確實にするため用ひられて居る。

他方において基金資金は「巨額又は持續的資本流出を賄ふため」使用するを得ず、基金は加盟國に對し基金資金の斯る使用を防止するため統制をなすべき旨要請することさへできる。從つて各加盟國は國際資本移動を規制するに必要な如何なる統制をも課するを得るが、斯る統制は經常取引のための支拂を制限せざることを要する。經常勘定支拂と資本勘定支拂との區別は、ブレトン・ウヅズ會議によつて企圖された通貨機構の運營に對し、基本的重要性を有するものである。（註）

（註）經常勘定支拂は、理論的といふよりはむしろ實際的見地から次の如く定義されてゐる。「經常取引のための支拂とは、資本移轉を目的とせざる支拂を謂ひ、且つ左記を含むも左記に限定せられざるものとす。

（1）外國貿易其他の經常取引（サーヴィスを含む）並に正常なる短期商業及信用業務に關聯し爲すべき一切の支拂

（2）貸付に對する利子並に其他の投資よりの純所得として爲すべき支拂

（3）貸付の償還又は直接投資の償却の爲めの妥當なる額の支拂

（4）家族生活費の爲めの妥當なる額の送金

基金は關係加盟國と協議の後、特定取引が經常取引と看做すべきや資本取引と看做すべきやを決定することを得」。

五、包攝される地域に關しては、各加盟國の調印は本協定を自國のためのみならず、一切の植民地及びその權威の下にあるその他の領域のためにも、受諾することを示すものと看做される（イギリス自治領及びインドは勿論自己の權利において基金の獨立加盟國に數へられる）。但し加盟國が平價の變更を提議する場合は、右提議はその權威の下にある地域の一種又は數種の特定通貨にのみ關聯する旨宣言することが出きる。

相手地域の異るに從つて不當に取扱を異にすることは、各加盟國の負擔する「差別的通貨取極又は多元的通貨措置を行はざる」義務によつて禁ぜられてゐる。

六、支拂に對する便宜供與についての取極は、數個の點において支拂協定を想起せしめるものがある。

即ち各加盟國は自國通貨額を利用に供するを要する。支拂協定の下においては、支拂に必要なる金額は、原則として、實際の支拂の流れと歩調を合せてのみ利用に供される。しかしブレトン・ウッヅ案においては、各加盟國は一定の金額を醵出するを要し、而もその一部は自國通貨により一部は金により醵出をなす――金は自國醵出割當額の二五％又は金及び米ドルの純公的保有額（譯註）の一〇％のいづれか少き額まで醵出するを要する。基金にして加盟國通貨の一部が基金業務上必要なしと思惟するときは、その代りに讓渡禁止且無利子の證券を額面により受領し得る。斯くて基金は各加盟國に割當てられた醵出割當額に從ひ一定の資產の所有者となる。ブレトン・ウッヅにおいては第四十一表の如き割當額が、會議に代表を派遣した諸國に對し規定された。（その算定の基礎は示されてゐないが、加盟豫定國の通貨準備・外國貿易量並に國民所得の多寡に重點をおいたものと了解されてゐる。）

（譯註）原文は「金若くは米ドルの純保有額」と成つてゐるが正確を欠く。

（第四十一表）

國際通貨基金加盟國醵出割當額

國名	百萬米ドル	國名	百萬米ドル
オーストラリヤ	200	インド	400
ベルギー	225	イラン	25
ボリビヤ	10	イラク	8
ブラジル	150	リベリヤ	0.5
カナダ	300	ルクセンブルグ	10
チリー	50	メキシコ	90
中華民國	550	オランダ	275
コロンビヤ	50	ニユージーランド	50
コスタリカ	5	ニカラグア	2
キユーバ	50	ノルウエー	50
チエツコスロヴアキヤ	125	パナマ	0.5
デンマーク	*	パラグワイ	2
ドミニカ共和國	5	ペルー	25
エクアドル	5	フイリピン共和國	15
エヂプト	45	ポーランド	125
エルサルヴアドル	2.5	南阿聯邦	100
エチオピヤ	6	ソ聯邦	1,200
フランス	450	イギリス	1,300
ギリシヤ	40	合衆國	2,750
ガテマラ	5	ウルグワイ	15
ハイチ	5	ヴエネズエラ	15
ホンヂユラス	2.5	ユーゴスラヴイヤ	60
アイスランド	1		

* デンマーク醵出割當額は同國が協定に署名をなす意圖なる旨表明したる後その署名に先立ち基金により決定せられる。

（註）醵出割當額は左記事項を決定するものだからこれを公正に定める事は極めて重要な事である。

(1) 各加盟國の票決權（基金の日々の決定事項において制限多數決によるべき旨の特別規定が多數あることを考へればこの重要さは些少なものではない）。

(2) 基金に對し爲すべき醵出額　及び

(3) 多くの點における基金資金使用權

基金資金を利用し得る資格に關しては、支拂協定の基本的觀念の若干がブレトン・ウッヅ案においても用ひられてゐることと次の通りである。

支拂協定の下においては、一國はその必要とする相手國通貨を「購入」するのであるが、それと同じやうに、基金資金を使用せんとする基金加盟國は「自國通貨と引換に基金から他の加盟國通貨を購入」する。斯くて、基金との取引は「信用取引」(即ち一定條件における特定額の借入)とは解されない。しかしさうとしても、信用取引の通常の要素に類似した一定の要素が再び現はれる。即ち基金に對し百分率で表示される各種の「賦課金」の支拂であるが、これは信用の場合に支拂はるべき手數料並に利子と餘り異るものではない。

支拂協定においては、一方の當事國が利用に供する金額は直接他方の當事國によつて使用され得るが、基金加盟國が基金資金を利用し得る權利は一群のかなり複雜な規則によつて規制される。尤も「自動的」權利の如きものが保有されてゐる。即ち加盟國は十二ヶ月間にその割當額の二五%、つまり四分の一まで基金資金を利用する資格がある。但しその加盟國がこのやうにして基金を使用する總額は二〇〇%即ち割當額の二倍を超えるを得ない。(註×課註)

(註) それゆゑ基金發足最初の年において、加盟國が通常基金より取得を期待しうる通貨額は、自國醵出額の一部として基金に拂込む金の額に限定される。基金の加盟國通貨保有額がその國の醵出割當額の七五%未滿となるときは、(これは通例基金保有額が、該加盟國が當初自國通貨を以て基金に拂込んだ金額よりも少くなることを意味する)右の二五%の制限は適用されない。即ち該加盟國は、自國原醵出額の一部の基金による賣却を謂はば輕減にするため、當時基金から通貨を取得出來る。

(課註) 正確にいへば加盟國の基金資金使用(即ち外貨購入)の結果基金の該加盟國通貨保有額がその國割當額の二〇〇%を超えてはならぬのである。當初醵出割當額の七五%を自國通貨で拂込んでゐるのだから、餘點をこれだけにかぎつて考へれば、外貨購入の餘裕範圍は醵出割當額の一二五%である。

しかしこの權利は全く無條件ではない。右加盟國はその需要する通貨が、「本協定の條項と合致する支拂を該通貨でなすため現に必要とされる」ことを示さねばならない。更に基金が、當該通貨が「稀少」なる旨通知してゐないことを必要とするし、最後に該加盟國が「基金資金使用資格なき」旨宣言されてゐてはならない。(右加盟國が、これらの資金を基金の目的に反する方法で使用した場合、又はその他本協定に基く義務を履行しない場合は、使用資格を失ふのである)。特別の許可なくしては、先物爲替取引のため保有する通貨を取得するため、基金資金を使用し得ない。

しかし基金は、加盟國のなす基金資金使用を制限する諸條件を放棄(特に「基金資金の巨額且繼續的使用を回避し來りたる記錄を有する加盟國の場合」)し得るといふことによつて、若干の彈力性が設けられてゐる。特別の便宜を求める加盟國の「定期的或は例外的必要」に對しては、特別な考慮が與へられる——國際通貨基金は、比較的少額且一時的の剩餘及不足に對してのみ設けられてゐるのだから、これは當然と看做さねばならない。

加盟國が基金資金を使用する場合は、自國通貨と引換に、基金から他の加盟國通貨を購入することによつてこれをなすのであるから、取引の差引の結果は、基金の購入國通貨保有額が增加するといふことである。取引が信用ベーシスで構成されてゐるとすれば、該加盟國は自國通貨で債務を負つたといひ得る。一定の賦課金が課せられる。これは基金資金の過度且長期に亘る使用を抑止する如く調節されてゐる。各加盟國は、先づその取得した通貨の價値に對し、二分の一%乃至一%の一度かぎりの取扱手數料を支拂ふを要する。更に加盟國は、「基金の自國通貨保有額が自國割當額を超える場合、その超過部分の平均每日殘高に付」保有額の多寡及び期間に應ずる累進的な割合による課金を拂はねば成らない。この課金は逐次五%まで昇り、その後は懲罰的追加課金を課し得る。通貨保有額に對する課金が四%に達すれば基